

13 は当該会社の一若しくは二以上の子会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社となりなす。

この法律において「主要株主基準値」とは、

19 18
えない範囲内において政令で定める金額以下の保険（政令で定めるものを除く。）のみの引受けを行う事業をいう。

この法律において「少額短期保険業者」とは、第二百七十二条第一項の登録を受けて少額短期保険業を行う者をいう。

この法律において「生命保険募集人」とは

26 25
この法律において「保険仲立人」とは、保険契約の締結の媒介であつて生命保険募集人、損害保険募集人及び少額短期保険募集人がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のものを行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）をいう。
この法律において「保険募集」とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。

て準用する第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第一百条の規定により行う業務（自動車損害賠償責任保険事業を除く。）並びに当該外国損害保険会社等のために損害保険募集人が行う保険募集をいう。

この法律において「特定生命保険業務」とは、第二百十九条第四項の特定生命保険業免許を受けた同条第一項の特定法人の同項の引受社員が第二百九十九条において準用する第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第一百条の規定により行う業務並びに当該引受社員のために生

14 该会社の議決権の保有者である場合にあつては、百分の十五)をいう。

する役員並びに監査役、監査等委員会の委員会の委員長の監査委員会の委員の監査委員（以下「監査等委員」という。）及び監査委員会の委員の監査委員（以下「監査委員」という。）を除く。以下この条において同じ。）若しくは使用者若しくはこれら者の使用者又は生命保険会社の委託を受けた者若しくはその者の再委託を受けた者

27 この法律において「公告方法」とは、株式会社及び外国会社である外国保険会社等にあっては会社法第二条第三十三号（定義）に規定する公告方法をいい、相互会社及び外国保険会社等（外国会社を除く。以下この項において同じ。）にあっては相互会社及び外国保険会社等が公生会の法律又は他の公生会の法律による公報に規定する方法をいい。

34 条、第九十八条、第九十九条及び第百条の規定により行う業務並びに当該引受社員のために生命保険募集人が行う保険募集をいう。

この法律において「特定損害保険業務」とは、第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた同条第一項の特定法人の同項の引受社員が第二百九十九条において準用する第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第百条の規定により行う業務（自動車損害賠償責任保険事業

15
可を受けているものをいう。

20 らの者の役員若しくは使用人で、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行ふものをいう。

この法律において「損害保険募集人」とは、損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。次項において同じ。）の役員若しくは使用人、損

29 28
勧する方法によりしなければならないものとされてい るものを除く。)をする方法をいう。
この法律において「指定紛争解決機関」とは、第三百八条の二第一項の規定による指定を受けた者をいう。
この法律において「生命保険業務」とは、生命保険会社が第九十七条、第九十八条及び第九十九条の規定により行う業務並びに他の法律により行う業務並びに当該生命保険会社のたゞ

36 35 条、第九十八条、第九十九条及び第一百条の規定により行う業務（自動車損害賠償責任保険事業を除く。）並びに当該引受社員のために損害保険募集人が行う保険募集をいう。

この法律において「少額短期保険業務」とは、少額短期保険業者が第二百七十二条の十一第一項の規定により行う業務及び当該少額短期保険業者のために少額短期保険募集人が行う保険募集をいう。

この法律において「保険仲立人保険募集」とは、保険仲立人（以下「保険契約の媒介の者」と

議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、該当会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うこと

この法律において「損害保険代理店」とは、損害保険会社の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）で、その損害保険会社の役員又は使用人でないものをいう。

生命保険募集人が行う保険募集をいう。この法律において「損害保険業務」とは、損害保険会社が第九十七条、第九十八条及び第十九条の規定により行う業務（自動車損害賠償保障法（昭和三十一年法律第九十七号）第五条第一項（責任保険又は責任共済の契約の締結強制）に規定する責任保険に係る保険金等（同法第十六条の二（休業による損害等に係る保険金等の限度）

38	この法律において「保険仲立人保険募集」とは、保険仲立人が行う保険契約の締結の媒介をいう。	この法律において「保険業務等」とは、生命保険業務、損害保険業務、外国生命保険業務、外國損害保険業務、特定生命保険業務、特定損害保険業務、少額短期保険業務又は保険仲立人保険募集をいう。
37	この法律において「保険業務等」とは、生命保険業務、損害保険業務、外国生命保険業務、外國損害保険業務、特定生命保険業務、特定損害保険業務、少額短期保険業務又は保険仲立人保険募集をいう。	この法律において「苦情処理手続」とは、保険業務等関連苦情（保険業務等に関する苦情を

者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。「保険持株会社」とは、保険会社を子会社とする持株会社(私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年五月三日法律第百四十九号)による)

は少額短期保険業者の委託を受けた者若しくはその者の再委託を受けた者（法人でない社団又は財團で代表者は管理人の定めのあるものを含む）。若しくはこれらの者の役員若しくは使用者で、その少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行うものをいう。

この法律において「保険募集人」とは、生命

度に規定する保険金等をいう)の支払及び第三十四項において「自動車損害賠償責任保険事業」という。」を除く。)並びに他の法律により行う業務並びに当該損害保険会社のために損害保険募集人が行う保険募集をいう。

この法律において「外国生命保険業務」とは、外国生命保険会社等が第百九十九条において準用する第九十七条、第九十八条、第九十九条

この法律において「苦情処理手続」とは、保険業務等関連苦情（保険業務等に関する苦情をいう。第三百八条の七、第三百八条の人及び第三百八条の十二において同じ。）を処理する手続をいう。

この法律において「紛争解決手続」とは、保險業務等関連紛争（保険業務等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。第三百八条の七、第三百八条の八及び第三百八条の十三から第三百八条の十五までにおいて同じ。）について専門手続によつて解決を図る

う。条第三項ただし書の認可を受けているものをいふ。

24 この法律において「所属保険会社等」とは、生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人が保険募集を行う保険契約の保険者となるべき保険会社（外国保険会社等を含む。）又は少額短期保険業者をいう。

条及び第百条の規定により行う業務並びに当該外国生命保険会社等のために生命保険募集人が行う保険募集をいう。

32 この法律において「外国損害保険業務」とは、外国損害保険会社等が第百九十九条において

損害保険会社等のために損害保険募集人が行う
保険募集をいう。

この法律において「特定生命保険業務」と
は、第二百十九条第四項の特定生命保険業免許
を受けた同条第一項の特定法人の同項の引受け社
員が第二百九十九条において準用する第九十七
条、第九十八条、第九十九条及び第一百条の規定
により行う業務並びに当該引受け社員のために生
命保険募集人が行う保険募集をいう。

この法律において「特定損害保険業務」と
は、第二百十九条第五項の特定損害保険業免許
を受けた同条第一項の特定法人の同項の引受け社
員が第二百九十九条において準用する第九十七
条、第九十八条、第九十九条及び第一百条の規定
により行う業務（自動車損害賠償責任保険事業
を除く。）並びに当該引受け社員のために損害保
険募集人が行う保険募集をいう。

この法律において「少額短期保険業務」と
は、少額短期保険業者が第二百七十二条の十一
第一項の規定により行う業務及び当該少額短期
保険業者のために少額短期保険募集人が行う保
険募集をいう。

この法律において「保険仲立人保険募集」と
は、保険仲立人が行う保険契約の締結の媒介を
いう。

この法律において「保険業務等」とは、生命
保険業務、損害保険業務、外国生命保険業務、
外国損害保険業務、特定生命保険業務、特定損
害保険業務、少額短期保険業務又は保険仲立人
保険募集をいう。

この法律において「苦情処理手続」とは、保
険業務等関連苦情（保険業務等に関する苦情を
いう。第三百八条の七、第三百八条の人及び第
三百八条の十二において同じ。）を処理する手
続をいう。

期) (同法第三百三十四条第一項(会計参与の任期)において準用する場合を含む。)、第三百三十六条第二項(監査役の任期)、第三百八十九条第一項(定款の定めによる監査範囲の限度)及び第四百二条第五項(ただし書の規定は、株式会社については、適用しない。

(株主総会参考書類及び議決権行使書面等)

第十三条 株式会社に対する会社法第三百一条第一項(株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等)、第四百三十二条第一項(会計帳簿の作成及び保存)、第四百三十五条第一項(会計帳簿の作成及び保存)、第四百三十六条第一項及び第二項(計算書類等の監査報告書類等)、第四百三十九条(会計監査人設置会社の特別)並びに第四百四十二条第一項(計算書類の公告)の規定の適用については、これらの規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

(会計帳簿の閲覧等の請求の適用除外等)

第十四条 会社法第四百三十三条(会計帳簿の閲覧等の請求)の規定は、株式会社の会計帳簿又はこれに関する資料については、適用しない。

2 株式会社に対する会社法第四百四十二条第三項(計算書類等の備置き及び閲覧等)の規定の適用については、同項中「及び債権者」とあるのは、「保険契約者、保険金額を受け取るべき者その他の債権者及び被保険者」とする。

(準備金)

第十五条 会社法第四百四十五条第四項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、剩余金の配当をする場合には、株式会社は、内閣府令で定めるところにより、当該剩余金の配当により減少する剩余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金(以下「準備金」と総称する。)として計上しなければならない。

(資本金等の額の減少に係る書類の備置き及び閲覧等)

第十六条 株式会社は、資本金又は準備金(以下のこの節において「資本金等」という。)の額の減少(減少する場合を除く。)の決議に係る株主総会(会社法第四百四十七条第三項(資本金の額の減少)又は第四百四十八条第三項(準備金の額の減少)に規定する場合にあつては、取締役会)の会日の二週間前から資本金等の額の減少の効力が生じた日後六月を経過する日まで、資本金等

二 定時株主総会において会社法第四百四十八条第一項各号に掲げる事項を定めること。

二 会社法第四百四十八条第一項第一号の額が前号の定時株主総会の日（同法第四百三十九条前段（会計監査人設置会社の特則）に規定する場合にあっては、同法第四百三十六条第三項（計算書類等の監査等）の承認があつた日）における欠損の額として内閣府令で定める方法により算定される額を超えないこと。株式会社の株主及び保険契約者その他の債権者は、株式会社の営業年内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならぬ限りでない。

一 前項の書類の閲覧の請求

二 前項の書類の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法）であつて内閣府令で定めるものをいう。第二百六十五条の二十七の四第三項を除き、以下同じ。であつて株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

会社法第四百五十九条第一項（剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め）の規定による定款の定めがある場合における第一項第一号の規定の適用については、同号中「定時株主総会」とあるのは、「定時株主総会又は会社法第四百三十六条第三項の取締役会」とす

る。

（債権者の異議）

第十七条 株式会社が資本金等の額を減少する場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）には、当該株式会社の保険契約者その他の債権者は、当該株式会社に対し、資本金等の額の減少について異議を述べることが

2 他の債権者が異議を述べることができる場合は、当該株式会社は、次に掲げる事項を官報及び当該株式会社の定款で定めた公告方法により公告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

1 一 当該資本金等の額の減少の内容

2 二 当該株式会社の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

3 三 保険契約者その他の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

4 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 保険契約者その他の債権者が前項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該保険契約者その他の債権者は、当該資本金等の額の減少について承認をしたものとみなす。

4 保険契約者その他の債権者が第一項第三号の期間内に異議を述べたときは、第一項の株式会社は、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条の認可）の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該資本金等の額の減少をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5 前項の規定は、保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（第二項の規定による公告の時において既に保険事故の発生その他の事由により生じている保険金請求権その他の政令で定める権利（以下この節及び第三節並びに第八章第二節及び第三節において「保険金請求権等」という。）を除く。）については適用しない。

一 保険請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。) に係る保険契約者を除く。

以下この項及び次条第四項において同じ。) の数が保険契約者の総数の五分の一を超えるかつ、当該異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権(保険金請求権等を除く。)の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が保険契約者の当該金額の総額の五分の一を超えるときは、資本金等の額の減少に係る会社法第四百四十七条第一項(資本金の額の減少)又は第四百四十八条第一項(準備金の額の減少)の決議は、効力を有しない。

前各項に定めるもののはか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。(効力の発生)

第十七条の二 次の各号に掲げる額の減少は、当該各号に定める日にその効力を生ずる。ただし、前条の規定による手続が終了していないとき、又は同条第六項の規定により資本金等の額の減少に係る会社法第四百四十七条第一項(資本金の額の減少)若しくは第四百四十八条第一項(準備金の額の減少)の決議が効力を有しないこととなつたときは、この限りでない。

一 資本金の額の減少 会社法第四百四十七条第一項第三号の日

二 準備金の額の減少 会社法第四百四十八条第一項第三号の日

株式会社は、前項各号に定める日前は、いつでも当該日を変更することができる。

3 株式会社の資本金の額の減少は、第一項の規定にかかるわらず、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前条(資本金の額の減少)にあつては、同条及び前項の規定によりされた資本金等の額の減少は、同条第六項の異議を述べた保険契約者及び保険契約者に係る保険契約に係る権利(保険金請求権等を除く。)を有する者についても、その効力を生ずる。

(登記に関する特例)

第十七条の三 株式会社の資本金の額の減少によるとの登記の申請書には、商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)第十八条、第十九条(申請書の添付書面)及び第四十六条(添付書面の通則)に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第十七条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

二 第十七条第四項の異議を述べた保険契約者は、その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 第十七条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えたことを証する書面又はその者の同項の内閣府令で定める金額が同項の金額の総額の五分の一を超えたことを証する書面

四 商業登記法第七十条（資本金の額の減少による登記）の規定は、株式会社の資本金の額の減少による変更の登記については、適用しない。（資本金等の額の減少に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第五条 株式会社は、資本金等の額の減少がその効力を生じた日から六月間、第十七条に規定する手続の経過その他資本金等の額の減少に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を各営業所に備え置かなければならない。

六 第十七条の四 株式会社は、資本金等の額の減少による登記の登記については、適用しない。

七 第十七条の五 会社法第四百四十九条（債権者の異議）の規定は、株式会社の資本金等の額の減少については、適用しない。

八 第十七条の六 株式会社に対する会社法第七百四十条第一項（債権者の異議手続の特則）の規定の適用につ

いては、同項中「又は第八百十六条の八」とあるのは、「若しくは第八百十六条の八の規定又は保険業法第十七条、第七十条、第一百六十五条の七（同法第一百六十五条の十二において準用する場合を含む。）、第一百六十五条の二十四若しくは第一百七十三条の四」とする。

二 百七十二条の十八において準用する場合を含む。の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額がある場合には、その全額を償却した後でなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 会社法第三百三十八条第一号ハ又は第二号ハ（譲渡等承認請求の方法）の請求に応じて行う当該株式会社の株式の買取り

二 会社法第一百五十六条第一項（株式の取得に関する事項の決定）の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得（同法第一百六十一条（子会社からの株式の取得）に規定する場合又は同法第一百五十七条第一項（市場取引等による株式の取得）に規定する場合における当該株式会社による株式の取得に限る。）

三 会社法第一百五十七条第一項（取得価格等の決定）の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得

四 会社法第一百七十三条第一項（効力の発生）の規定による当該株式会社の株式の取得（金銭その他の財産を交付しない場合を除く。）

五 会社法第一百七十六条第一項（売渡しの請求）の規定による請求に基づく当該株式会社の株式の買取り

六 会社法第一百九十七条第三項（株式の競売）の規定による当該株式会社の株式の買取り

七 会社法第二百三十四条第四項（一に満たない端数の処理）（同法第二百三十五条第二項（一に満たない端数の処理）（同法第二百三十五条第二項（一に満たない端数の処理））において準用する場合を含む。）の規定による当該株式会社の株式の買取り

八 剰余金の配当

九 会社法第四百六十三条第二項（株主に対する求償権の制限等）の規定は、前項の規定に違反して株式会社が同項各号に掲げる行為をした場合について準用する。この場合において、必要な技術的読合について準用する。

十 会社法第四百四十九条（債権者の異議）の規定は、株式会社の資本金等の額の減少については、適用しない。

十一 会社法第七百四十条第一項（債権者の異議手続の特則）の規定の適用について、必要書面の交付の請求

十二 会社法第四百六十三条第二項（株主に対する求償権の制限等）の規定は、前項の規定に違反して株式会社が同項各号に掲げる行為をした場合について準用する。

十三 会社法第七百四十条第一項（債権者の異議手続の特則）の規定は、株式会社の行う行為について、同編第二章（売買）の規定は相互会社が

第一号イ及び第六号（配当等の制限）の規定の適用については、これらの規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

二 百七十二条の十八において準用する場合を含む。の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額がある場合には、その全額を償却した後でなければならぬ。

商人又は相互会社（外国相互会社を含む。）との間で行う売買について、同編第三章（交互通算）の規定は相互会社が平常取引をする者との間で行う相殺に係る契約について、同編第五章（第五百四十五条を除く。）（仲立営業）の規定は相互会社が行う他人間の商行為の媒介について、同編第六章（第五百五十八条を除く。）（問屋営業）及び同法第五百九十五条（受寄者の注文を含む。）の定款の定めがあるときは、その定めを登記しなければならない。

二 百七十二条の十八において準用する場合を含む。の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額がある場合には、その全額を償却した後でなければならぬ。

記録に記録された情報については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。	第二十三条 相互会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
一 目的	三 主たる事務所の所在地
二 名称	四 基金（第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額
三 相互会社の成立による定め	五 基金の拠出者の権利に関する定め
四 基金の償却の方法	六 剰余金の分配の方法
五 剰余金の分配の方法	七 公告方法
六 剰余金の分配の方法	八 公告方法
七 剰余金の分配の方法	九 発起人の氏名又は名称及び住所

前項第八号に掲げる公告方法は、次に掲げる方法のいずれかとする。	一時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
二 電子公告	三 相互会社が前項第二号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告をおいては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号に掲げる方法を定めることができる。
四 会社法第三十条（定款の認証）の規定は、前条第一項の定款の認証について準用する。この場合において、同法第三十条第二項中「第三十一条第七項若しくは第九項」とあるのは「保険業法第二十四条第二項において準用する第三十三条第七項又は第九項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	四 会社法第三十条（定款の認証）の規定は、前条第一項の定款の認証について準用する。この場合において、同法第三十条第二項中「第三十一条第七項若しくは第九項」とあるのは「保険業法第二十四条第二項において準用する第三十三条第七項又は第九項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
第五条 相互会社を設立する場合には、次に掲げる事項は、第二十二条第一項の定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。	五 剰余金の分配の方法
一 相互会社の成立後に譲り受けることを約した財産及びその価額並びにその譲渡人の氏名又は名称	六 剰余金の分配の方法
二 相互会社の成立により発起人が受けた報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称	七 公告方法
三 相互会社の負担する設立に関する費用（定款の認証の手数料その他の相互会社に損害を与えるおそれがないものとして内閣府令で定めたものを除く。）	八 公告方法

二 発起人（相互会社の成立後にあつては、その社会員及び債権者は、発起人が定めた時間（相互会社の成立後につきましては、その事業時間）内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、発起人（相互会社の成立後につきましては、当該相互会社）の定めた費用を支払わなければならぬ。）	三 基金の拠出に係る銀行等（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下同じ。）、信託会社その他のこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この編において同じ。）の払込みの取扱いの場所（相互会社の成立後につきましては、各事務所）に備え置かなければならない。
一 前条の募集に応じて基金の拠出の申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を発起人に交付しなければならない。	四 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
二 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人に承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を	五 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人に承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を

二 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人に承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を	一 一定款が書面をもつて作成されているときのもの（以下「申込者」という。）に通じて、その旨及び当該申込者を別に通じて、従たる事務所における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとつて、相互会社についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。
三 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人に承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を	二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求に応じて、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。
四 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人に承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を	三 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの請求を提出することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
五 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人に承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を	四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて発起人（相互会社の成立後にあつては、当該相互会社）の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
六 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人に承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を	五 前項の申込みをする者は、申込者に対しても通知又は催告が変更があったときは、直ちに、その旨及び当該申込者が別に通じて、従たる事務所における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとつて、相互会社についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。
七 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人に承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を	六 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものと通知した場合にあつては、その場所又は連絡先に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先に通知すれば足りる。
八 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人に承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を	七 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものと通知した場合にあつては、その場所又は連絡先に通知すれば足りる。
九 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人に承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を	八 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものと通知した場合にあつては、その場所又は連絡先に通知すれば足りる。

2	設立時に募集をする基金の引受人のうち前項の払込みをしていないものがある場合には、発起人は、当該払込みをしていない設立時に募集をする基金の引受人に対して、期日を定め、その期日までに当該払込みをしてなければならない旨を通知しなければならない。
3	前項の規定による通知は、同項に規定する期日の二週間前までにしなければならない。
4	第一項の規定による払込みをすることにより相互会社の設立時の基金の拠出者となる権利の譲渡は、成立後の相互会社に対抗することができない。
5	第一項の規定による通知を受けた設立時に募集をする基金の引受人は、同項に規定する期日までに払込みをしないときは、当該払込みをすることにより相互会社の設立時の基金の拠出者となる権利を失う。

(払込金の保管証明)

第三十条の四 発起人は、前条第一項の規定による払込みの取扱いをした銀行等に対し、同項の規定により払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができる。

2 前項の証明書を交付した銀行等は、当該証明書の記載が事実と異なること又は前条第一項の規定により払い込まれた金額の返還に関する制限があることをもつて成立後の相互会社に对抗することができない。

(引受けの無効又は取消しの制限等)

第三十条の五 設立時に募集をする基金の引受人は、発起人が定めた時間内は、いつでも、第二十六条第二項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、発起人の定めた費用を支払わなければならぬ。

民法(明治二十九年法律第八十九号) 第九十三条第一項ただし書(心臓留保) 及び第九十四条第一項(虚偽表示)の規定は、設立時に募集をする基金の拠出の申込み及び割当て並びに第三十条の契約に係る意思表示については、適用しない。

2 設立時に募集をする基金の引受人は、相互会社の成立後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として設立時に募集をする基金の拠出の取消しをすることができない。

(社員の募集)

第三十条の六 発起人は、この款の定めるところにより、相互会社の設立に際して社員を募集しなければならない。

2	相互会社の設立に必要な社員の数は、百人以上とする。
	(入社の申込み)

第三十条の七

発起人は、前条第一項の募集に応じて入社の申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名

二 第二十三条第一項各号及び第二十四条第一項各号に掲げる事項

三 基金の拠出者(基金の引受人を含む)の氏名又は名称及び住所並びに当該各拠出者が拠出した金額(拠出すべき額を含む)

四 設立時に募集をしようとするとする社員の数

五 第百十三条後段(第二百七十二条の十八において準用する場合を含む)の定款の定めがあるときは、その定め

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

七 前条第一項の募集に応じて入社の申込みをする者は、次に掲げる事項を記載して署名した書面を二通作成し、発起人に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 相互会社との間で締結しようとする保険契約に係る保険の種類

三 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

四 第三十条の五第二項の規定は、相互会社の成

立前における入社の申込みに係る意思表示について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(創立総会)

第三十条の八 発起人は、基金の総額についてその拠出に係る払込みが終了し、かつ、前条第二項の書面を発起人に交付した者の数が同条第一項第四号に掲げる数に達したとき(次項において「払込等完了時」という。)は、遅滞なく、相互会社の社員になろうとする者の総会(以下この節において「創立総会」という。)を招集しなければならない。

2 発起人は、払込等完了時以後は、必要があると認めるときは、いつでも、創立総会を招集することができます。

3	創立総会は、この節に規定する事項及び相互会社の設立の廃止、創立総会の終結その他相互会社の設立に関する事項に限り、決議をすることができる。
4	社員になろうとする者は、創立総会において、各々一個の議決権を有する。

合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)」とあるのは、「二週間」と、同条第二項中「次に掲げる場合に「前項」とあるのは「前項」と、同条第五項中「第二十七条第五号又は第五十九条第三項第一号」とあるのは「保険業法第三十条の七第二項第一号」と、同法第八百三十二条第一項中「前項」とあるのは「前項」と、同法第五項中

とができる。

半数以上が出席し、その議決権の四分の三以上

の多数により行う。

4 会社法第六十七条(創立総会の招集の決定)

、第六十八条(第二項各号を除く。)(創立総会の招集の通知)、第七十条、第七十一条(創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付等)、第七十三条第四項(創立総会の決議)、第七十条から第七十六条まで(議決権の代理行使、書面による議決権の行使、電磁的方法による議決権の行使)、第七十八条から第八十条まで(発起人の説明義務、議長の権限、延期又は続行の決議)及び第八十一条(第四項を除く。)(議事録)の規定は相互会社の創立総会について、同法第八百三十条(株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十二条(株主総会等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限り(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄)、第八百三十六条第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条(弁論等の必要的併合)、第八百三十八条(認容裁判の効力が及ぶ者の範囲)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第一項(第号トに係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は相互会社の創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定(同法第六十七条第二項及び第八百三十二条第一項を除く。)中「設立時株主」とあり、及び同法第六十七条第二項中「設立時株主(創立総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる設立時株主を除く。)」とあるのは、「社員になろうとする者」と、同法第六十八条第一項中「二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、設立しようとする相互会社が公開会社でない場合にあっては、一週間(当該設立しようとする株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合においては、この款の定めるところにより、相互会社の設立に際して社員を募集しなければならない。

合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)」とあるのは、「二週間」と、同条第二項中「次に掲げる場合に「前項」とあるのは「前項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「前項」と、同条第五項中「第二十七条第五号又は第五十九条第三項第一号」とあるのは「保険業法第三十条の七第二項第一号」と、同法第八百三十二条第一項中「前項」とあるのは「前項」と、同法第五項中

とができる。

半数以上が出席し、その議決権の四分の三以上

の多数により行う。

4 社員になろうとする者は、創立総会において、各々一個の議決権を有する。

5 创立総会の決議は、社員になろうとする者の半数以上が出席し、その議決権の四分の三以上

の多数により行う。

6 会社法第六十七条(創立総会の招集の決定)

、第六十八条(第二項各号を除く。)(創立総会の招集の通知)、第七十条、第七十一条(創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付等)、第七十三条第四項(創立総会の決議)、第七十条から第七十六条まで(議決権の代理行使、書面による議決権の行使、電磁的方法による議決権の行使)、第七十八条から第八十条まで(発起人の説明義務、議長の権限、延期又は続行の決議)及び第八十一条(第四項を除く。)(議事録)の規定は相互会社の創立総会について、同法第八百三十条(株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十二条(株主総会等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限り(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄)、第八百三十六条第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条(弁論等の必要的併合)、第八百三十八条(認容裁判の効力が及ぶ者の範囲)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第一項(第号トに係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は相互会社の創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定(同法第六十七条第二項及び第八百三十二条第一項を除く。)中「設立時株主」とあり、及び同法第六十七条第二項中「設立時株主(創立総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる設立時株主を除く。)」とあるのは、「社員になろうとする者」と、同法第六十八条第一項中「二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、設立しようとする相互会社が公開会社でない場合にあっては、一週間(当該設立しようとする株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合においては、この款の定めるところにより、相互会社の設立に際して社員を募集しなければならない。

委員をいう。)である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役(若しくは設立時監査役)と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

第三十条の九 発起人は、相

2 終る事項を創立総会に報告しなければならない。
発起人は、次づ各号に掲げる場合こは、当該

2
発起人は次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面

又は電磁的記録を創立総会に提出し、又は提供しなければならぬ。

一 定款に第二十四条第一項各号に掲げる事項

(同条第二項において準用する会社法第三十
三条第十項各号に掲げる場合における当該各

（三項第一項（行うに付ける場合に付ける三語行うに付ける事項を除く。）の定めがある場合号に定める事項を除く。）の定めがある場合

第三十三条第二項の検査段の第二十四条第二項第一十四第二項において準用する同法第

において準用する同法第三十三条第四項の報

二 告の内容 第二十四条第二項において準用する会社法

第三十三条第十項第三号に掲げる場合 第二

十四条第二項において準用する同法第三十三
条第十項第三号に規定する証明の内容

(設立時取締役等の選任等)

第三十一条 設立時取締役（相互会社の設立に際して取締役となる者をいう。以下同じ）、設

立時会計参与（相互会社の設立に際して会計参

（相互会社の設立に際して監査役となる者をい
与となる者をいう。以下同じ）、設立時監査役

う。以下同じ。）又は設立時会計監査人（相互

会社の設立に際して会計監査人となる者をいふ。以下同じ。」の選任は、創立総会の決議に

よつて行わなければならぬ。

2 設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社（監査等委員会を置く相互会社をいう。）

以下この節、第七十六条第二項、第八十四条第二項第一号、第一百六十一号、第一百六十三

二項第九号 第百六十一條第二項 第百六十三
条第二項、第一百八十四条の三第四項、第一百八十四条

の四第二項及び第四項並びに第三百二十二条第一項第一子二項、二項の各款に付する

一項第六号において同じ)である場合には、前項の規定による設立時取締役の選任は、設立

時監査等委員（相互会社の設立に際して監査等委員にならう旨）。

委員となる者をいふ（以下同じ）である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別し

3 設立時取締役は、三人以上でなければならぬ
い。

4 設立しようとする相互会社が監査役会設置会社（監査役会を置く相互会社をいう。以下この節及び第一百八十二条の四第四項において同じ。）である場合には、設立時監査役は、三人以上でなければならぬい。

5 設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社である場合には、設立時監査等委員会設置会社（指名委員会等を置く相互会社をいう。以下この節、第九十六条の四の三第一項、第一百八十一条の三第五項並びに第一百八十一条の四第三項及び第四項において同じ。）を除く。の設立時代表取締役（相互会社の設立に際して代表取締役となれる者をいう。以下同じ。）の選定及び解職につ

6 第八条の二第二項、第五十三条の二第一項（第五十三条の五第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第三百三十一条第一項、第五十三条の二第二項（第五十三条の五第一項において準用する場合を含む。）第五十三条の四において準用する同法第三百三十三条第一項若しくは第三項又は第五十三条の七において準用する同法第三百三十七条第一項若しくは第五十三条の七において読み替えて準用する同法第三百三十七条第三項の規定により成立後の相互会社の取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は会計監査人となることができない者は、それぞれ設立時取締役（成立後の相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人となることができない）ができない。

7 第五十三条の二第一項（第五十三条の五第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百三十五条の二の規定は、設立時取締役及び設立時監査役について準用する。

8 第一項及び第二項の規定により選任された設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人は、相互会社の成立の時までの間、創立総会の決議によつて解任することができる。

9 会社法第四十七条（設立時代表取締役の選定等）の規定は相互会社（指名委員会等設置会社（指名委員会等を置く相互会社をいう。以下この節、第九十六条の四の三第一項、第一百八十一条の三第五項並びに第一百八十一条の四第三項及び第四項において同じ。）を除く。）の設立時代表取締役（相互会社の設立に際して代表取締役となれる者をいう。以下同じ。）の選定及び解職につ

いて、同法第四十八条（設立時委員の選定等）の規定は相互会社（指名委員会等設置会社に限る。）の設立時委員（相互会社の設立に際して指名委員会等の委員となる者をいう。以下同じ。）の選定、設立時執行役（相互会社の設立に際して執行役となる者をいう。以下同じ。）の選任及び設立時代表執行役（相互会社の設立に際して代表執行役となる者をいう。以下同じ。）の選定並びにこれらの者の解職及び解任について、それぞれ準用する。（この場合において、同法第四十七条第一項中「設立時取締役は」とあるのは「設立時取締役（保険業法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この条及び次条において同じ。）」は）と、「取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）」である場合には「（指名委員会等設置会社（同法第三十条の十第二項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）と、「監査等委員会設置会社（同法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。）と、「設立時監査等委員」とあるのは「設立時監査等委員（同項に規定する設立時監査等委員をいう。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

三 相互会社の設立に際して募集をする基金の総額の引受けがあること。

四 第三十条の三第一項の規定による払込みが完了していること。

五 社員になろうとする者が百人以上であること。

六 前各号に掲げる事項のほか、相互会社の設立の手続が法令又は定款に違反していないこと。

七 会社法第九十三条第二項及び第三項（設立時取締役等による調査）並びに第九十四条（設立時取締役等が発起人である場合の特別）の規定は、前項の規定による調査について準用する。この場合において、同法第九十三条第二項中「設立時取締役」とあるのは、「設立時取締役（保険業法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。次項及び次条第一項において同じ。）」と、「創立総会」とあるのは、「創立総会（同法第三十条の八第一項に規定する監査役設置会をいう。次項及び次条において同じ。）」と、同法第九十四条第一項中「監査役設置会社」とあるのは、「監査役設置会社（保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会をいう。）」と、「設立時監査役」とあるのは、「設立時監査役（同法第三十条の十第一項に規定する監査役設置会をいう。）」と、「前条第一項各号」とあるのは、「同法第三十条の十一第一項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立時の定款の変更等）

第三十条の十二 発起人は、第二十九条第二項の規定による通知をした以後は、第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第九項の規定にかかわらず、定款の変更をすることができる。

三 創立総会において、第二十四条第一項各号に掲げる事項を変更する定款の変更の決議をした場合には、発起人は、当該決議後二週間以内に限り、その職を辞することができる。

（成立の時期）

第三十条の十三 相互会社は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

ある株式会社の」とあるのは「相互会社が」と、「監査等委員及び監査委員」とあるのは「監査等委員(保険業法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。第二号において同じ。)及び監査委員(同項に規定する監査委員をいう。第三号において同じ。)と、同項第一号中「監査役設置会社」とあるのは「監査役設置会社(保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査等委員会設置会社をいう。)」及び監査委員(同項に規定する監査委員をいう。)と、同項第二号中「監査等委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社(保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。)」と、同法第八百五十五条第四項中「第五十五条、第一百二十二条の二第二項、第一百三条第三項、第一百三十条第五項、第二百三十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「第二百二十条第五項」と、同法第八百五十五条第一項第二号中「若しくはその完全親会社の株式を取得した」とあるのは「(の社員となつた」と、同条第三項中「株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社」とあるのは「相互会社又は「相互会社又は合併後存続する相互会社」と、「株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社」とあるのは「相互会社又は合併後存続する相互会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(退社事由)

第三十四条 社員は、次に掲げる事由により退社する。

一 保険関係の消滅

二 定款で定める事由の発生

1 社員が死亡した場合(当該死亡が前項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合を除く。)又は合併により消滅した場合における当該社員の相続人その他の一般承継人は、当該社員の権利及び義務を承継する。

3 前項の一般承継人(相続による一般承継人であつて、保険料の払込みの全部又は一部を履行していないものに限る。以下この項において同じ。)が一人以上ある場合には、各一般承継人は、連帶して当該保険料の払込みの履行をする責任を負う。

第三十八条 社員総数の千分の三（

会社若しくはその完全新会社の株式とあるのは、「相互会社又は合併後存続する相互会社」と、「株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社」とあるのは、「相互会社又は合併後存続する相互会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(退社事由)
第三十四条 社員は、次に掲げる事由により退社する。
（一）前項の事由

二 保険関係の消滅
一定款で定める事由の発生

3 利及び義務を承継する。
前項の一般承継人（相続による一般承継人で
あって、保険料の払込みの全部又は一部を履行
していないものに限る。以下この項において同じ。）が一人以上ある場合には、各一般承継人
は、連帶して当該保険料の払込みの履行をする
責任を負う。

第三十八条 社員総数の千分の三（

第三十七条の三 社員総会の決議は定款に別段の定めがある場合を除き、半數以上が出席し、出席した当社員の過半数をもって行う。

二項に規定する者の選任又は第五三において準用する同法第三百九の会計監査人の出席を求めることが出来ない。

割合を定款で定めた場合にあつては、(合)以上に相当する数の社員又はを下回る数を定款で定めた場合にの数)以上の社員(少額短期保険互会社のうち政令で定めるもの(互会社)といふ)にあつては、(数以上の社員)で六月(これを下

（それを下回る
あつては、その期間）今までにしなければなら

この法律又
除き、総社員
該社員の議決
第三十九条　社員総数の千分の一（これを下回る
割合を定款で定めた場合にあつては、その割
合）以上に相当する数の社員又は千名（これを
下回る数を定款で定めた場合にあつては、その
数）以上の社員（特定相互会社にあつては、政
令で定める数以上の社員）で六月（これをト
リ第一項においては、その期間）前から引き続
き一定の事項（社員会議に於いて決議さ
れたもの）に付し、該社員の議決を行使する
ことを議すること

三十九条の二十一
十八条第一項
については、
は如し。
（一定の事項（社員総会において決議することができる事項に限る。）を社員総会の目的とする請求することができる。この

では、その割合は三千名（これであつては、その相続者である相続人）である事項につき議案を提出することができない。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合を定める）

れば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合は、これらを一の議案とみな

適用しない。この場合において、当該社員が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号において「役員等」という。）の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三 会計監査人を再任しないことに関する議

案 当該議案の数にかかわらず、これを一の
議案とみなす。

5 がある場合には、これらを一の議案とみなす。

1

10

4
一般承継人（相続による一般承継人に限る。以下この項において同じ。）が一人以上ある場合には、各一般承継人は、承継した社員としての重職を行ないうべきとすべきだ。

款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続いだ社員である者は、取締役に対し社員総会の目的である事項(社員総会において決議されたもの)を聽取する。又、

その割合) 以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

れを下回る場合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上に相当する数の社員若しくは千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その数）以上の社員（特定相互会社にあっては、前条第一項に規定する政令で定められた数以上の社員）で六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続いて社員である者は、社員総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該社員総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

主総会の招集手続等に関する検査役の選任) 及び第三百七十七条(裁判所による株主総会招集等の決定)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第三百六条第三項中「前二項」とあるのは「保険業法第四十条第一項」と、同条第四項及び第七項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、同法第三百七十七条中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第一項第二号中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

会社法第八百六十八条规定第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十一条第一項(第一号に係る部分に限る)。(陳述の聴取)、第八百七十二条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る)。(即时抗告)、第八百七十四条(一号に係る部分に限る)。(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

びに第三百二十二条第一項及び第二項中「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」と、同法第三百三十条第七項中「株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができるものに限る。）の全員」とあるのは「の全員」と、同条第五項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第三百三十九条第一項中「（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員」とあるのは「の全員」と、同条第五項中「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「社員参考書類等」とあるのは「（社員総会参考書類等）と、同条第三号中「第四百三十七条」とあるのは「保険業法第五十四条の五」と、同条第四号中「第四百四十四条第六項」とあるのは「保険業法第五十四条の十第六項において準用する同法第五十四条の五」と、同項十五一条の三第一項（電子提供措置）中「（第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会」とあるのは「（社員総会」と、「同条第一号」とあるのは「（社員総会参考書類）とあるのは「（社員総会参考書類）とあるのは「（社員総会参考書類等）と、同項第五号中「（株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「（取締役）と、「（定時株主総会）とあるのは「（定時社員総会）と、「第四百三十九条第三項」とあるのは「（保険業法第五十四条の五）と、同項第六号中「（取締役会設置会社に限る）とあるのは「（保険業法第五十三条の二十二）第三項に規定する会計監査人設置会社をいう」と、「（定期株主総会）とあるのは「（定期社員総会）と、「（第四百四十四条第六項）とあるのは「（同法第五十五条の十六）第六項において準用する同法第五十四条の五」と、同法第三百二十五条の四第二項第一号（株主総会の招集の通知等の特

則) 中「とつてゐるときは、その旨」とあるのは「とつてゐる旨」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と、同条第三項中「第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「及び保険業法第五十四条の五(同法第五十四条の十第六項において準用する場合を含む。)」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「社員総会参考書類等」と、同条第四項中「第三百五条第一項」とあるのは「保険業法第三十九条第三項」と、「第三百二十五条の二」とあるのは「第四十一条第一項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の二」と、同法第三百二十五条の五第一項(書面交付請求)中「(第三百一十五条において準用する場合を含む。)の承諾」とあるのは「の承諾」と、「(第三百二十五条の七において準用する場合を含む。)に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第二項中「第一百二十四条第一項に規定する基準」とあるのは「保険業法第三十三条第一項に規定する一定の日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定めること。

と、「株主（種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。）」とあるのは「総代」と、同項第一号中「株主総会参考書類」とあるのは「総代会参考書類（保険業法第四百三十七条）」である。「総代会参考書類（保険業法第四百三十七条）」とあるのは「保険業法第五十四条第一項に規定する書類をいう。次条第一項第二号において同じ。」と、同項第三号中「第二百九十九条第一項各号に掲げる六項」とあるのは「保険業法第五十四条第一項において準用する同法第五十四条の五」と、同項第三号中「第三百一十五条の三第一項（電子提供措置）」中「第二百九十九条第二項各号に掲げる六項」とあるのは「保険業法第五十四条第一項に規定する場合には、株主総会」とあるのは「総代会」と、同項第三号中「第三百二十二条第一項に規定する場合には、議決権行使書面」とあるのは「総代会参考書類」と、同項第三号中「第三百二十二条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類」とあるのは「保険業法第四百三十七条」とあるのは「保険業法第五十四条第三項に規定する場合には、株主総会参考書類及び締役会設置会社である場合には、株主総会参考書類（保険業法第五十三条の二十一第三項に規定する場合には、議決権行使書面）と、同項第四号中「第三百五十五条第一項」とあるのは「取締役」と、「定時株主総会」とあるのは「定時総代会」と、「第四百三十七条」とあるのは「保険業法第五十四条の五」と、同項第六号中「取締役会設置会社に限る」とあるのは「保険業法第五十三条の二十一第三項に規定する会計監査人設置会社をいう」と、「定時株主総会」とあるのは「定時総代会」と、「第四百四十四条第六項」とあるのは「同法第五十四条の十第六項において準用する同法第五十四条第一項の五」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と、同項第三号中「第三百一十五条の三第一項（電子提供措置）」中「第二百九十九条第一項、第三百二十二条第一項、第四百三十七条及び五百四十五条の十第六項において準用する場合を含む。」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「総代会参考書類等」と、同項第四号中「第三百五十五条第一項」とあるのは「保険業法第五十四条第一項」とあるのは「同法第五十四条第三項」と、「第三百二十五条の三第一項」とあるのは「同法第五十四条第三項」とあるのは「第四十九条第一項において読

と、同法第三百一十五条の五第一項（書面交付請求）中、「（第三百一十五条において準用する場合を含む。）の承諾」とあるのは「（承諾）と、「（第三百一十五条の七において準用する場合を含む。）に掲げる」とあるのは「（に掲げる）と、同条第二項中「株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあっては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）とあるのは「（総代」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」

会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存続又は無効の確認の訴え、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十二条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「相互会社の社員、取締役、監査役又は清算人（監査等委員会設置会社（保険業法第三十条の十第一項に規定する監査等委員会設置会社をいう。）にあっては社員、取締役、執行役又は清算人）」と、「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主会社（同条第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）にあっては社員、取締役、執行役又は清算人）」と、「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主会社（同条第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）にあっては社員、取締役、執行役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては、第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査

役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、設立時監査等委員である）設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役（設立時は設立時監査役を含む。）とあるのは「社員又は取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員（同法第一条第十九項に規定する監査等委員をいう。）である取締役又はそれ以外の取締役（以下この項において同じ。）、監査役若しくは清算人（同法第五十三条の十二第一項（同法第八百八十条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と、同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「社員」と、同項ただし書中「株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは「社員が取締役、監査役、執行役又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説替えは、政令で定める。

<p>第三項 会社法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十二条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定めることができる。</p>
<p>第四項 前三項の規定により招集された社員総会において、第四十二条第二項の規定により定款に定めた事項の変更の決議をした場合においては、当該事項に係る定款の変更が効力を生じた日から三年を経過するまでの間は、総代会においては、当該事項に係る定款の変更の決議をすることができない。</p>
<p>第五項 第三目 社員総会及び総代会以外の機関の設置等</p>
<p>(機関)</p> <p>第五十一条 相互会社は、次に掲げる機関を置かなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 取締役会 二 監査役、監査等委員会又は指名委員会等 三 保険会社である相互会社及び第二百七十二条の四第一項第一号ロに掲げる相互会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役会及び会計監査人を置かなければならぬ。 四 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない。 五 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならぬ。 六 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない。 <p>(社外取締役の設置義務)</p> <p>第五十二条 監査役会設置会社は、社外取締役（相互会社の取締役であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下同じ。）を置かなければならぬ。ただし、最終事業年度（各事業年度に係る第五十四条の三第二項に規定する計算書類につき第五十四条の六第二項の承認（同条第四項に規定する場合には、第十五条の四第三項の承認）を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。</p>

以下この条において同じ。)に係る貸借対照表(第五十四条の六第四項に規定する場合には、同一項の規定により読み替えて適用する同条第三項の規定により定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会。以下この款において同じ。)に報告された貸借対照表をいい、相互会社の成立後最初の定時社員総会までの間ににおいては、第五十四条の三第一項の貸借対照表をいう。以下この条において同じ。)に基金(第五十五条の基金償却積立金を含む。)として計算された額が五億円未満であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円未満であるものは、この限りでない。

一 当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等(業務執行取締役(相互会社について第五十二条の十三第一項各号に掲げる取締役及び当該相互会社の業務を執行したその他の取締役をいい、株式会社については会社法第三百六十三条第一項各号(取締役会設置会社の取締役の権限に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。)若しくは執行役又は支配人その他の使用人をいう。以下同じ。)ではなく、かつ、その就任の前十年間当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等であつたことがないこと。

二 その就任の前十年内にいつかの時において当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)又は監査役で、当該相互会社又はその実質子会社の取締役若しくは執行役又は支配人その他の親族でないことを除く。)に就任の前十年間当該相互会社の取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人を兼ねることのできるものであるとき。

三 当該相互会社の取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人を兼ねることのできないことを除く。)に就任の前十年間当該相互会社の取締役若しくは執行役又は支配人その他の親族でないこと。

第五十二条 役員(取締役、会計参与及び監査役をいう。以下この目において同じ。)及び会計監査人は、社員総会(総代会を設けているときは、総代会。以下この款において同じ。)の決議によつて選任する。監査等委員会設置会社においては、前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取定による取締役の選任は、監査等委員である取

締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。

第一項の決議をする場合には、内閣府令で定期を短縮することを妨げない。

3 第五十三条 相互会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。(取締役の資格等)

第五十三条の二 会社法第三百三十二条第一項及び第三百三十二条の二(取締役の資格等)の規定は、相互会社の取締役について準用する。この場合において、同項第三号中「この法律」とあるのは「保険業法、この法律」と、「第二十号の罪」とあるのは「第二十号の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)五百四十九条、五百五十五条、第五百五十二条から第五百五十五条まで若しくは第五百五十七条の罪」と、「第六十九条の罪、会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)第二百六十六条、第二百六十七條、第二百六十九条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十三条の罪」とあるのは「第六十九条の罪」と読み替えるものとする。

2 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者は、相互会社の取締役となることができない。

3 監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社若しくはその実質子会社の業務執行取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該実質子会社の会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)若しくは執行役を兼ねることができない。

4 指名委員会等設置会社においては、監査等委員である取締役は、三人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない。

5 相互会社においては、取締役は、三人以上でなければならない。

6 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、三人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない。

る定期社員総会の終結の時までとする。ただし、定期又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

2 監査等委員会設置会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)についての前項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「一年」とする。

3 第五十三条ただし書の規定は、適用しない。

4 第一項本文の規定は、定期によつて、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期を退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとすることを妨げない。

5 指名委員会等設置会社の取締役についての第一項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「二年」とする。

6 会社法第三百三十二条第七項(第三号を除く。)(取締役の任期)の規定は、相互会社の取締役の任期について準用する。この場合において、同項中「前各項」とあるのは「保険業法第五十三条の三第一項から第五項まで」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 その就任の前十年間当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)次号において同じ。)若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

二 その就任の前十年内のいつかの時において同じ。が欠けた場合又はこの法律若しくは定期で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

3 第五十三条の六 監査役の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとする。

2 会社法第三百三十六条第三項及び第四項(第二号に係る部分に限る。)(監査役の任期)の規定は、相互会社の監査役について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第五十三条の七 会社法第三百三十七条(会計監査人の資格等)並びに第三百三十八条第一項及び第二項(会計監査人の任期)の規定は、相互会社の監査役について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第五十三条の八 相互会社の役員及び会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によつて解任することができます。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正當な理由がある場合を除き、相互会社に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

五十八条（第一項第一号を除く。）業務の執行に關する検査役の選任）、第三百五十九条（裁判所による株主総会招集等の決定）、第三百六十五条第二項（競業及び取締役会設置会社との取引等の制限）の規定は相互会社の取締役について、同法第三百四十九条第四項及び第五項（株式会社の代表）並びに第三百五十二条（代表取締役に欠員を生じた場合の措置）の規定は相互会社の代表取締役について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十二条（第四号一条（理由の付記）、第八百七十三条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は相互会社の取締役又は代表取締役について、同法第九百三十七条第一項（第二号イ及びハに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は相互会社の代表取締役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十八条の二第一項中「指名委員会等設置会社」とあるのは「指名委員会等設置会社（保険業法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下この条において同じ。）」と、「取締役の決議」（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）とあるのは「取締役会の決議」と、同条第三項中「第二条第五十五号イ」とあるのは「保険業法第五十一条の二第一号」と、同法第三百五十六条第一項中「株主総会」とあるのは「取締役会」と、同法第三百五十七条中「監査役設置会社」とあるのは「監査役会設置会社（保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役会設置会社をいう。第三百五十九条第三項において同じ。）」と、同条第二項中「監査役会設置会社」とあるのは「監査役会設置会社（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）」と、同法第三

百五十八条第一項中「株主は」とあるのは「社員又は総代は」と、同項第一号中「総株主・株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。」の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に相当する数の社員又は三千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その数以上）以上の社員（特定相互会社にあっては、保険業法第三百八十六条第一項に規定する政令で定める数以上）の社員）で六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続いて社員である者（総代会を設けているときは、これらの者又は九名（これを下回る数を定款で定めた場合には、その数以上）以上の総代）と、同条第七項中「株主」とあるのは「社員又は総代」と、同法第三百五十九条第一項第二号中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「社員である者」と、「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、同法第三百六十二条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第二項中「監査等委員」とあるのは「監査等委員（保険業法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。以下同じ。）」と、同条第七項第一号中「公開会社であり、かつ、大企業であるものに限る。」とあるのは「保険業法第五十一条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの」とあるのは「ものを除く。」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

条の二（申立書の写しの送付等）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの条において読み替えて準用する同法第三百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定による許可の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百七十二条（議事録等）中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、「株式会社の営業時間内は、いつでも」とあるのは「裁判所の許可を得て」と、同条第六項中「親会社若しくは子会社」とあるのは「保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社」と、同法第三百七十二条第二項及び第三項（取締役会への報告の省略）中「第三百六十三条第二項」とあるのは「保険業法第五十三条の十三第二項」と、同法第三百九十九条の十三第四項第一号及び第二号」とあるのは「保険業法第五十三条の三十第五項において準用する第四百七十七条第四項」と、同法第三百七十三条第一項（特別取締役による取締役会の決議）中「第三百九十九条の十三第五項」とあるのは「保険業法第五十三条の二十三の三第五項」と、「第三百六十二条第四項第一号及び第二号又は第三百九十九条の十三第四項第一号及び第二号」とあるのは「同法第五十三条の十四第四項第一号及び第二号」とあるのは「保険業法第五十三条の二十四第四項第一号及び第二号又は第五十三条の二十三の三第四項第一号及び第二号」とあるのは「保険業法第五十三条の二十三の三第七項において準用する第三百九十九条の十四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

卷之六

第五目 會計參旨

余の二（申立書の写しの送付等）、第八百七十七条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る）（即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの条において読み替えて準用する同法第三百七十七条第二項又は第四項の規定による許可の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百七十七条第二項（議事録等）中「株主」とあるのは「社員（総代会を設けているときは、総代）」と、「株式会社の営業時間内は、いつでも」とあるのは「裁判所の許可を得て」と、同条第六項中「親会社若しくは子会社」とあるのは「保険業法第三十三条の第一項に規定する実質子会社」と、同法第三百七十二条第二項及び第三項（取締役会への報告の省略）中「第三百六十三条第二項」とあるのは「保険業法第五十三条の十三第二項」と、同法第三百九十九条の十三第五項」とあるのは「保険業法第五十三条の三第五項」と、同法第三百六十二条第一号及び第二号又は第三百六十二条第四項第一号及び第二号又は第三百九十九条の十三第四項第一号及び第二号又は第三百九十九条の十三第五項」とあるのは「同法第五十三条の十四第四項第一号及び第二号又は第三百九十九条の十三第四項第一号及び第二号」とあるのは「保険業法第五十三条の二十四第四項第一号及び第二号又は第三百九十九条の三第七項」とあるのは「保険業法第五十三条の二十三の三第七項」とあるのは「保険業法第五十三条の二十四第四項第一号及び第二号又は第三百九十九条の十四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説替えは、政令で定める。

第六

監査役及び監査役会

第三百七十四条第一項（会計参与の権限）中「第四百三十五条第一項」とあるのは「保険業法第五十四条の三第二項」と「附屬明細書、臨時計算書類（第四百四十二条第一項に規定する臨時計算書類をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「附屬明細書」と、「第四百四十四条第一項」とあるのは「保険業法第五十四条の十第一項」と、同条第五項中「第三百三十三条第三項第一号又は第三号」とあるのは「保険業法第五十三条の四において準用する第三百三十三条第三項第一号又は第三号」と、同法第三百七十六条第一項（取締役会への出席）中「第四百三十六条第三項、第四百四十二条第三項又は第四百四十四条第五項」とあるのは「保険業法第五十四条の四第三項又は第五十四条の十第五項」と、同条第三項中「第三百六十八条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の十六において準用する第三百六十八条第二項」と、同法第三百七十八条第一項第一号（会計参与による計算書類等の備置き等）中「第三百九十五条第一項」とあるのは「保険業法第四十四条第一項において準用する第三百十九条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

監査役は、会計執行の日程（会計監査）を置く相互会社をいう。以下この節、第七十六条第三項第一号、第一百六十一条第一項第五号イ及び第一百六十三条第一項第五号イにおいて同じ）にあつては、取締役及び会計監査（会計参与）の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、内閣府令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

監査役は、いつでも、取締役及び会計監査並びに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は相互会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

監査役は、その職務を行うため必要があるときは、相互会社の実質子会社に対して事業の報告を求め、又はその実質子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

前項の実質子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

(監査役会の権限)

第五十三条の十九 監査役会は、すべての監査役で組織する。

2 監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第三号の決定は、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

一 監査報告の作成

二 常勤の監査役の選定及び解職

三 監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

4 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない。

監査役は、監査役会の求めがあるときは、いつでもその職務の執行の状況を監査役会に報告しなければならない。

(会社法の準用)

第五十三条の二十 会社法第三百八十二条から第三百八十五条まで(取締役への報告義務、取締役会への出席義務等、株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め)、第二項第三号及び第四号を除く。(監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等)、第三百八十七条(監査役の報酬等)及び第三百八十八条(費用等の請求)の規定は、相互会社の監査役について準用する。この場合において、同法第三百八十三条第一項中「第三百七十三条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条第一項」(同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあり、及び同条第二項中「第三百四十九条」とあるのは「保険業法第五十三条の十五において準用する第三百四十九条第四項」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあるのは「保険業法第五十三条の十八第四項及び第五項において準用する場合を含む。」又は第八百四十七条の三第一項の規定による請求」とあるのは「保険業法第五十三条の三十七において準用する第八百四十七条第一項

の訴えの提起の請求」と、同項第二号中「第八百四十九条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十七において準用する第八百四十九条第四項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十七において準用する第八百五十条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿(第五十四条の二第一項に規定する会計帳簿をいう。以下この款において同じ。)又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの

(監査役会の運営)

第五十三条の二十一 会社法第二編第四章第八節運営について、同法第八百六十八条规定は相互会社の監査役会の運営について、同法第八百六十九条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条第二項(第一号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)、第八百七十二条(訴訟事件の記載)、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十二条の二(抗告状の写しの送付等)、第八百七十三条(原判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの条において準用する同法第三百九十四条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において准用する場合を含む。)の規定による許可の申立てについて同じ。)の規定による許可の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百九十四条第二項(議事録)中「株主」とあるのは「社員(総代会を設けているときは、総代)」と、同条第三項中「役員の責任を追及するため必要があるとき及び親会社社員がその権利行使するため必要があるとき」とあるのは「親会社若しくは子会社」とあるのは「保険業法第三十三条规定する実質子会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定め

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置会社(会計監査人を置く相互会社をいう。以下この節、第七十六条第三項第三号、第一百六十二条第一項第五号ハ及び第一百六十三条第一項第五号ハにおいて同じ。)の実質子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計監査人設置会社若しくはその実質子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の実質子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たつて、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第五十三条の七において読み替えて準用する会社法第三百三十七条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 会計監査人設置会社又はその実質子会社の取締役、執行役(会計参与若しくは監査役又は支配人その他の使用人である者

三 会計監査人設置会社又はその実質子会社から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

相互会社が指名委員会等設置会社である場合における第二項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」とする。

(会社法の準用)

第五十三条の二十二 会計監査人は、次款の定めるところにより、相互会社の計算書類(第五十条の三第二項に規定する計算書類をいう。以下この款において同じ。)及びその附属明細書並びに連結計算書類(第五十四条の十第一項に規定する連結計算書類をいう。)を監査する。

この場合において、会計監査人は、内閣府令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

のは「保険業法第五十三条の二十二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監査等委員会の権限等)

第五十三条の二十三の二 監査等委員会は、全ての監査等委員で組織する。

一 取締役(会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与)の職務の執行の監査及び監査報告の作成

(監査等委員会の権限等)

2 監査等委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 取締役(会計参与設置会社にあっては、取

3 2 取締役等委員会は、次に掲げる職務を行なう。

時までとする。ただし、定款によつて、その任
期を短縮することを妨げない。

7 会社法第四百一条第八項（執行役の選任等）
の規定は、相互会社の執行役の任期について準
用する。この場合において、同項中「前項」と
あるのは、「保険業法第五十三条の二十六第六
項」と、「が指名委員会等」とあるのは、「同法
第三十条の十九項に規定する指名委員会等設
置会社をいう」が指名委員会等（同法第四条
第一項第三号に規定する指名委員会等をいう）。
「と読み替えるものとするほか、必要な技術的
読替えは、政令で定める。

（執行役の解任等）

第五十三条の二十七 執行役は、いつでも、取締
役会の決議によつて解任することができる。

2 前項の規定により解任された執行役は、その
解任について正当な理由がある場合を除き、指
名委員会等設置会社に対し、解任によつて生じ
た損害の賠償を請求することができる。

3 第五十三条の二十五第二項において準用する
会社法第四百一条第二項から第四項までの規定
並びに同法第八百六十八条第一項（非訟事件の
管轄）、第八百七十一条第一項（第一号に係る部
分に限る）（陳述の聽取）、第八百七十二条
(理由の付記)、第八百七十二条（第四号に係る
部分に限る）（即時抗告）、第八百七十四条
(第一号に係る部分に限る)（不服申立ての制
限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定
の適用除外）、第八百七十六条（最高裁判所規
則）及び第九百三十七条第一項（第二号イ及び
ハに係る部分に限る）（裁判による登記の嘱
託）の規定は、執行役が欠けた場合又は定款で
定めた執行役の員数が欠けた場合について準用
する。この場合において、必要な技術的読替え
は、政令で定める。

（指名委員会等の権限等）

第五十三条の二十八 指名委員会は、社員総会に
提出する取締役（会計参与設置会社にあつて
は、取締役及び会計参与）の選任及び解任に關
する議案の内容を決定する。

2 監査委員会は、次に掲げる職務を行う。
一 執行役等（執行役及び取締役をいい、会計
参与設置会社にあつては、執行役、取締役及
び会計参与をいう。以下この目において同
じ。）の職務の執行の監査及び監査報告の作
成
二 社員総会に提出する会計監査人の選任及び
解任並びに会計監査人を再任しないことに関
する議案の内容の決定

3 報酬委員会は、第五十三条の十五において読
み替えて準用する会社法第三百六十六条第一項
(第三号から第五号までを除く。)の規定並びに
第五十三条の十七において準用する同法第三百
七十九条第一項及び第二項の規定にかかわら
ず、執行役等の個人別の報酬等（報酬、賞与そ
の他の職務執行の対価として相互会社から受け
る財産上の利益をいう。以下この項において同
じ。）の内容を決定する。執行役が指名委員会等
設置会社の支配人その他の使用人を兼ねてい
るときは、当該支配人その他の使用人の報酬等
の内容についても、同様とする。

4 委員がその職務の執行（当該委員が所属する
指名委員会等の職務の執行に関するものに限
る。以下この項において同じ。）について指名
委員会等設置会社に対して次に掲げる請求をし
たときは、当該指名委員会等設置会社は、当該
請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執
行に必要でないことを証明した場合を除き、こ
れを拒むことができない。

一 費用の前払の請求
二 支出をした費用及び支出の日以後における
その利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該
債務が弁済期にない場合にあつては、相当の
担保の提供）の請求

5 会社法第四百五条から第四百七条まで（監査
委員会による調査、取締役会への報告義務、監
査委員による執行役等の行為の差止め）、第四
百八条（第三項、第四項並びに第五項第三号及
び第四号を除く。）（指名委員会等設置会社と執
行役又は取締役との間の訴えにおける会社の代
表等）及び第四百九条（第三項第三号から第五
号までを除く。）（報酬委員会による報酬の決定
の方法等）の規定は、指名委員会等設置会社の
指名委員会等又は委員について準用する。この
場合において、同法第四百五条第一項中「指名
委員会等設置会社」とあるのは、「指名委員会等
設置会社（保険業法第三十条の十第九項に規定
する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）
とあるのは、「保険業法第五十三条の三十二
条」と、同法第四百八条第一項中「第四百二十条
第三項において準用する第三百四十九条第四項
と、同条第五項中「第四百二十条第三項におい
て準用する第三百四十九条第四項」

て準用する第三百四十九条第四項」とあるのは
「保険業法第五十三条の三十二において読み替
えて準用する第四百二十条第三項において準用
する第三百四十九条第四項」と、同項第一号中
「第八百四十七条第一項、第八百四十七条の二
第一項若しくは第三項（同条第四項及び第五項
において準用する場合を含む。）又は第八百四
十七条の三第一項」とあるのは、「保険業法第五
十三条の三十七において読み替えて準用する第
八百四十七条第一項」と、同項第二号中「第八
百四十九条第四項」とあるのは、「保険業法第五
十三条の三十七において読み替えて準用する第
八百四十九条第四項」と、「第八百五十条第二
項」とあるのは、「同法第五十三条の三十七にお
いて読み替えて準用する第八百五十条第二項」
と、同法第四百九条第二項中「第四百四条第三
項」とあるのは、「保険業法第五十三条の二十八
第三項」と、同条第三項第六号中「金錢でない
もの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予
約權を除く。）」とあるのは、「金錢でないもの」
と読み替えるものとするほか、必要な技術的読
替えは、政令で定める。

三十三条の二第一項に規定する実質子会社」と
読み替えるものとするほか、必要な技術的読替
えは、政令で定める。

（指名委員会等設置会社の取締役の権限）

第五十三条の二十九 指名委員会等設置会社の取
締役は、この法律又はこの法律に基づく命令に
別段の定めがある場合を除き、指名委員会等設
置会社の業務を執行することができる。

（指名委員会等設置会社の取締役会の権限）

第五十三条の三十 指名委員会等設置会社の取締
役会は、第五十三条の十四の規定にかかわら
ず、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項その他指名委員会等設置会
社の業務執行の決定
イ 経営の基本方針
ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なも
のとして内閣府令で定める事項
ハ 執行役が一人以上ある場合における執行
役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他
の執行役相互の関係に関する事項

二 第五項において読み替えて準用する会社
法第四百十七条第二項の規定による取締役
の職務の執行が法令及び定款に適
合することを確保するための体制その他相
互会社の業務並びに当該相互会社及びその
実質子会社から成る企業団体の業務の適正
化を確保するために必要なものとして内閣府
令で定める体制の整備

三 指名委員会等設置会社の取締役会は、前項第
二号イからホまでに掲げる事項を決定しなけれ
ばならない。

二 執行役等の職務の執行の監督
一 指名委員会等設置会社の取締役会は、第一項
各号に掲げる職務の執行を取締役に委任するこ
とができる。

4 指名委員会等設置会社の取締役会は、その決
議によって、指名委員会等設置会社の業務執行
の決定を執行役に委任することができる。ただ
し、次に掲げる事項については、この限りでな
い。

一 第四十一条第一項又は第四十九条第一項に
おいてそれぞれ読み替えて準用する会社法第
二百九十八条第一項各号に掲げる事項の決定
二 社員総会に提出する議案（取締役、会計参
与及び会計監査人の選任及び解任並びに会計

第一項の規定による定款の定めに基づき免除しようとする責任が特定責任であるときにつては、当該株式会社の総株主（第三項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の総株主（第三項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の取締役（これらの場合において、第一項の規定により免除しえようとする責任が特定責任であるときにあつては、当該株式会社に最終完全親会社等が有する株主が第三項又は第五項の期間内に当該各項の異議を述べたとき）は「とき」であるのは「とき」と、同法第四百一十七条第三項中「準用する。この場合において、同条第三項中「取締役（これらの場合において、第一項の規定により免除しえようとする責任が特定責任であるときにあつては、当該株式会社に最終完全親会社等が有する株主が第三項又は第五項の期間内に当該各項の異議を述べたとき）は「とき」とあるのは「とき」とあるのは「準用する」と、同条第四項中「において」と、同条第五項中「第四百一十五条第四項及び第五項」とあるのは「第四百一十五条第四項前段」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

「社員」と、「株式会社等」とあるのは「相互会社」と、同法第八百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）中「株式を有する株主（第一百八十九条第二項の定款の定めによりその権利行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「社員である者」と、「第四百二十三条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十三第一項」と、同法第八百四十七条の四第二項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「社員」と、「当該株主等」とあるのは「当該社員」と、同法第八百四十八条（訴えの管轄）中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「相互会社」と、同法第八百四十九条第一項（訴訟参加）中（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主については特定責任追及の訴えに限る。）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の」とあるのは「相互会社が」と、同法第八百五十四条第一項第一号（株式会社の役員の解任の訴え）中「総株主（次に掲げる株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を」とあるのは「社員総数の千分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に相当する数の社員又は三千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その数）以上の社員（特定相互会社にあっては、保険業法第三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で」と、「有する株主」とあるのは「社員である者（総代会を開設しているときは、これらの者又は九名（これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その数）以上の総代）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会計帳簿の作成及び保存等）
第五十四条の二 相互会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとすしなければならない。

（会計帳簿の作成及び保存等）
第五十五条 会計の原則
第一項 会計の原則
第二項 第二項の規定は、相互会社の役員等について準用する。この場合において、同法第四百三十条の規定（「役員等（保険業法第五十三条の三十三第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。）に取締役会」とあるのは「取締役会」と、同条第二項第二号中「第四百二十三三条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十三第一項」と、同条第四項中「取締役会設置会社においては、補償契約」とあるのは「補償契約」と、同条第六項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四百二十三条第三項並びに」とあるのは「保険業法第五十三条の十五において読み替えて準用する第四百十九条第二項、第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」、同法第五百三十五条の三十三第三項並びに同法第五十三条の三十六において読み替えて準用する」と、同法第四百三十条の三第一項（役員等のために締結される保険契約）中「株主総会（取締役会設置会社においては、取締役会」とあるのは「取締役会」と、同条第二項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第四百二十三三条第三項」とあるのは「保険業法第五十三条の十五において読み替えて準用する第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに同法第五十三条の三十三第三項」と読み替えるものとする。）
第五款 相互会社の計算等
第一項 計算書類等

除した額（第五十五条の三第三項第二号において「償却等限度額」という。）を限度として行うことができる。ただし、第一百十三条前段（第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ、これを行なうことができない。

一 基金の総額

二 損失でん補準備金及び第五十六条の基金償却積立金の額

三 前項の基金利息の支払額

四 その決算期に積み立てることを要する損失でん補準備金の額

五 その他内閣府令で定める額

前二項の規定に違反して、基金利息の支払又は基金の償却若しくは剩余金の分配を行つたときは、当該相互会社の債権者は、これを返還させることができる。

（剩余金の分配）

第五十五条の二 剩余金の分配は、公正かつ衡平な分配をするための基準として内閣府令で定める基準に従い、行わなければならない。

1 相互会社は、その定款において第二十三条第一項第七号に掲げる事項として、毎決算期に剩余金の処分を行う場合には、その対象となる金額として内閣府令で定める金額のうち、当該金額に一定の比率を乗じた額以上の額を、社員に対する剩余金の分配をするための準備金として内閣府令で定めるものに積み立てるべき旨を定めなければならない。

2 前項に規定する一定の比率は、内閣府令で定める比率を下回つてはならない。

3 4 相互会社は、その決算の状況に照らしてやむを得ない事情がある場合には、前二項の規定にかかるわらず、定款において、当該決算期における剩余金の処分に限り、第二項の内閣府令で定める金額に前項の内閣府令で定める比率を下回る比率を乗じた額を第二項の内閣府令で定める準備金に積み立てる旨を定めることができる。

5 前項の定款の定めは、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（基金利息の支払等に関する責任）

第五十五条の三 第五十五条第一項の規定に違反して相互会社が基金利息の支払をした場合又は同条第二項の規定に違反して相互会社が基金の償却若しくは剩余金の分配をした場合には、これらの行為（以下この条及び次条において「基

金利息の支払等」という。)により金銭の交付を受けた者及び次に掲げる者は、当該相互会社に対し、連帶して、当該金銭の交付を受けた者が交付を受けた金銭の額に相当する金銭を支払う義務を負う。

一 基金利息の支払等に関する職務を行つた業務執行者(業務執行取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として内閣府令で定めるものをいう。)

二 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案に係る定時社員総会の決議があつた場合(当該決議によつて定められた議案の内容が第五十五条第一項又は第二項の規定に違反していなかったことを証明したときは、同項の義務を負わない)。

前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第一項の規定により同項各号に掲げる者の負責義務は、免除することができない。ただし、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額を限度として当該義務を免除することについて総社員の同意があるときは、この限りでない。

一 基金利息の支払をした場合 利息支払限度額

二 基金の償却又は剰余金の分配をした場合
(第五十五条第二項ただし書に規定する場合を除く) 債却等限度額

(社員に対する求償権の制限等)

第五十五条の四 第五十五条第一項又は第二項の規定に違反して相互会社が基金利息の支払等をした場合において、これらの違反があることにつき善意の社員は、当該社員が交付を受けた金銭について、前条第一項の金銭を支払つた同項各号に掲げる者から求償の請求に応ずる義務を負わない。

**第四目 基金償却積立金及び損失ヘ
ん補準備金**

第五十六条 基金を償却するときは、その償却する金額に相当する金額を、基金償却積立金として積み立てなければならない。
基金に係る債務の免除を受けたときは、その免除を受けた金額に相当する金額を、基金の總

(基金償却積立金の取崩し)
額から控除し、基金償却積立金として積み立て
なければならない。

第五十七条 相互会社は、社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議により、基金償却積立金を取り崩すことができる。

2 前項の場合には、第六十二条第二項に定める決議によらなければならぬ。

3 第一項の規定による基金償却積立金の取崩しによる変更の登記の申請書には、第六十七条に於て準用する商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次項において読み替えて準用する第十七条書面

二 次項において読み替えて準用する第十七条第四項の異議を述べた保険契約者の他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該基金償却積立金の取崩しをしても当該保険契約者の他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 次項において読み替えて準用する第十七条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えないかつたことを証する書面又はその者の同項の内閣府令で定める金額が同項の金額の総額の五分の一を超えたことを証する書面

4 第十六条第一項（ただし書を除く。）及び第十二条、第十七条（第一項ただし書を除く。）、第十七条の二第四項並びに第十七条の四の規定は、第一項の基金償却積立金の取崩しについて準用する。この場合において、これらの規定中「資本金等の額の減少」とあるのは「基金償却積立金の取崩し」と、第十六条第一項中「株式会社は、資本金又は準備金（以下この節において「資本金等」という。）の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）の決議に係る株主総会（会社法第四百四十八条第三項（準備金の額の減少）に規定する場合にあつては、取締役会）の会日の二週間前から資本金等の額の減少の効力を生じた日後

六月を経過する日まで」とあるのは「第五十七条第一項の場合には、相互会社は、同項の決議に係る社員総会（総代会）を設けているときは、総代会の会日の二週間前から基金償却積立金の取崩しをした日後六月を経過する日まで」と、第十七条第一項中「株式会社が資本金等の額を減少する場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）」とあるのは「第五十七条第一項の場合」と、同条第六項中「会社法第四百四十七条第一項（資本金の額の減少）又は第四百四十八条第一項（準備金の額の減少）とあるのは「第五十七条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一項の規定による基金償却積立金の取崩しは、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

会社法第八百二十九条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判断の効力）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号ニに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、基金償却積立金の取崩しの無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十九条第二項第五号中「株主等」とあるのは「社員、取締役、監査役若しくは清算人（監査等委員会設置会社については社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社にあっては社員、取締役、執行役又は清算人）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（損失てん補準備金）

第五十八条 相互会社は、基金（第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額（定款でこれを上回る額を定めたときは、その額）に達するまでは、毎決算期に剩余金の処分として支出する金額（第五十五条の二第二項の準備金のうち内閣府令で定めるものに積み立てる金額を含む。）の千分の三以上を、損失てん補準備金として積み立てなければならない。

とにより、これに代えることができる。この場合においては、当該積み立てる額については、同項の基金の募集は、することを要しない。

5 前項の準備金は、基金償却積立金とみなして、この法律（第五十六条を除く。）の規定を適用する。

6 組織変更をする場合においては、第四項の準備金のほか、損失でん補準備金を積み立てることができる。（組織変更計画の承認）

第六十九条 株式会社は、組織変更をするには、組織変更計画を作成して、株主総会の決議により、その承認を受けなければならない。（株主総会の決議）に定める決議によらなければならぬ。

3 株式会社は、第一項の決議を行なう場合には、会社法第二百九十九条第一項（株主総会の招集の通知）の通知において、組織変更計画の要領を示さなければならない。

4 株式会社は、組織変更計画において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 組織変更後の相互会社（以下この款において「組織変更後相互会社」という。）の基金の総額

二 前項第四項の準備金及び同条第六項の損失でん補準備金の額

三 株主及び新株予約権者に対する補償に関する事項

四 組織変更後ににおける保険契約者の権利に関する事項

五 組織変更がその効力を生ずる日（以下この款において「効力発生日」という。）その他内閣府令で定める事項

5 株式会社が第一項の決議をしたときは、当該決議の日から二週間以内に、登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対し、組織変更をする旨を別々に通知しなければならない。

6 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

7 会社法第二百十九条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第二項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項（株券の提出に関する公告等）の規定は、組織変更に関する公表等）、第二百二十二条（株券の提出することができない場合）並びに第二百九十三条第一項（新株予約権証券の提出に関する公告等）の規定は、組織変更を

する株式会社について準用する。この場合において、同法第二百十九条第二項第三号中「第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社」とあるのは「保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第六十九条の二 組織変更をする株式会社は、組織変更計画備置開始日から効力発生日までの間、組織変更計画の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその各営業所に備え置かなければならぬ。

2 前項に規定する「組織変更計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一 前条第一項の株主総会の日の二週間前の日（会社法第三百十九条第一項（株主総会の決議の省略）の場合にあっては、同項の提案があつた日）

二 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、第七十一条において準用する会社法第七百七十七条第三項の規定による通知の日又は第七十七条第四項の公告の日（いずれか早い日）

3 組織変更をする株式会社の株主及び保険契約者その他の債権者は、当該株式会社に対し、組織変更について異議を述べることができる。

4 組織変更をする株式会社は、次に掲げる事項を官報及び当該株式会社の定款で定めた公告方法により公告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

5 組織変更後相互会社の名称及び住所

6 組織変更をする株式会社の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関する事項は、政令で定める。

第七十条 組織変更をする株式会社の保険契約者の他の債権者は、当該株式会社に対し、組織変更について異議を述べることができる。

2 組織変更をする株式会社は、次に掲げる事項を官報及び当該株式会社の定款で定めた公告方法により公告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

3 組織変更をする株式会社の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

4 組織変更をする株式会社の保険契約者その他の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

5 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

6 組織変更をする株式会社の保険契約者その他の債権者が前項第四号の期間内に異議を述べたときは、当該保険契約者その他の債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

7 前各項の規定によりされた組織変更は、前項の異議を述べた保険契約者及び保険契約者に係る保険契約に係る権利（保険金請求権等を除く。）を有する者についても、その効力を生ずる。

第七十一条 会社法第七百七十七条（新株予約権の価買取請求）、第七百七十八条（新株予約権の価格の決定等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十三条第二項（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十二条（申立書の写しの送付等）、第八百七十三条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条の二（抗告状の写しの送付等）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、組織変更をする株式会社が新株予約権を発行している場合について準用する。この場合において、同法第七百七十八条第一項、第二項及び第四項中「組織変更後持分会社」とあるのは「組織変更後相互会社（保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいふ。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。（組織変更手続中の契約）

第七十二条 組織変更をする株式会社が、第七十条第二項の規定による公告をした日の翌日以後保険契約を締結しようとするときは、保険契約にならうとする者に対しても、組織変更の手続

中である旨を通知し、その承諾を得なければならぬ。

「時株主」とあるのは「保険契約者」と、「株式会社」とあるのは「相互会社」と、司法第六十

- 八条第二項中「次に掲げる場合には「前項」とあるのは「前項」と、同法第七十四条第六項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同条第七項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第八百三十三条第一項中「株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役)」とあるのは「保険契約者、取締役、監査役又は清算人(監査等委員会設置会社にあっては保険契約者、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社にあっては保険契約者、取締役、執行役又は清算人)」と、「株主(当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主)又は取締役(監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。)、監査役若しくは清算人(当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項(第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項(第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。)とあるのは「取締役(監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である場合にあっては、設立時取締役又は清算人)と読む。」)とあるのは「取締役(監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役、監査役又は清算人)と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替

- （取締役の報告）
第七十五条 取締役は、組織変更に関する事項を
保険契約者総会に報告しなければならない。
（保険契約者総会の決議）
第七十六条 保険契約者総会においては、その決
議により、組織変更後相互会社の定款その他組
織変更後相互会社の組織に必要な事項を定める
とともに、組織変更後相互会社の取締役となる
べきを選任しなければならない。

2 組織変更後相互会社が監査等委員会設置会社
である場合には、前項の規定による組織変更後
相互会社の取締役となるべき者の選任は、組織
変更後における監査等委員となる者である組織
変更後相互会社の取締役となるべき者とそれ以
外の組織変更後相互会社の取締役となるべき者
とを区別してしなければならない。

3 次の各号に掲げる場合には、保険契約者総会
においては、当該各号に定める者を選任しなけ
ればならない。

一 組織変更後相互会社が会計参与設置会社で
ある場合 組織変更後相互会社の会計参与と
なるべき者

二 組織変更後相互会社が監査役設置会社であ
る場合 組織変更後相互会社の監査役となる
べき者

三 組織変更後相互会社が会計監査人設置会社
である場合 組織変更後相互会社の会計監査
人となるべき者

4 第六十九条第一項の決議は、第一項の決議に
より変更することができる。ただし、組織変更
をする株式会社の債権者の利益を害することは
できない。

5 前項の変更が株主に損害を及ぼすおそれがあ
るときは、株主総会の同意を得なければならな
い。この場合においては、第六十九条第二項の
規定を準用する。

6 前項の株主総会の同意が得られなかつた場合
は、第六十九条第一項の承認の決議は、その効
力を失う。

7 保険契約者総会は、第七十四条第三項におい
て準用する会社法第六十七条第一項第二号に掲
げる事項以外の事項については、決議をするこ
とができるない。ただし、組織変更後相互会社の
定款その他組織変更後相互会社の組織に必要な
事項を定める場合においては、決議をするこ

事項の決定並びに第一項及び第三項に規定する
者の選任については、この限りでない。

- (保険契約者総代会)

第七十七条 組織変更をする株式会社は、第六十九条第一項の決議により、保険契約者総会に代わるべき機関として、保険契約者のうちから選出された総代により構成される機関（以下「保険契約者総代会」という。）を置くことができる。

2 前項の決議においては、総代の定数、選出の方法その他の内閣府令で定める事項を定めなければならない。

3 組織変更をする株式会社の保険契約者（次項の規定による公告の時に保険金請求権等が生じている保険契約（当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。）に係る保険契約者を除く。同項及び第五項において同じ。）は、組織変更をする株式会社に対し、第一項の決議について異議を述べることができること。

4 組織変更をする株式会社は、第一項の決議の日から二週間以内に、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 第一項の決議の内容

二 組織変更をする株式会社の保険契約者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

5 前項第二号の期間内に異議を述べた保険契約者の数が保険契約者の総数の五分の一を超えるかつ、当該異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権（保険金請求権等を除く。）の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が保険契約者の当該金額の総額の五分の一を超えるときは、第一項の決議は、その効力を有しない。

6 第四十四条の二（第三項後段を除く。）及び第七十三条から前条までの規定は、保険契約者総代会について準用する。この場合において第四十四条の二第三項前段において準用する会社法第三百十条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「保険業法第四十四条の二第一項」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「保険業法第七十四条第三項において読み替えて準用する第六十八条第三項」と、同条第七項中「株主（前

項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。」とあり、並びに同条第八項第一号及び第二号中「株主」とあるのは「保険契約者又は社員」と、第七十四条第三項中「第七十四条から第七十六条まで（議決権の代理行使、書面による議決権の行使、」とあるのは「第七十五条规定（書面による議決権の行使）、第七十六条（と読み替えるものとするほか、必要な技術的の読替えは、政令で定める。）

（組織変更における基金の募集）

第七十八条 組織変更をする株式会社は、組織変更後相互会社の基金について募集をする場合には、その要する額について保険契約者総会又は保険契約者総代会が終結した後（第七十五条の場合は、同項の株主総会の同意が得られた後）遅滞なく、その募集をしてしなければならない。

組織変更をする株式会社は、前項の募集に応じて基金の拠出の申込みをしようとする者に対するし、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 第二十三条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項

二 新たに募集をする基金の額、当該基金の拠出者が有する権利及びその償却の方法

三 払込みの期日

四 基金の拠出に係る銀行等の払込みの取扱いの場所

3 第二十八条第二項から第六項まで、第二十九条から第三十条の二まで、第三十条の三（第二項及び第三項を除く。）並びに第三十条の五第二項及び第三項の規定は、第一項の募集について準用する。この場合において、これらの規定中「発起人」とあるのは「組織変更をする株式会社」と、「設立時に募集をする基金」とあり、「相互会社の設立時の基金」とあるのは「第七十八条第一項の募集に係る基金」と、第二十八条第四項中「第一項各号」とあるのは「第七十八条第一項各号」と、第三十条中「前二条」とあるのは「第七十八条第二項（第三号を除く。）及び同条第三項において準用する第二十八条第二項から第六項まで」と、第三十条の三第四項中「成立後の相互会社」とあるのは「組織変更後相互会社」と、第三十条の五第三項中「相互会社の成立後」とあるのは「組織變

更後」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（基金の募集後の保険契約者総会）

4 前三項の規定は、第七十条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

主たる事務所の所在地において、組織変更をする株式会社については解散の登記を、組織変更後相互会社については設立の登記をしなければ

更後」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(基金の募集後の保険契約者総会)

第七十九条 前条第一項の場合において、組織変更をする株式会社の取締役は、同項の募集に係る基金の総額の払込みがあった後、遅滞なく、第二回の保険契約者総会又は保険契約者総代会を招集しなければならない。

2 組織変更後相互会社の取締役(組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合にあっては、取締役及び監査役。次項において同じ。)となるべき者は、前条第一項の募集に係る基金の総額についてその引受け及び払込みがあつたかどうかを調査し、前項の保険契約者総会又は保険契約者総代会に報告しなければならない。

3 会社法第九十四条(設立時取締役等が発起人である場合の特則)の規定は、組織変更後相互会社の取締役となるべき者の全部又は一部が組織変更をする株式会社の取締役又は執行役である場合における第一項の保険契約者総会又は保険契約者総代会について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項各号に掲げる事項」とあるのは「保険業法第七十八条第一項の募集に係る基金の総額についてのその引受け及び払込みがあつたかどうか」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組織変更の認可)

第八十条 組織変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつた場合には、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 組織変更後相互会社が保険会社等の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

二 組織変更により、保険契約者の有する権利が害されるおそれがないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、組織変更により、保険会社等の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

(組織変更の効力の発生等)

第八十一条 組織変更をする株式会社は、効力発生日に、相互会社となる。

2 組織変更をする株式会社の株式及び新株予約権は、効力発生日に、消滅する。

3 組織変更をする株式会社の保険契約者は、効力発生日に、組織変更後相互会社に入社するものとする。

4 前三項の規定は、第七十条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

主たる事務所の所在地において、組織変更をする株式会社については解散の登記を、組織変更後相互会社については設立の登記をしなければ

前三項の規定は、第七十条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

(組織変更の公告等)

第八十二条 組織変更後相互会社は、組織変更の公告をした組織変更をする株式会社が組織変更を行わないことをとどめたときも、同様とする。

後、遅滞なく、組織変更が行われたこと及び内閣府令で定める事項を公告しなければならない。第七十条第二項の規定による公告をした組織変更をする株式会社が組織変更を行わないことをとどめたときも、同様とする。

2 組織変更後相互会社は、効力発生日から六日間、第七十条に規定する手続の経過の他の組織変更に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を各事務所に備え置かなければならない。

3 組織変更後相互会社の保険契約者その他の債権者は、組織変更後相互会社に対して、その業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後相互会社の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の贈本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後相互会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(旧株式に関する質権)

第八十三条 会社法第五十一条第一項(各号を除く。)並びに第百五十四条第一項及び第二項(第二号に係る部分に限る。)(株式の質入れの効果)の規定は、株式会社が組織変更をした場合に当該組織変更によつて株主が受けることができる金銭について準用する。この場合において、同条第一項中「金銭等(金銭に限る。)」とは同条第二項の「金銭」とあるのは「金銭」と同条第二項第二号中「第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社」とあるのは「組織変更後相互会社」と読み替えるものとすらるほか、必要な技術的の読み替えは、政令で定める。

(登記)

主たる事務所の所在地において、組織変更をする株式会社については解散の登記を、組織変更後相互会社については設立の登記をしなければ

主たる事務所の所在地において、組織変更をする株式会社については解散の登記を、組織変更後相互会社については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定による設立の登記の申請書には、第六十七条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条並びに第六十七条において読み替えて準用する同法第四十六条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 株主総会及び保険契約者総会（保険契約者総代会）の議事録

四 第七十条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

五 第七十条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 第七十条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えたことを証する書面又はその者の同項の内閣府令で定める金額が同項の金額の総額の五分の一を超えたことを証する書面

七 組織変更をする株式会社が株券発行会社であるときは、第六十九条第七項において準用する会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

八 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、第六十九条第七項において準用する会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

九 組織変更後相互会社の取締役（組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後相互会社

が監査等委員会設置会社である場合にあっては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役）が就任を承諾したことと証する書面

イ 任したときは、次に掲げる書面
ロ 就任を承諾したこととを証する書面
ハ これらの者が法人であるときは、当該法
人の登記事項証明書。ただし、当該登記所
の管轄区域内に当該法人の主たる事務所が
ある場合を除く。

3 商業登記法第七十六条及び第七十八条（組織変更の登記）の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更無効の訴え）

第八十四条の二 組織変更の無効は、効力発生日において組織変更をする株式会社の株主等（株主、取締役、監査役又は清算人（監査等委員会設置会社（監査等委員会を置く株式会社をいう。）にあつては株主、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社（指名委員会等を置く株式会社をいう。）にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）であつた者又は組織変更後相互会社の社員等（社員、取締役、監査役又は清算人、監査等委員会設置会社（監査等委員会を置く相互会社をいう。）にあつては社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社（指名委員会等を置く相互会社をいう。）にあつては社員、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同

第八十六条 相互会社は、前条の組織変更（以下この款において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この款において同じ。）の決議により、その承認を受けなければならない。

前項の場合には、第六十二条第一項に定める決議によらなければならない。

九十六条の九第一項第四号ハ及び第六十一条第一項第五号ハにおいて同じ。)である場合、組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更をする相互会社の社員が組織変更に際して取得する組織変更後株式会社の株式の数(組織変更後株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに組織変更後株式会社の資本金及び準備金に関する事項

六 組織変更をする相互会社の社員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更をする相互会社の社員に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定号の金銭の割当てに関する事項

八 組織変更をする相互会社の社員に対する前号の金銭の割当てに関する事項

場合には、第四項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

(組織変更に関する書類等の備置き及び閲覧等) 第八十七条 組織変更をする相互会社は、組織変更計画備置開始日から効力発生日までの間、組織変更計画の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を各事務所に備え置かなければならない。

一 前項に規定する「組織変更計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早日をいう。

一 前条第一項の社員総会の日の二週間前の日(第四十一条第一項において準用する会社法第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)

二 次条第二項の規定による公告の日

三 組織変更をする相互会社の保険契約者その他の債権者は、当該相互会社に対し、その事業時間内は、いつでも、次の各号に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該相互会社の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 第一項の書面の閲覧の請求

3
4
じ一) 破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかつた債権者に限り、提起することができる。
3 組織変更の無効の訴えは、組織変更後相互会社を被告とする。
4 会社法第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条から第八百三十九条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判断の効力）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）及び第九百三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は組織変更の無効の訴えについて、同法第八百四十条（新株発行の無効判決の効力）の規定は第七十八条第一項の基金の募集を伴う組織変更の無効判決について、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十二条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第二号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条から第八百七十七条まで（非訟事件手続法の規定の適用除外、最高裁判所規則、審問等の必要的併合）及び第八百七十八条第一項（裁判の効力の見直しは二つ以上あって準用

四三
組織変更後株式会社の取締役の氏名
次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項
イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社
(会計参与を置く株式会社をいう。第九十
六条の九第一項第四号イ及び第一百六十五條
第一項第五号イにおいて同じ。)である場
合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名
又は名称
ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社
(監査役を置く株式会社をいう。第九十六
条の第一項第二号ヲ、第七十六条の十四

九 純織変更をする相引会社の社員に付する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関する内閣府令で定める事項

十 前号の株式を買ひ受けたときは、買受けの方法その他当該買受けに関し内閣府令で定める事項

十一 組織変更後ににおける保険契約者の権利に関する事項

十二 組織変更がその効力を生ずる日（以下この款において「効力発生日」という。）その他内閣府令で定める事項

相互会社は、前項第二号の定款で定める事項として、組織変更後株式会社における百第六十四条第一項（第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）に規定する契約者配当に係る方針を定めなければならない。

組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社（監査等委員会を置く株式会社をいう。第九十六条の九第二項、第九十六条の十四第三項第四号、第一百六十五条第二項、第二百七十二条の三、十六第一項第四号、三百二十四条第四項及び三百二十五条第四項において同じ。）である

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの閲覧の請求
 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更をする相互会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
 五 組織変更後株式会社は、効力発生日から六月間、組織変更計画の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を各営業所に備え置かなければならない。
 六 組織変更後株式会社の株主及び保険契約者の他の債権者は、組織変更後株式会社に対し、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 前項の書面の閲覧の請求
 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの閲覧の請求
 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
 (債権者の異議)

第八十八条 組織変更をする相互会社の保険契約者その他の債権者は、当該相互会社に対し、組織変更について異議を述べることができる。

二 組織変更をする相互会社は、次に掲げる事項を官報及び当該相互会社の定款で定めた公告方法により公告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨
 二 組織変更後株式会社の商号及び住所
 三 組織変更をする相互会社の保険契約者その他の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

保険契約者その他の債権者が前項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該保険契約者その他の債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一十

一百一十一

一百一十二

一百一十三

一百一十四

一百一十五

一百一十六

一百一十七

一百一十八

一百一十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

項、第二百六十二条第五項、第二百三十三条の二第一項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項ただし書、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「第二百一十三条の二第二項」と、「これららの規定」とあるのは「同項」と、「第八百四十七条の二第九項」とあるのは「保険業法第九十六条の四の二において読み替えて準用する第八百四十七条の二第九項」と、同法第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）」とあるのは、「保険業法第九十六条の四の二において読み替えて準用する第二百三十三条の二第二項の支払又は給付を求める訴え（適格旧株主にあっては、同法第九十六条の四の二において準用する第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては、執行役を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

に取得させることをいう。以下この款において同じ。)をすることができる。
組織変更株式交換をする場合には、組織変更をする相互会社は、組織変更株式交換完全親会社(組織変更株式交換に際して組織変更後株式会社の株式の全部を取得する株式会社をいう。以下この款において同じ。)との間で、組織変更株式交換契約を締結しなければならない。
3 会社法第四百四十五条第五項(資本金の額及び準備金の額)の規定は組織変更株式交換に際して資本金又は準備金として計上すべき額について、同法第七百九十五条(第一項第一号及び第三項を除く。)(吸收分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等)の規定は組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社について、同法第三百九十五条第二項(各号を除く。)(株主総会の決議)、第三百二十四条第二項(各号を除く。)(種類株主総会の決議及び第五編第五章第二節第二款第一目(第七百九十五条第四項第一号及び第二号、第七百九十六条第二項第一号口、第七百九十九条第一項第一号及び第二号、第八百条並びに第八百一条第一項、第二項、第三項第一号及び第二号並びに第五項を除く。)株式会社の手続)の規定は組織変更株式交換完全親会社について、同法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十三条第二項(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十条の二(申立書の写しの送付等)、第八百七十七条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)(即时抗告)、第八百七十二条の二(抗告状の写しの送付等)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの項において準用する同法第七百九十八条第二項の規定による申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(社員への組織変更株式交換完全親会社の株式の割当等)
第九十六条の六 組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社の社員は、第九十条第一項の規定にかかわらず、組織変更計画の定めるところにより、組織変更株式交換完全親会社が組織変更株式交換に際して交付する株式又は金銭の割当てを受けるものとする。
2 第九十条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において

て、同条第二項中「前項」とあるのは、「第六条の六第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第九十六条の六第一項及び前二項」とあるのは、「第六条第一項及び前二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十二条の規定により株式を発行する組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合には、当該株式について払込み又は現物出資の給付をした株式の引受人は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更株式交換完全親会社が当該組織変更株式交換に際して交付する株式又は金銭の割当てを受けるものとする。(組織変更株式交換に関する組織変更計画等に定めるべき事項)

第九十六条の七 組織変更株式交換をする場合には、組織変更計画及び組織変更株式交換完全親会社の名称及び商号並びに住所において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更をする相互会社及び組織変更株式交換完全親会社の名称及び商号並びに住所

二 組織変更株式交換完全親会社が組織変更株式交換に際して組織変更をする相互会社の社員(第九十二条の規定により発行する株式の引受人を含む。以下この条において同じ。)に対して株式等(株式又は金銭をいう。以下の号及び次号において同じ。)を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が組織変更株式交換完全親会社の株式であるときは、当該株式の数(種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに当該組織変更株式交換完全親会社の資金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金銭であるときは、その額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、組織変更をする相互会社の社員(組織変更株式交換完全親会社を除く。)に対する同号の株式等の割当に関する事項

四 組織変更をする相互会社の社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し内閣府令で定める事項

二 前条の契約により組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の総数を譲り渡すことと約した者、その者が譲り渡すことを約した組織変更株式交付子会社の株式の数前項各号の規定により組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人となつた者は、効力発生日に、それぞれ当該各号に定める数の組織変更株式交付子会社の株式を組織変更後株式会社に給付しなければならない。
(組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの無効又は取消しの制限)

第九十六条の九の八 民法第九十三条第一項ただし書(心裡留保)及び第九十四条第一項(虚偽表示)の規定は、第九十六条の九の四第二項の申込み、第九十六条の九の五第一項の規定による割当て及び第九十六条の九の六の契約に係る意思表示については、適用しない。

2 組織変更株式交付における組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人は、第九十六条の十三の二第二項の規定により組織変更後株式会社の株式の株主となつた日から一年を経過した後又は、その株式について権利行使した後は、錯謬、詐欺又は強迫を理由として組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの取消しをすることができる。

(組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しに関する規定の準用)

第九十六条の九の九 第九十六条の九の四から前条までの規定は、第九十六条の九の三第一項第七号に規定する場合における組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡しについて準用する。この場合において、第九十六条の九の四第二項第二号中「數(組織変更株式交付子会社が種類株式發行会社である場合においては、株式の種類ごとの数、以下この条において同じ。)」とあるのは「内容及び數」と、第九十六条の九の五第一項中「數(組織変更株式交付子会社が種類株式發行会社である場合においては、株式の種類ごとの数)」とあるのは「數」と、「申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第九十六条の九の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式」とあるのは「当該新株予約権等」と、前条第二項中「第九

十六条の十三の二第二項」とあるのは「第九十九条の十三の二第四項第一号」と読み替えるものとする。

(申込みがあつた組織変更株式交付子会社の株式の数が下限の数に満たない場合)

第九十六条の九の十 第九十六条の九の五（前条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第九十六条の九の七（第一項第二号に係る部分を除く。）（前条において準用する場合を含む。）の規定は、第九十六条の九の三第一項第十号の期日において、申込者が譲渡しの申込みをした組織変更株式交付子会社の株式の総数が同項第二号の下限の数に満たない場合には、適用しない。この場合においては、組織変更をする相互会社は、申込者に対し、遅延なく、組織変更株式交付をしない旨を通知しなければならない。

(組織変更の認可)

第九十六条の十 組織変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつた場合には、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 組織変更後株式会社がその業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

二 組織変更により、保険契約者の有する権利が害されるおそれがないこと。

三 第九十条又は第九十六条の六（第九十六条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による株式又は金銭の割当が適正に行われていること。

四 前三号に掲げるもののほか、組織変更により、その業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

(組織変更の効力の発生等)

第九十六条の十一 組織変更をする相互会社は、効力発生日（組織変更株式移転をする場合にあつては、組織変更株式移転設立完全親会社の成立の日）に、株式会社となる。

2 組織変更をする相互会社の社員は、効力発生日に、第八十六条第四項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第八十八条の規定による手続が終了していない場合

三 組織変更を中止した場合
組織変更をする相互会社が組織変更株式交付を受けた組織変更株式の株式の総数が第九十六条の九の三第一項第二号の下限の数に満たないとき。
口 効力発生日において第九十六条の十三の二第一項の規定にかかる場合は、相互会社が組織変更株式交換をする場合には、組織変更株式交換完全親会社は、効力発生日に、組織変更後株式会社の発行済株式（組織変更株式交換完全親会社の有する組織変更後株式会社の株式を除く。）の全部を取得する。

2 前条第二項及び第九十六条の二第一項の規定にかかる場合は、組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合には、組織変更をする相互会社の社員（第九十二条の規定により発行する株式の引受人を含む。）は、効力発生日に、第九十六条の七第三号に掲げる事項についての定めに従い、同条第二号イの株式の株主となる。

3 前二項の規定は、前条第三項第一号又は第二号に掲げる場合には、適用しない。

第九十六条の十三 第九十六条の十一第二項及び第九十六条の二第一項の規定にかかる場合は、組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合には、組織変更をする相互会社が組織変更株式移転設立完全親会社は、その成立の日に、第九十条第一項の規定により社員に割り当てるべき株式（第九十二条の規定により発行する株式及び第九十六条の九第一項第九号の株式会社の発行する株式を含む。）の全部を取得する。

第九十六条の十一第二項及び第九十六条の二第一項の規定にかかる場合は、組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合には、組織変更をする相互会社の社員（第九十二条の規定により発行する株式の引受人及び第九十六条の九第一項第九号の株式会社の株主を含む。）は、組織変更株式移転設立完全親会社の成立の日に、第九十六条の九第一項第六号に掲げる事

株主についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

3 会社法第七百七十四条第四項及び第五項(株式移転の効力の発生等)の規定は、第九十六条の九第一項第九号に規定する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二項 第九十六条の十三の二 組織変更をする相互会社が組織変更株式交付をする場合には、当該相互会社は、効力発生日に、第九十六条の九の七第二項(第九十六条の九の九において準用する場合を含む。)の規定による給付を受けた組織変更株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける。

2 第九十六条の九の七第二項の規定による給付をした組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第九十六条の九の三第一項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号の組織変更後株式会社の株式の株主となる。

3 次の各号に掲げる場合には、第九十六条の九の七第二項の規定による給付をした組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第九十六条の九の三第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第九十六条の九の三第一項第五号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第九十六条の九の三第一項第五号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第九十六条の九の三第一項第五号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4 次の各号に掲げる場合には、第九十六条の九の九において準用する第九十六条の九の七第二項の規定による給付をした組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人は、効力発生日に、第九十六条の九の三第一項第九号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第九十六条の九の三第一項第八号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主

三 第九十六条の九の三第一項第八号に掲げる事項についての定めがある場合 同号口の社債の社債権者
新株予約権の新株予約権者
四 第九十六条の九の三第一項第八号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者
新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者
前各項の規定は、第九十六条の十一第三項各号に掲げる場合には、適用しない。
組織変更をする相互会社が組織変更株式交付をする場合において、第九十六条の十一第三項各号に掲げる場合に該当するときは、当該相互会社は、第九十六条の九の七第一項各号（第九十六条の九の九において準用する場合を含む。）に掲げる者に対し、遅滞なく、組織変更株式交付をしない旨を通知しなければならない。この場合において、第九十六条の九の七第二項（第九十六条の九の九において準用する場合を含む。）の規定による給付を受けた組織変更株式交付子会社の株式又は新株予約権等があるときは、当該相互会社は、遅滞なく、これらをその譲渡人に返還しなければならない。
会社法第二百三十四条（第一項各号及び第六项を除く。）（一）に満たない端数の処理）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十二条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限り不採用。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、組織変更後株式会社に組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式又は新株予約権等を譲り渡した者に組織変更後株式会社の株式、社債又は新株予約権を交付する場合について準用する。この場合において、同法第二百三十四条第一項中「次の各号に掲げる行為」とあるのは、「組織変更後株式会社（同法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。）に組織変更株式交付子会社（同法第九十六条の九の二第二項に規定す

る組織変更株式交付子会社をいう。以下同じ。の株式又は新株予約権等（同項に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）を譲り渡した者と、同条第二項中「株式会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」と、「取締役が二人以上いるときは、その」とあるのは「取締役の」など、同条第四項中「株式会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」と、同項第一号中「種類株式発行会社」にあっては、株式の種類及び種類ごとの数」とあるのは「数」と、同項第五項中「取締役会設置会社においては、前項各号」とあるのは「前項各号」と読み替えるものとする。

（登記）

第九十六条の十四 相互会社が組織変更をしたときは、組織変更の日から一週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、組織変更をする相互会社については解散の登記を、組織変更後株式会社については設立の登記をしなければならない。

商業登記法第八十九条（第一号から第四号までに係る部分に限る。）（株式交換の登記）の規定は組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について、会社法第九百二十五条（第一号及び第四号を除く。）（株式移転の登記）の規定及び商業登記法第九十条（株式移転の登記）の規定は組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一項の規定による設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第四十六条（添付書面の通則）に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 相互会社の社員総会の議事録

四 組織変更後株式会社の取締役（組織変更後株式会社が監査役設置会社である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員会である取締役及びそれ以外の取締役）が就任を承諾したことを証する書面

五 組織変更後株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面イ 就任を承諾したことの証する書面

口 これらの者が法人であるときは、当該法
人の登記事項証明書。ただし、当該登記所
の管轄区域内に当該法人の主たる事務所が
ある場合を除く。

ハ これらのが法人でないとときは、会計參
与にあつては第五十三条の四において準用
する会社法第三百三十三条第一項に規定す
る者であること、会計監査人については第五
五十三条の七において準用する同法第三百
三十七条第一項に規定する者であることを
証する書面

六 株主名簿管理人を置いたときは、その者と
の契約を証する書面

七 第八十八条第二項の規定による公告をした
ことを証する書面

八 第八十八条第四項の異議を述べた保険契約
者その他の債権者があるときは、当該保険契
約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の
担保を提供し、若しくは当該保険契約者その
他の債権者に弁済を受けさせることを目的と
して信託会社等に相当の財産を信託したこと
又は当該組織変更をしても当該保険契約者そ
の他の債権者を害するおそれがないことを証
する書面

九 第八十八条第六項の異議を述べた保険契約
者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一
を超えたことを証する書面又はその者の
の同項の内閣府令で定める金額が同項の金額
の総額の五分の一を超えたことを証する書面

十 第九十二条の規定により組織変更に際して
株式を発行したときは、次に掲げる書面
イ 株式の引受けの申込みを証する書面

ロ 金銭を出資の目的とするときは、第九十
六条第一項の規定による払込みがあつたこ
とを証する書面

ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするとき
は、次に掲げる書面

(1) 檢査役が選任されたときは、検査役の
調査報告を記載した書面及びその附属
書類

(2) 第九十六条の四において準用する会社
法第二百七条第九項第三号に掲げる場合
には、有価証券の市場価格を証する書面

(3) 第九十六条の四において準用する会社
法第二百七条第九項第四号に掲げる場合

2
前項の規定は、保険会社が締結した運用実績連動型保険契約の保険契約者が金融商品取引法第二条第三十一項（定義）に規定する特定投資家である場合には、適用しない。ただし、保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。
(私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

二　第百五条第三項の規定による請求が共同行為の内容の一部について行われたときは、その共同行為の内容のうちその請求に係る部分以外の

二　再保険料率及び再保険に関する手数料の決定

ハ　再保険の取引に関する相手方又は数量の決定

口　損害査定の方針の決定

イ　保険約款の内容（保険料率に係るものと除く。）の決定

受めた共同行名の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一百三条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(指定生命保険業務紛争解決機関との契約締結義務等)

第一百五条の二 生命保険会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならぬ。

三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第三百八条の二十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定生命保険業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第三百八条の二十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定生命保険業務紛争解決機関の第三百八条の二第一項の規定に

第一百条の五 保険会社に運用実績連動型保険契約（その保険料として收受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うことを保険契約者に約した保険契約をいう。以下この条、第一百八十八条第一項、第三百一十五条第八号及び第三百一十七条の二第七号において同じ。）に基づいて運用する財産について、内閣府令で定めるところにより、当該財産の運用状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報報を当該運用実績連動型保険契約の保険契約者に提供しなければならない。ただし、当該情報報を保険契約者に提供しなくとも保険契約者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

二 前号以外の保険の引受けに係る事業において、危険の分散又は平準化を図るためにあらかじめ損害保険会社等との損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。）との間で、共同して再保険することを定めておかなければ、保険契約者又は被保険者に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合に、当該再保険契約又は当該再保険に係る保険契約につき次に掲げる行為の全部又は一部に關し、損害保険会社が他の損害保険会社（外国損害保

（共同行為の廃止の届出）

第一百四条 損害保険会社は、共同行為を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

（公正取引委員会との関係）

第一百五条 内閣総理大臣は、第二百二条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならぬ。

内閣総理大臣は、第二百三条の規定による処分をしたときは、又は前条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に届け出しなければならない。

公正取引委員会は、第二百二条第一項の認可を受けた共同行為の内容が同条第二項各号に該当

れば準するものとして内閣府令で定める措置をいう。次条、第二百七十二条の十三の二及び第二百九十九条の二において同じ。)

生命保険会社は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保險業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、当することとなつたとき、第三百八条の二十

二 保険会社の取引の通常の間で、行つて居る取引の条件と著しく異なる条件で行う資産の売買その他の取引
二一 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものの準ずる取引又は行為で、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして内閣府令で定める取引又は行為
(無限責任社員等となることの禁止)
（運用状況に係る情報の提供）
第百条の四 保険会社は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることができない。

航空保険事業（航空機（ロケットを含む。以下この号において同じ。）若しくは航空機により運送される貨物を保険の目的とする保険又は航空機の事故により生じた損害を賠償する責任に関する保険の引受けを行う事業をいい、航空機搭乗中の者の傷害に関する保険の引受けに係る事業を含む。）、原子力保険事業（原子力施設を保険の目的とする保険又は原子力施設の事故により生じた損害を賠償する責任に関する保険の引受けを行う事業をいい。）、自動車損害賠償法の規定に基づく自動車損害賠償責任保険事業又は地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）

内閣総理大臣は、前項の認可の申請に係る共同行為の内容が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 保険契約又は被保険者の利益を不当に害さないこと。

二 不當に差別的でないこと。

三 不當に制限しないこと。

四 危険の分散又は平準化その他共同行為を行ふ目的に照らして必要最小限度であること。
(共同行為の変更命令及び認可の取消し)

第一百三条 内閣総理大臣は、前条第一項の認可に係る共同行為の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その損害保険会社に対し、その共同行為の内容を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければ

会社（他の保険会社又は保険持株会社の子会社ではないものに限る。）の子会社（当該保険会社以外の保険会社に限る。）との間で当該取引若しくは行為を行う場合において当該保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないことその他内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

て行う次に掲げる行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより保険契約者若しくは被保険者の利益を不当に害することとなるとき、又は第百五条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき（同条第三項の請求に応じ、内閣総理大臣が第一百三条の規定による処分をした場合を除く。）は、この限りでない。

部分については、前項ただし書(同条第四項の規定による公示に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、前項本文の規定の適用があるものとする。

(共同行為の認可)

二 指定生命保険業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が生命保険業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定生命保険業務紛争解決機関との間で生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)十五 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該保険会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

十六 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社

十七 子会社対象会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの(当該持株会社によることを予定している会社を含む。)

十八 子会社対象会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの(当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十九 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 保険会社又は前項第二号の二から第十一号までに掲げる会社の行う業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの

二 金融関連業務 保険業、銀行業、有価証券関連業又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三 銀行専門関連業務 専ら有価証券関連業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

四 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるものの子会社による同項第十三号から第十五号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該子会社による同項第十三号から第十五号までに掲げる会社は、次の各号のいずれかに該当するものに限る。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社の生じた日から一年を経過する日までに子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該子会社による同項第十三号から第十五号までに掲げる会社は、次の各号のいずれかに該当するものに限る。)

六 保険会社は、第一項第一号から第十二号まで又は第十六号から第十八号までに掲げる会社(従属業務(第二項第一号に規定する従属業務をいう。)又は保険業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるもの専ら當む会社を除く。以下この条、第一百七条第四項第二号、第二百二十七条第一項第三号及び第三百三十一条第一項第三十三号において「子会社対象保険会社等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十六号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。)にあっては、当該保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、第九十六条の十第一項、第一百四十二条、第一百六十七条第一項又は第一百七十三条の六第一項の規定により組織変更(第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付を伴うものに限る。第一百七条第四項第一号において同じ。)、事業の譲受け、合併又は会社分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

七 前項の規定は、子会社対象保険会社等が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社(第一項第十六号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあっては、当該保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となつた子会社対象保険会社等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合において同じ。となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となつた子会社対象保険会社等が該当事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

八 保険会社は、第六項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかるらず、第六項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることができる。

九 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をするものとする。

一 保険会社が現に子会社としている子会社対象国外会社(第一項第八号から第十二号まで及び第十六号に掲げる会社に限る。次号において同じ。)又は外国特定金融関連業務会社の競争力(外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む

から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。一 当該保険会社が、現に子会社対象会社以外の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

二 保険会社が現に子会社としている子会社対象国外会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合

三 保険会社が子会社としている子会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市场又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

四 一 当該保険会社が子会社とした子会社対象会社としようとするときにつけて準用する。

二 当該保険会社が子会社とした子会社対象会社としようとするときにつけて準用する。

三 保険会社は、第六項各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかるらず、第六項の遂行のため、当該保険会社が現に子会社としている子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

四 一 当該保険会社が子会社とした子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該保険会社が現に子会社としている子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

五 保険会社は、現に子会社としている子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社が子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない場合

六 保険会社は、第一次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をするものとする。

一 保険会社が現に子会社としている子会社対象国外会社(第一項第八号から第十二号までまでに掲げる会社に限る。次号において同じ。)又は外国特定金融関連業務会社の競争力(外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む

一項第十三号から第十五号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合は、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社（当該保険会社の子会社となつた子会社対象保険会社等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としている外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とするについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由（当該保険会社又はその子会社による同項第十三号から第十五号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第四項の規定は、保険会社が、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象保険会社等に限る。）に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としている同項第十六号に掲げる会社（その業務により当該保険会社又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

保険会社は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

一 現に子会社としている第一項第十二号に掲げる会社を国外特定金融関連業務会社としようとする場合

二 現に子会社としている外国の会社（子会社対象会社に限る。）を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合（第六項第二号に掲げる場合、第十一項及び第十二項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。）

第九項の規定は、前項の承認について準用する。

有している子会社対象会社（当該保険会社の子会社及び第一項第十六号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）について、同号に掲げる会社となつたことその他内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

（保険会社による保険会社グループの経営管理）

第二百六条の二 保険会社（子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社を子会社としているものであつて、他の保険会社又は保険持株会社の子会社でないものに限る。）は、当該保険会社の属する保険会社グループ（保険会社及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。）の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 保険会社グループの経営の基本方針その他のこれに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 保険会社グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 保険会社グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとし
　内閣府令で定める体制の整備

四 前三项に掲げるもののほか、保険会社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

（保険会社等による議決権の取得等の制限）

第二百七条 保険会社又はその子会社は、国内の会社（第二百六条第一項第一号から第七号まで、第十一号、第十四号、第十六号及び第十七号に掲げる会社（同項第十四号に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）、特例持株会社（当該保険会社が子会社としているものに限る。）並びに特例対象会社を除く。次項から第六項までにおいて同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条及び第三百三十三条第一項第三十三号において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の規定は、保険会社又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該保険会社があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有したこととなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 保険会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、保険会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定する認可(第四号に該当する場合は、免許。次項において同じ。)をしてはならない。

一 当該保険会社が第九十六条の十第一項の認可を受けて組織変更をしたとき(内閣府令で定める場合に限る)。その組織変更をした日

二 第百六条第四項の認可を受けて当該保険会社が子会社対象保険会社等を子会社としたとき(内閣府令で定める場合に限る)。その事業の譲受けをした日

四 第百七十三条の六第一項の認可を受けて共同してする新設分割をいう。により設立された会社が第三条第一項の免許を受けて当該保険会社になつたとき、その免許を受けた日

五 当該保険会社が第百七十三条の六第一項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）その吸収分割をした日

六 第百六十七条第一項の認可を受けて当該保険会社が合併により設立されたとき、その設立された日

七 当該保険会社が第百六十七条第一項の認可を受けて合併をしたとき（当該保険会社が存続する場合に限る。）その合併をした日

八 第百六十七条第一項の認可を受けて合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

九 第二条第十五項の規定は、前各項の場合において、第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（第百六条第一項第十五号に掲げる会社に該当しないものであつて、当該保険会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）及び同条第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社（当該保険会社の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

保険計理人は、保険数理に関する必要な知識及び経験を有する者として内閣府令で定める要件に該当する者でなければならない。

3 保険会社は、保険計理人を選任したときは、又は保険計理人が退任したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
 (保険計理人の職務)

第一百二十二条 保険計理人は、毎決算期において、次に掲げる事項について、内閣府令で定めることにより確認し、その結果を記載した意見書を取締役会に提出しなければならない。

1 内閣府令で定める保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか。

2 契約者配当又は社員に対する剩余金の分配が公正かつ公平に行われているかどうか。

3 その他内閣府令で定める事項。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の意見書に関し必要な事項は、内閣府令で定める。
 (保険計理人の解任)

第一百二十三条 内閣総理大臣は、保険計理人が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の處分に違反したときは、当該保険会社に対し、その解任を命ずることができる。
 (指定等)

第六章 監督

(事業方法書等に定めた事項の変更)

第一百二十三条 保険会社は、第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項(保険契約者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める事項を除く。)を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 保険会社は、前項に規定する書類に定めた事項を変更しようとする場合で、同項の内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更しようとする旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(事業方法書等に定めた事項の変更の認可)

第一百二十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる事

2 前号に定めるもののほか、業務を公正かつ適確に実施することができるものであること。
 一 保険数理の専門的知識及び技能を有する者の養成及び研修を行うこと。

第一百二十二条の二 内閣総理大臣は、一般社団法人であつて、次項に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができます。

一 業務を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務を公正かつ適確に実施することができるものであること。

2 前項の規定により指定された法人(以下この条において「指定法人」という。)は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 保険数理の専門的知識及び技能を有する者の養成及び研修を行うこと。

第一百二十六条 保険会社の次に掲げる事項に係る条において「指定法人」という。は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 保険数理の専門的知識及び技能を有する者の養成及び研修を行うこと。

2 保険会社は、内閣府令で定めることにより確認し、その結果を記載した意見書を取締役会に提出しなければならない。

3 保険会社は、内閣府令で定める保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていないかどうか。

4 保険会社は、第二項に規定する業務の運営正な運営を確保するため必要があると認めるときには、指定法人に対し同項に規定する業務若しくは財産に關する必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入りさせ、同項に規定する業務若しくは財産の状況に關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができること。

5 内閣総理大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の指定(第二号及び次項において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第二項に規定する業務を公正かつ適確に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 第三項の規定による命令に違反したとき。

6 前各項に定めるもののほか、指定の手続その他指定法人に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

2 内閣総理大臣は、第二百二十三条第二項の規定による届出に係る事項が第五条第一項第三号イからホまで又は第四号イからハまでに掲げる基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を相当と認める期間に短縮することができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。

内閣総理大臣は、第二百二十三条第二項の規定による届出に係る事項が第五条第一項第三号イからホまで又は第四号イからハまでに掲げる基準に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第一項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

内閣総理大臣は、第二百二十三条第二項の規定による届出に係る事項が第五条第一項第三号イからホまで又は第四号イからハまでに掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日の翌日から起算して九十日を経過した日に、当該届出に係る変更があつたものとする。

内閣総理大臣は、第二百二十三条第二項の規定による届出があった場合には、内閣総理大臣が当該届出を受理した日の翌日から起算して九十日を経過した日に、当該届出に係る変更があつたものとする。

内閣総理大臣は、第二百二十三条第二項の規定による届出に係る事項が第五条第一項第三号イからホまで又は第四号イからハまでに掲げる基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を相当と認める期間に短縮することができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。

内閣総理大臣は、第二百二十三条第二項の規定による届出に係る事項が第五条第一項第三号イからホまで又は第四号イからハまでに掲げる基準に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第一項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

内閣総理大臣は、第二百二十三条第二項の規定による届出に係る事項が第五条第一項第三号イからホまで又は第四号イからハまでに掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日の翌日から起算して九十日を経過する日までの期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に限り、当該届出をした者に対し、期限を付して当該届出に係る事項について変更を命じ、又は当該届出の撤回を命ずることができる。

(定款の変更の認可)

2 保険会社は、前項に規定する書類に定めた事項を変更しようとする場合で、同項の内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更しようとする旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 保険会社は、内閣府令で定めた事項の変更についての株主総会又は社員総会若しくは総代会の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 保険会社の次に掲げる事項に係る定款の変更についての株主総会又は社員総会若しくは総代会の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

八 その他内閣府令(金融破綻処理制度及び融資機関に係るものについては、内閣府令・財務省令)で定める場合に該当するとき。

六 外国において支店若しくは從たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき。

七 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されるとき。

八 その他内閣府令(金融破綻処理制度及び融資機関に係るものについては、内閣府令・財務省令)で定める場合に該当するとき。

六 第二条第十五項の規定は、前項第七号に規定する一の株主が取得し、又は保有することとなつた保険会社の議決権について準用する。

の七第二項第四号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 (吸收合併の効力発生日の変更)
第一百六十五条の八 吸收合併消滅株式会社は、吸收合併存続相互会社との合意により、効力発生日を変更することができる。
 前項の場合には、吸收合併消滅株式会社は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日)の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日とみなして、この節の規定を適用する。

第二目 吸收合併存続株式会社の手続
 (吸收合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第一百六十五条の九 吸收合併存続株式会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸收合併契約の内容その他内閣令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を各営業所に備え置かなければならない。

一 吸收合併契約について株主総会(種類株主総会を含む)の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日(二週間前の日)の二週間前に日。

二 第一百六十五条の十二において準用する第六十五条の四第一項の規定による通知の日又は第六十五条の十二において準用する第六十五条の四第二項の公告の日(いずれか早い日)。

三 第一百六十五条の十二において準用する第六十五条の七第二項の規定による公告の日又は第六十五条の七第二項の規定による請求をすることができる。ただし、第二号又は他の債権者は、吸收合併存続株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をするには、当該吸收合併存続株式会社の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の贈本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの(以下「新設合併設立株式会社の定款は、新設合併設立株式会社が作成する。」)を超えない場合には、その割合であつては、その割合を超えない場合には、

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸收合併存続株式会社の定められたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第一百六十五条の十 吸收合併存続株式会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸收合併契約の承認を受けなければならない。

吸收合併存続株式会社が前項の規定による決議をする場合には、会社法第三百九条第二項(株主総会の決議)の規定による決議によらなければならぬ。

3 吸收合併存続株式会社は、第一項の規定により効力発生日を効力発生日とみなして、この節の規定を適用する。

第二目 吸收合併存続株式会社の手続
 (吸收合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第一百六十五条の九 吸收合併存続株式会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸收合併契約の内容その他内閣令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を各営業所に備え置かなければならない。

一 吸收合併契約について株主総会(種類株主総会を含む)の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日(二週間前の日)の二週間前に日。

二 第一百六十五条の十二において準用する第六十五条の四第一項の規定による通知の日又は第六十五条の十二において準用する第六十五条の四第二項の公告の日(いずれか早い日)。

三 第一百六十五条の十二において準用する第六十五条の七第二項の規定による公告の日又は第六十五条の七第二項の規定による請求をするには、当該吸收合併存続株式会社の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の贈本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの(以下「新設合併設立株式会社の定款は、新設合併設立株式会社が作成する。」)を超えない場合には、その割合であつては、その割合を超えない場合には、

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸收合併存続株式会社の定められたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第一百六十五条の十一 前項第一項から第四項までの規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一(これを下回る割合を吸收合併存続株式会社の定めた費用で定めた場合にあっては、その割合)を超えない場合には、その割合を超過する割合が五分の一(これを下回る割合を吸收合併存続株式会社の定めた費用で定めた場合にあっては、その割合)を超えない場合には、

6 吸收合併存続株式会社が前項の規定による決議をする場合には、会社法第三百二十四条第三項(種類株主総会の決議)の規定による決議に要しない場合等)

第一百六十五条の十二 第一百六十五条の四、第一百六十五条の五第二項及び第一百六十五条の七並びに会社法第七百九十七条第一項及び第二項(反対株主の株式買取請求)の規定は、吸收合併存続株式会社について準用する。この場合において、第一項中「及び住所」とあるのは、「住所及び第一百六十五条の十第四項に規定する場合にあっては同項の株式に関する事項」と、同法第七百九十七条第一項ただし書き又は第三項とあるのは、「同項ただし書き又は同条第二項」と、同条第二項第二号中「全ての株主(第七百九十六条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。)」とあるのは、「全ての株主」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

イ 吸收合併消滅相互会社の社員に対して交付する吸收合併存続株式会社の株式の数に一株当たり純資産額(会社法第四十一条に規定する「株式会社による買取りの通知に乘じて得た額(株式会社による買取りの通知に乘じて得た額)」)を

用しない。ただし、吸收合併消滅相互会社の社員に対して交付する株式等の全部又は一部が吸收合併存続株式会社の譲渡制限株式である場合であつて、吸收合併存続株式会社が公開会社でないときは、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ 吸收合併消滅相互会社の社員に対して交付する吸收合併存続株式会社の株式の数に一株当たり純資産額(会社法第四十一条に規定する「株式会社による買取りの通知に乘じて得た額(株式会社による買取りの通知に乘じて得た額)」)を

2 吸收合併存続株式会社が前項の規定による決議をする場合には、会社法第三百九条第二項(株主総会の決議)の規定による決議によらなければならぬ。

3 吸收合併存続株式会社は、第一項の規定による決議をする場合には、会社法第二百九十九条第一項(株主総会の招集の通知)の通知において、吸收合併契約の要領を示さなければならぬ。

4 吸收合併存続株式会社の株式が含まれる場合には、合併存続株式会社の株式が含まれる場合には、取締役は、第一項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

5 吸收合併存続株式会社が種類株式発行会社である場合において、吸收合併消滅相互会社の社員に交付する株式等が吸收合併存続株式会社の株式である場合には、吸收合併は、第一百六十四条第一項第二号イの種類の株式(譲渡制限株式である場合において、会社法第一百九十九条第四項(募集事項の決定)の定款の定めがないものに限る。)の種類株主を構成員とする種類株主総会(当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合には、当該種類株主の株主が存しない場合は、この限りでない)の二週間前に日。

6 吸收合併存続株式会社が前項の規定による決議をする場合には、会社法第三百二十四条第三項(種類株主総会の決議)の規定による決議に要しない場合等)

第一百六十五条の十二 第一百六十五条の四、第一百六十五条の五第二項及び第一百六十五条の七並びに会社法第七百九十七条第一項及び第二項(反対株主の株式買取請求)の規定は、吸收合併存続株式会社について準用する。この場合において、第一項中「及び住所」とあるのは、「住所及び第一百六十五条の十第四項に規定する場合にあっては同項の株式に関する事項」と、同法第七百九十七条第一項ただし書き又は第三項とあるのは、「同項ただし書き又は同条第二項」と、同条第二項第二号中「全ての株主(第七百九十六条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。)」とあるのは、「全ての株主」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二 吸收合併存続株式会社の純資産額として内閣府令で定める方法により算定される額

2 吸收合併存続株式会社に対し通知したときは、効力発生日後遅滞なく、吸收合併により吸收合併存続株式会社が承継した吸收合併消滅相互会社の権利義務その他の吸收合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

3 吸收合併存続株式会社の株主及び保険契約者は、当該種類株主総会において議決権を行使するものに限って議決権行使することができるものに限って議決権行使する旨を吸收合併存続株式会社に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸收合併契約の承認を受けなければならない。

4 吸收合併存続株式会社の株主及び保険契約者は、当該種類株主を構成員とする各種類株主総会の決議がなれば、その効力を生じない。ただし、前項第一項本文に規定する場合(同項ただし書き又は同条第二項に規定する場合を除く。)は、この限りでない。

5 吸收合併存続株式会社に対し、当該吸收合併をやめることがあるときは、当該吸收合併存続株式会社の株主は、吸收合併存続株式会社の株主及び保険契約者は、当該種類株主を構成員とする各種類株主総会の決議がなれば、その効力を生じない。ただし、前項第一項本文に規定する場合(同項ただし書き又は同条第二項に規定する場合を除く。)は、この限りでない。

6 吸收合併存続株式会社が前項の規定による決議をする場合には、会社法第三百二十四条第三項(種類株主総会の決議)の規定による決議に要しない場合等)

第一百六十五条の十三 吸收合併存続株式会社は、効力発生日後遅滞なく、吸收合併により吸收合併存続株式会社が承継した吸收合併消滅相互会社の権利義務その他の吸收合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 吸收合併存続株式会社の株主及び保険契約者は、当該種類株主総会において議決権を行使するものに限って議決権行使することができるものに限って議決権行使する旨を吸收合併存続株式会社に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸收合併契約の承認を受けなければならない。

3 吸收合併存続株式会社の株主及び保険契約者は、当該種類株主を構成員とする各種類株主総会の決議がなれば、その効力を生じない。ただし、前項第一項本文に規定する場合(同項ただし書き又は同条第二項に規定する場合を除く。)は、この限りでない。

4 吸收合併存続株式会社の株主及び保険契約者は、当該種類株主を構成員とする各種類株主総会の決議がなれば、その効力を生じない。ただし、前項第一項本文に規定する場合(同項ただし書き又は同条第二項に規定する場合を除く。)は、この限りでない。

5 吸收合併存続株式会社の株主及び保険契約者は、当該種類株主を構成員とする各種類株主総会の決議がなれば、その効力を生じない。ただし、前項第一項本文に規定する場合(同項ただし書き又は同条第二項に規定する場合を除く。)は、この限りでない。

6 吸收合併存続株式会社が前項の規定による決議をする場合には、会社法第三百二十四条第三項(種類株主総会の決議)の規定による決議に要しない場合等)

第一百六十五条の十四 会社法第二編第一章(第二十七条(第四号及び第五号を除く。)、第二十九条、第三十一条、第三十七条第三項、第三十九条、第六節及び第四十九条を除く。)(設立)の規定は、新設合併設立株式会社の設立について適用しない。

2 新設合併設立株式会社の定款は、新設合併設立株式会社が作成する。

（合併の登記） 第一百六十九条の

第一百六十九条の五 相互会社又は株式会社が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間に以内に、その主たる事務所又は本店の所在地において、吸収合併消滅会社については解散の登記をし、吸収合併存続会社については変更の登記をしなければならない。

二　消滅株式会社又は吸收合併存続株式会社に
　あつては、第一百六十五条の七第二項第四号
　(第一百六十五条の十二において準用する場合
　を含む。)の期間内に異議を述べた保険契約

四 にあつては、十分の一）を超えたしたこと
を証する書面

に限る。) (裁判による登記の嘱託) の規定は第百五十九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条规定第六項(非訟事件の管轄)、第八百七十条第一項(第六号に係る部分に限る。)(陳述の聽取)、第八百七十二条(申立書の写しの送付等)、第八百七十二条(本文書の付記)、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十二条の二

定めること

第百七十二条及

第三節 会社分離

(保険業を営む株式会社の分割)

この節において「保険株式会社」という。)は、

その会社分割（以下この節において「分割」と

いう。）によりその保険契約を承継させる場合、これは、新設分割計画又は吸収分割契約（以下略）

新説分書計画又は吸收分書契約(以下「分割計画等」という。)において、当該分割に

より承継させるものとする保険契約（第百七十

三条の五第一項において「分割対象契約」とい

う)について、契約条項の軽微な変更で保険契約者の不利益となるか、ものを定めることが

共経者の不利益のための定めをこの形でできる。

(分割に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第一百七十三条の三 分割の当事者である保険株式会社の、(二)会社の第一回

会社についての会社法第七百八十二条第一項
（吸収合併契約等に關する書面等の備置及び

約等に関する書面等の備置き及び閲覧等) 及び

第八百三条第一項（新設合併契約等に関する書面等の措置を及ぼす場合等）の規定の適用については、

面等の備置き及び閲覧等)の規定の適用は、
ては、これらの規定中「事項」とあるのは「事

項及び内閣府令で定める事項」と、「その本店」

とあるのは「各営業所」とする。

百七十二条第三項若しくは第六号（解散の事由）（第一百五十二条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事由又は第一百五十二条第三項第二号に掲げる事由によって解散したときは、保険契約者は、将来に向かつて保険契約の解除をすることができる。

2 前項の場合において、保険契約者が同項の規定による保険契約の解除をしなかつたときは、当該保険契約は、解散の日から三月を経過した日にその効力を失う。

3 前二項の場合においては、清算保険会社等は、被保険者のために積み立てた金額、未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、当該保険契約が解除され、又は効力を失つた時ににおいて、まだ経過していない期間をいう。）に対する保険料その他内閣府令で定める金額を保険契約者に払い戻さなければならない。

（債権申出期間中の弁済の許可）

第四百七十八条 保険業を営む株式会社の清算の場合における会社法第五百条（債務の弁済の制限）の規定の適用については、同条第二項中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

（清算の監督命令）

第四百七十九条 内閣総理大臣は、保険会社等の清算（特別清算を除く。）の場合において、必要があると認めるときは、当該清算保険会社等に対する、財産の供託その他清算の監督上必要な措置を命ずることができる。

2 第一百二十八条第一項、第一百二十九条第一項、第二百七十二条の二十二第一項及び第二百七十二条の二十三第一項の規定は、前項の場合において、内閣総理大臣が清算保険会社等の清算の監督上必要があると認めるときについて準用する。

（相互会社の清算の開始原因）

第一百八十一条 相互会社は、次に掲げる場合には、この節の定めるところにより、清算をしなければならない。

一 解散した場合（第一百五十二条第二項において準用する会社法第四百七十二条第四号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）

二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

（清算相互会社の能力）

第一百八十二条 前条の規定により清算をする相

(清算相互会社の社員総会及び総代会以外の機関) 第百八十一条の三 清算相互会社は、一人又は二人以上の清算人及び監査役を置かなければならぬ。す。

（清算相互会社の社員総会及び総代会以外の機関） 第百八十二条 清算相互会社は、定款の定めによつて、清算人会又は監査役会を置くことができる。

3 監査役会を置く旨の定款の定めがある清算相互会社は、清算人会を置かなければならぬ。

4 第百八十一条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において監査等委員会設置会社であつた清算相互会社においては、監査委員が監査役となる。

5 第百八十一条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において指名委員会等設置会社であつた清算相互会社においては、監査委員が監査役となる。

6 第五十五条の規定は、清算相互会社については、適用しない。

（清算人の就任）

第一百八十三条 次に掲げる者は、清算相互会社の清算人となる。

一 取締役（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）

二 定款で定める者

三 社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議によつて選任された者

2 第百八十一条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において監査等委員会設置会社であつた清算相互会社における前項第一号の規定の適用については、同号中「取締役」とあるのは、「監査等委員である取締役以外の取締役」とする。

3 第百八十一条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において指名委員会等設置会社であつた清算相互会社における第一項第一号の規定の適用については、同号中「取締役」とあるのは、「監査委員以外の取締役」とする。

4 第五十三条の五第三項の規定にかかるわらず、第一百八十一条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社であつた清算相互会社である監査役会設置会社においては、監査役は、三

件のいづれにも該当するものでなければならぬ。い。

一 その就任の前十年間當該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその実質子会社の取締役（社外取締役を除く。）（会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次号において同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人であつたことがないこと。）

二 その就任の前十年内のいずれかの時において當該監査等委員会設置会社又はその実質子会社の社外取締役又は監査役であったことがある者にあつては、當該社外取締役又は監査役への就任の前十年間當該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその実質子会社の取締役（社外取締役を除く。）、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であつたことがないこと。

三 第五十三条の五第三項第三号に掲げる要件

三 第八条の二第二項、第五十三条並びに第五十三条の二第一項及び第二項の規定は清算相互会社の清算人について、同条第五項の規定は清算相互会社（清算人会を置く清算相互会社をいう。以下この節において同じ。）における清算人について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的の読替えは、政令で定める。

（清算人の解任）

五百八十八条の五 清算相互会社の清算人（第百七十四条第一項、第四項及び第九項の規定により内閣総理大臣が選任した者を除く。）は、いつでも、社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議によつて解任することができる。

2 重要な事由があるときは、裁判所は、社員総数の千分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合には、その割合）以上又は三千名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数以上の社員）であつて六月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き社員である者（総代会を設けているときは、これらの者又は九名（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その数以上の総代）の申立てにより、前項の清算

3 会社法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）第八百七十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聽取）、第八百七十七条（本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は前項の規定による申立てについて、同法第九百三十七条规定による申立てについて、同法第九百三十七条规定第一項（第二号亦及び第三号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は前項の規定による第一項の清算人の解任の裁判について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第五十三条の十二第一項から第三項までの規定並びに会社法第八百六十八条第一項、第八百七十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十七条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百三十七条第一項（第二号及びハに係る部分に限る。）の規定は、第一項の清算人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（監査役の任期）

第一百八十六条 第五十三条の六の規定は、清算相互会社の監査役については、適用しない。
（清算人の職務）

第一百八十七条 清算相互会社の清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配
（業務の執行）

第一百八十八条 清算人は、清算相互会社（清算人会設置相互会社を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

3 清算人が二人以上ある場合には、清算相互会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもって決定する。

前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができない。

- 一 支配人の選任及び解任
- 二 従たる事務所の設置、移転及び廃止

三 第四十四条第一項又は第四十九条第一項に
おいて準用する会社法第二百九十八条第一項
各号に掲げる事項

四 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合
することを確保するための体制その他清算相
互会社の業務の適正を確保するために必要な
ものとして内閣府令で定める体制の整備

五 会社法第三百五十三条から第三百五六条まで
(株式会社と取締役との間の訴えにおける会
社の代表、表見代表取締役、忠実義務、競業及
び利益相反取引の制限)、第三百五十七条第一
項及び第二項(取締役の報告義務)、第三百六
十条第一項(株主による取締役の行為の差止
め)並びに第三百六十二条第一項(第三号から
第五号までを除く)及び第四項(取締役の報
酬等)の規定は、清算人(同条の規定について
は、第一百七十四条第一項、第四項又は第九項の
規定により内閣総理大臣が選任したものを除
く)について準用する。この場合において、
これらの規定(同法第三百六十二条第一項第六
号を除く)中「株式会社」とあるのは、「清算
相互会社」と、同法第三百五十三条中「第三百
四十九条第四項」とあるのは、「保険業法第八
十条の九第五項において準用する第三百四十九
条第四項」と、同法第三百五十四条中「代表取
締役」とあるのは「代表清算人」と、同法第三
百五十七条中「株主(監査役設置会社)であつ
て、監査役」とあるのは「監査役」と、同条
第二項中「監査役設置会社」とあるのは「監
査役会設置会社」(保険業法第三十条の十四項
に規定する監査役会設置会社をいう。)と、同
法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」
とあるのは「社員である者」と、「著しい損害」
とあるのは「回復することができない損害」
と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金錢
でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集
新株予約権を除く。)」とあるのは「金錢でない
もの」と読み替えるものとするほか、必要な技
術的読替えは、政令で定める。

(清算相互会社の代表)

二 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、
清算人は、各自 清算相互会社を代表する。
三 清算相互会社(清算人会設置相互会社を除
く。)は、定款、定款の定めに基づく清算人

(第百七十四条第一項、第四項又は第九項の規
定により内閣総理大臣が選任した者を除く。以
下この項において同じ。)の互選又は社員総会
(総代会を設けているときは、総代会)の決議
によつて、清算人の中から代表清算人を定める
ことができる。

四 第百八十条の四第一項第一号の規定により取
締役が清算人となる場合において、代表取締役
を定めていたときは、当該代表取締役が代表清
算人となる。

五 会社法第三百四十九条第四項及び第五項(株
式会社の代表)並びに第三百五十二条(代表取
締役に欠員を生じた場合の措置)の規定は清算
相互会社の代表清算人について、同法第三百五
十二条(取締役の職務を代行する者の権限)の
規定は民事保全法(平成元年法律第九十一号)
第五十六条(法人の代表者の職務執行停止の仮
処分等の登記の嘱託)に規定する仮処分命令に
より選任された清算相互会社の清算人又は代表
清算人の職務を代行する者について、会社法第
八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八
百六十九条(疎明)、第八百七十条第一項(第一
号に係る部分に限る)、第八百七十二条(第八
百七十二条(理由の付記)、第八百七十二条
(第四号に係る部分に限る))、(即時抗告)、第
八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に
限る。(不服申立ての制限)、第八百七十五条
(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八
百七十六条(最高裁判所規則)の規定は清算相
互会設置会社(保険業法第三十条の十四項
に規定する監査役会設置会社をいう。)と、同
法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」
とあるのは「社員である者」と、「著しい損害」
とあるのは「回復することができない損害」
と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金錢
でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集
新株予約権を除く。)」とあるのは「金錢でない
もの」と読み替えるものとするほか、必要な技
術的読替えは、政令で定める。

六 清算人が第百八十八条の八第四項において準用
する会社法第三百五十六条第一項の規定に違反
して同項第一号の取引をしたときは、当該取引
により清算人又は第三者が得た利益の額は、前
項の損害の額と推定する。

七 第百八十八条の八第四項において準用する会
社法第三百五十六条第一項第二号又は第三号の取
引によって清算相互会社に損害が生じたとき
は、次に掲げる清算人は、その任務を怠つたも
のと推定する。

一 第百八十八条の八第四項において準用する会
社法第三百五十六条第一項の清算人

二 清算相互会社が当該取引をすることを決定
した清算人

三 当該取引に関する清算人会の承認の決議に
賛成した清算人

四 第五十三条の三十四及び会社法第四百二十八
条第一項(取締役が自己のためにした取引に關
する特則)の規定は、清算相互会社の清算人の
第一項の責任について準用する。この場合にお
いて、同条第一項中「第三百五十六条第一項第
二号(第四百十九条第二項において準用する場
合を含む。)」とあるのは「保険業法第八十条
の八第四項において準用する第三百五十六条第
二項第二号」と読み替えるものとするほか、必
要な技術的読替えは政令で定める。

(清算人の第三者に対する損害賠償責任)

五 第五百三十三条の三十四及び会社法第四百二十八
条第一項(取締役が自己のためにした取引に關
する特則)の規定は、清算相互会社の清算人の
第一項の責任について準用する。この場合にお
いて、同条第一項中「第三百五十六条第一項第
二号(第四百十九条第二項において準用する場
合を含む。)」とあるのは「保険業法第八十条
の八第四項において準用する第三百五十六条第
二項第二号」と読み替えるものとするほか、必
要な技術的読替えは政令で定める。

(清算人の第三者に対する損害賠償責任)

六 清算相互会社の一時代表清算人の職務を行う
べき者について、それぞれ準用する。この場合
において、必要な技術的読替えは、政令で定め
る。

(清算相互会社についての破産手続の開始)

一 前項に規定する場合において、清算相互会社
が既に債権者に支払ったものがあるときは、破
産管財人は、これを取り戻すことができる。

二 前項に規定する場合において、清算相互会社
が既に債権者に支払ったものがあるときは、破
産管財人は、これを取り戻すことができる。

(清算人の清算相互会社に対する損害賠償責任)

一 清算人及び監査役の連帯責任

二 清算人又は監査役が清算相互会社の清算人会
社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負
う場合において、他の清算人又は監査役も当
該損害を賠償する責任を負うときは、これらの
者は、連帯債務者とする。

三 前項の場合には、第五十三条の三十六におい
て準用する会社法第四百三十条の規定は、適用
しない。

四 清算人会設置相互会社の業務執行の決定
會社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負
う場合において、他の清算人又は監査役も当
該損害を賠償する責任を負うときは、これらの
者は、連帯債務者とする。

五 清算人又は監査役が清算相互会社の清算人会
社の職務の執行の監督

六 清算人会は、その選定した代表清算人及び第
二号(第四百十九条第二項において準用する場
合を含む。)とあるのは「保険業法第八十条
の八第四項において準用する第三百五十六条第
二項第二号」と読み替えるものとするほか、必
要な技術的読替えは政令で定める。

(清算人の第三者に対する損害賠償責任)

七 第五百三十三条の三十四及び会社法第四百二十八
条第一項(取締役が自己のためにした取引に關
する特則)の規定は、清算相互会社の清算人の
第一項の責任について準用する。この場合にお
いて、同条第一項中「第三百五十六条第一項第
二号(第四百十九条第二項において準用する場
合を含む。)」とあるのは「保険業法第八十条
の八第四項において準用する第三百五十六条第
二項第二号」と読み替えるものとするほか、必
要な技術的読替えは政令で定める。

(清算人の第三者に対する損害賠償責任)

八 第五百三十三条の三十四及び会社法第四百二十八
条第一項(取締役が自己のためにした取引に關
する特則)の規定は、清算相互会社の清算人の
第一項の責任について準用する。この場合にお
いて、同条第一項中「第三百五十六条第一項第
二号(第四百十九条第二項において準用する場
合を含む。)」とあるのは「保険業法第八十条
の八第四項において準用する第三百五十六条第
二項第二号」と読み替えるものとするほか、必
要な技術的読替えは政令で定める。

(清算人の第三者に対する損害賠償責任)

九 第五百三十三条の三十四及び会社法第四百二十八
条第一項(取締役が自己のためにした取引に關
する特則)の規定は、清算相互会社の清算人の
第一項の責任について準用する。この場合にお
いて、同条第一項中「第三百五十六条第一項第
二号(第四百十九条第二項において準用する場
合を含む。)」とあるのは「保険業法第八十条
の八第四項において準用する第三百五十六条第
二項第二号」と読み替えるものとするほか、必
要な技術的読替えは政令で定める。

(清算人の第三者に対する損害賠償責任)

十 第五百三十三条の三十四及び会社法第四百二十八
条第一項(取締役が自己のためにした取引に關
する特則)の規定は、清算相互会社の清算人の
第一項の責任について準用する。この場合にお
いて、同条第一項中「第三百五十六条第一項第
二号(第四百十九条第二項において準用する場
合を含む。)」とあるのは「保険業法第八十条
の八第四項において準用する第三百五十六条第
二項第二号」と読み替えるものとするほか、必
要な技術的読替えは政令で定める。

(清算人の第三者に対する損害賠償責任)

十一 第五百三十三条の三十四及び会社法第四百二十八
条第一項(取締役が自己のためにした取引に關
する特則)の規定は、清算相互会社の清算人の
第一項の責任について準用する。この場合にお
いて、同条第一項中「第三百五十六条第一項第
二号(第四百十九条第二項において準用する場
合を含む。)」とあるのは「保険業法第八十条
の八第四項において準用する第三百五十六条第
二項第二号」と読み替えるものとするほか、必
要な技術的読替えは政令で定める。

並びに第百八十八条の十七において準用する同
法第四百九十四条第一項の貸借対照表及び事
務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、
又は記録すべき重要な事項についての虚偽の
記載又は記録

三 虚偽の公告

四 清算人及び監査役の連帯責任

五 清算人及び監査役の連帯責任

六 清算人及び監査役の連帯責任

七 清算人及び監査役の連帯責任

八 清算人及び監査役の連帯責任

九 清算人及び監査役の連帯責任

十 清算人及び監査役の連帯責任

十一 清算人及び監査役の連帯責任

十二 清算人及び監査役の連帯責任

十三 清算人及び監査役の連帯責任

十四 清算人及び監査役の連帯責任

十五 清算人及び監査役の連帯責任

十六 清算人及び監査役の連帯責任

十七 清算人及び監査役の連帯責任

十八 清算人及び監査役の連帯責任

から引き続いて社員である者」と、同法第五百三十二条第二項（監督委員の報酬等）中「債権又は清算株式会社の株式」とあるのは「債権」と、同法第五百三十六条第三項（事業の譲渡の制限等）中「第七章（第四百六十七条第一項第五号を除く。）」とあるのは「保険業法第六十二条の二（第一項第四号を除く。）」と、同法第五百六十二条（清算人の調査結果等の債権者集会に対する報告）中「第四百九十二条第一項」とあるのは「保険業法第八十条の十七において準用する第四百九十二条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九章 外国保険業者

第一節 通則

（免許）

第一百八十五条 外国保険業者は、第三条第一項の規定にかかわらず、日本に支店等（外国保険業者の日本における支店、従たる事務所その他の事務所又は外国保険業者の委託を受けて当該外国保険業者の日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。）を設けて内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該免許に係る保険業を当該支店等において行うことができる。

2 前項の免許は、外国生命保険業免許及び外国損害保険業免許の二種類とする。

3 外国生命保険業免許と外国損害保険業免許とは、同一の者が受けることはできない。

4 外国生命保険業免許は、第三条第四項第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

5 外国損害保険業免許は、第三条第五項第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

6 外国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約については、内閣府令で定める場合を除くほか、日本国内において締結しなければならない。

（日本に支店等を設けない外国保険業者等）

第一百八十六条 日本に支店等を設けない外国保険業者は、日本に住所若しくは居所を有する人若

しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約（政令で定める保険契約を除く。次項において同じ。）を締結してはならない。ただし、同項の許可に係る保険契約については、この限りでない。

2 日本に支店等を設けない外国保険業者に対し日本に住所若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約の申込みをしようとする者は、当該申込みを行ううつまでに、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

3 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、前項の許可をしてはならない。

一 当該保険契約の内容が法令に違反し、又は不公正であること。

二 当該保険契約の締結に代えて、保険会社又は外国保険会社等との間ににおいて当該契約と同等又是有利な条件で保険契約を締結することが容易であること。

三 当該保険契約の条件が、保険会社又は外国保険会社等との間ににおいて当該契約と同種の保険契約を締結する場合に通常付されるべき条件に比して著しく権衡を失するものであること。

四 当該保険契約を締結することにより、被保険者その他の関係者の利益が不当に侵害されるとおそれがあること。

五 当該保険契約を締結することにより、日本における保険業の健全な発展に悪影響を及ぼし、又は公益を害するおそれがあること。

（免許申請手續等）

第一百八十七条 第百八十五条第一項の免許記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 当該外国保険業者の本国（当該外国保険業者が保険業の開始又は当該外国保険業者に係る法人の設立に当たつて準拠した法律を制定した国をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の国名並びに当該外国保険業者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び保険業の開始又は設立の年月日

二 日本における代表者の氏名及び住所
三 受けようとする免許の種類
四 前項の条件が付された第百八十五条第一項の免許を受けた外国生命保険会社等に対しては、第百九十六条その他の政令で定める規定は適用

四 日本における主たる店舗（支店等のうち、外國保険業者がその日本における保険業の本拠として定めたものをいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）

2 前項の免許申請書には、次に掲げる事項を証する本國の権限のある機関の証明書を添付しなければならない。

一 当該外国保険業者の保険業の開始又は当該外国保険業者に係る法人の設立が適法に行われたこと。

二 当該免許を受けて行おうとする日本における保険業と同種類の保険業を本国において適法に行っていること。

3 前項に定めるもののほか、第一項の免許申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに準ずる書類。

二 日本における事業の方法書。

三 日本において締結する保険契約の普通保険約款。

四 日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書。

五 前項第二号から第四号までに掲げる書類には、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

6 第五条の規定は、第百八十五条第一項の免許の申請があつた場合について準用する。この場合において、第五条第一項第一号及び第二号中「保険会社の業務」とあるのは「外国保険会社等の日本における業務」と、同項第三号中「前条第二項第二号及び第三号」とあるのは「第百八十七条第三項第二号及び第三号」と、同項第四号中「前条第二項第四号」とあるのは「第百八十七条第三項第四号」と読み替えるものとする。

（免許の条件）

第一百八十八条 内閣総理大臣は、外国生命保険業免許の申請をした外国保険業者の行おうとする日本における保険業が、保険金額が外国通貨で表示された保険契約で政令で定める者を相手方とするものの引受けのみに係るものである場合には、当該保険契約に係る業務のみを行うことができる旨の条件を付して第百八十五条第一項の免許をことができる。

1 当該外国保険業者の本国（当該外国保険業者が保険業の開始又は当該外国保険業者に係る法人の設立に当たつて準拠した法律を制定した国をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の国名並びに当該外国保険業者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び保険業の開始又は設立の年月日

2 前項の条件が付された第百八十五条第一項の免許を受けた外国生命保険会社等に対しては、第百九十六条その他の政令で定める規定は適用

しないものとするほか、この法律の適用に関し必要な特例を政令で定めることができる。

3 第一項に規定する場合における外國保険業者の第百八十五条第一項の免許の申請手続の特例その他の第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（内閣総理大臣の告示）

第一百八十九条 内閣総理大臣は、第百八十五条第一項の免許をしたときは、その旨及び第百八十七条第一項各号に掲げる事項を、遅滞なく、官報で告示するものとする。同項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項の変更について第二百九条の規定による届出があつたときも、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、第一項の免許申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定め

る書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに準ずる書類。

二 日本における事業の方法書。

三 日本において締結する保険契約の普通保険約款。

四 日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書。

五 前項第二号から第四号までに掲げる書類には、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

6 第五条の規定は、第百八十五条第一項の免許の申請があつた場合について準用する。この場合において、第五条第一項第一号及び第二号中「保険会社の業務」とあるのは「外国保険会社等の日本における業務」と、同項第三号中「前条第二項第二号及び第三号」とあるのは「第百八十七条第三項第二号及び第三号」と、同項第四号中「前条第二項第四号」とあるのは「第百八十七条第三項第四号」と読み替えるものとする。

（免許の条件）

第一百九十条 外国保険会社等は、日本における保険契約等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める額の金銭を、日本における保険会社等に対し、その日本における保険業を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。

1 内閣総理大臣は、日本における保険契約等の保護のため必要があると認めるときは、外国保険会社等と前項の契約を締結した者は当該外国保険会社等に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、日本における保険契約等の保護のため必要があると認めるときは、外國保険会社等は、第一項の供託金（第二項の規定により同項の金銭の供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む。）につき供託（第二項の契約の締結を含む。第八項において同じ。）を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出

百九十条の供託金その他の自己資本に相当するものとして内閣府令で定める金額との合計額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、日本において保有しなければならない。

定は外国相互会社が商人又は相互会社（外国相互会社を含む。）との間で行う売買について、
同編第三章（交互通算）の規定は外国相互会社が平常取引をする者との間で行う相殺に係る契約について、同編第五章（第五百四十五条を除く。）（仲立営業）の規定は外国相互会社が行う他人間の商行為の媒介について、同編第六章（第五百五十八条を除く。）（問屋営業）及び同法第五百九十五条（受寄者の注意義務）の規定は外国相互会社について、それぞれ準用する。（業務等に関する規定の準用）

第一百九十九条 第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条、第九十九条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第一百条第一項、第二項及び第二項、第九十九条第三項等における業務について、第九十九条第三項及び第七項から第十項までの規定は外国生命保険会社等の支店等における業務について、第一百条第一項から第百五条までの規定は外国損害保険会社等が他の損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。）との間で行う共同行為について、第

用人は「いいて」 同章第二節(第十九条を除く)の規定は外国相互会社のため
に取引の代理又は媒介をする者について、同編第三章
第四章(第二十四条を除く) (事業の譲渡をし
た場合の競業の禁止等)の規定は外国相互会社
が事業を譲渡し、又は事業若しくは営業を譲り
受けた場合について、第五十四条、第五十四条
の二並びに第五十四条の三第一項及び第四項の
規定は外国相互会社の帳簿その他の資料につい
て、それぞれ準用する。この場合において、必
要な技術的読替えは、政令で定める。

で定める場所」と、同条第六項中「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第一百二十二条第一項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、「内閣府令で定めることにより、内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第二項中「内閣府令」とあるのは「日本において内閣府令」と、第一百四十二条第一項中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第一百五十五条第一項中「所有する」とあるのは「日本における所有する」と、「価格変動準備金」とあるのは「日本において価格変動準備金」と、同条第二項中「株式等」とあるのは「日本における株式等」と、第一百六十六条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「責任準備金」とあるのは「日本において責任準備金」と、同条第二項中「長期の」とあるのは「日本における長期の」と、同条第三項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「責任準備金」とあるのは「日本における責任準備金」と、「支払準備金」とあるのは「日本における支払準備金」と、第一百八十八条第一項中「内閣府令で定める保険契約」とあるのは「日本における保険契約のうち内閣府令で定めるもの」と、「設けなければならない」とあるのは「日本において設けなければならない」と、第一百二十条第一項中「生保険会社及び内閣府令で定める要件に該当する外國損害保険会社等」と、「は、取締役会において保険計理人」とあるのは「日本における代表者は、当該外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「保険料の算出方法」とあるのは「日本において締結する保険契約に係る保険料の算出方法」と、同条第二項及び第三項中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、第一百二十一一条中「保険計理人」とあるのは「日本における保険計理人」と、「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「取締役会」とあるのは「日本における取締役会」

第三節 監督

(報告又は資料の提出)
第三節 監督
第二百条 内閣総理大臣は、外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るために必要があると認めるときは、外国保険会社等又は第八十五条第一項に規定する保険の引受けの代理をする者に対し、当該外国保険会社等の日本における業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。
内閣総理大臣は、外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該外国保険会社等の特殊關係者（第百九十四条に規定する特殊關係者をいう。次項及び次条において同じ。）又は当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、前項の保険の引受けの代理をする者を除く。次項において同じ。）に対する報告又は資料の提出を拒むことができる。
(立入検査)
第二百一条 内閣総理大臣は、外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るために必要があると認めるときは、当該職員に、外国保険会社等の支店等に立ち入り、当該外国保険会社等の日本における業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行ふ場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において當該職員に、外国保険会社等の特殊關係者若しくは当該外国保険会社等から日本における業務

二、当該外国保険会社等に係る第一百八十五条第一項の免許が第二百五条又は第二百六条の規定により取り消されたとき。

一項の免許が第二百七十三条の規定によりその効力を失つたとき。
前項の規定により外国保険会社等が清算をする場合には、内閣総理大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、清算人を選任する。当該清算人を解任する場合についても、同様とする。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により清算人を解任する場合においては、当該清算に係る外国

保険会社等の日本における主たる店舗の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならぬ。

4 第百七十八条の規定により読み替えて適用する
ない。

る会社法第五百条（債務の弁済の制限）の規定並びに同法第四百七十六条（清算株式会社の能

力）、第二編第九章第一節第二款（清算株式会社の機関）、第四百九十二条（財産目録等の作

成等、同節第四款（第五百条を除く。）（債務の弁済等、第五百八条（帳簿資料の保存、同章第二節（第五百十条、第五百十一条及び五百四十四条を除く。）特別清算、第七編第三章第一節（総則）及び第三節（特別清算の手続に関する特則）並びに第九百三十八条第一項から第五項まで（特別清算に関する裁判による登記の嘱託）の規定は、その性質上許されないものを除き、第一項の規定による日本にある外国保険会社等の財産についての清算について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

る。この場合において、第一百七十七条第二項中「解散の日」とあるのは、「当該外国保険会社等に係る第八百八十五条第一項の免許が取り消され、又はその効力を失つた日」と、同条第三項中「清算保険会社等」とあるのは「清算に係る外国保険会社等」と、第一百七十五条中「前条第一項、第四項又は第九項」とあるのは「第二百十二条第二項」と、「清算保険会社等」とあるのは「清算に係る外国保険会社等」と、第一百七十九条第一項中「清算保険会社等」とあるのは「清算に係る外国保険会社等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第二百十三条 会社法第八百二十二条第一項から第三項まで（日本にある外国会社の財産についての清算）、第七編第一章第二節（外国会社の取引継続禁止又は営業所閉鎖の命令）、同編第三章第一節（総則）、第四節（外国会社の清算の手続に関する特則）及び第五節（会社の解散命令等の手続に関する特則）、第九百三十七条（裁判による登記の嘱託）並びに第九百三十八条第六項（特別清算に関する裁判による登記の嘱託）の規定は、外国相互会社が日本国内に從たる事務所その他の事務所を設けた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

を除く。) 中で「この法律」とあるのは、保険業法及びこの法律と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(商業登記法の準用)

第二百七十七条 外国保険会社等（外国会社及び
國相互会社に限る。次項及び第三項において同
じ。）の公告方法は、次に掲げる方法のいずれ
かを定めなければならない。

時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に
掲載する方法

二 電子公告
2 外国保険会社等が前項第二号に掲げる方法を告示する旨を定める場合には、電子公告を告示する旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による告示をすることができない場合の告示方法として、同項第一号に掲げる方法を定めることができる。
3 会社法第九百四十四条第一項（第一号を除く。）及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十五条（電子公告調査）、第九百四十六条

(調査の義務等)、第九百四十七条(電子公告調査を行うことができない場合)、第九百五十一

第二百四十四条 登記所に、外国相互会社登記簿を備える。

(会社法の準用)

百七条を除く。) (総則) 並びに第九百三十三条
(第一項第一号及び第二項第七号を除く。) (外

（国会社の登記）、第九百三十四条第二項（日本における代表者の選任の登記等）、第九百三十

五条第二項（日本における代表者の住所の移転の登記等）及び第九百三十六条第二項（日本に

第七百七十七条の規定は第一項の規定による外国保険会社等の清算の場合について、第七百七十五条及び第七百七十九条第一項の規定は第一項の規定による外國保険会社等の清算の場合（前項において準用する会社法第二編第九章第二節（第五百十条、第五百十一条及び第五百十四条を除く）、第七編第三章第一節及び第三節並びに第九百三十八条第一項から第五項までの規定の適用がある場合を除く。以下この項において同じ。）について、第二百条第一項及び第二百一条第一項の規定は第一項の規定による外国保険会社等の清算の場合において内閣総理大臣が清算に係る外国保険会社等の清算の監督上必要があると認めるときについて、それぞれ準用す

における営業所の設置の登記等)の規定は、外国相互会社の登記について準用する。この場合において、同法第七編第四章第一節(第九百七条

く」とあるのは、「保険業法の規定による公告（同法第百九十三条第二項において準用する第八百十九条第一項の規定による公告を除く」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。4 外国保険会社等（外国会社及び外国相互会社を除く。）の公告方法は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法とする。
 （駐在員事務所の設置の届出等）
第二百一十八条 第百八十五条第一項の免許を有しない外国保険業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあってはあらかじめ、その旨及び当該業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他内閣府令で定める事項を、第二号から第四号までに掲げる場合にあっては遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。第一次に届け出た場合を含む）。
 在員事務所その他の施設を設置しようとするとき（他の目的により設置している事務所その他他の施設において当該業務を行おうとする場合を含む）。
 二 前号の施設を廃止したとき。
 四 第一号の場合において届け出た事項を変更したとき。

2 次の各号のいずれにも該当する法人（以下この節において「特定法人」という。）は、保険の引受けを行ふ当該特定法人の社員（以下「引受社員」という。）を定め、引受社員が日本において保険業に係る引受けの代理並びに当該日本における保険業に係る当該特定法人及びその引受社員の業務の代理をする者（以下この節において「総代理店」という。）を定め、引受社員が日本において保険業を行うことについて、内閣総理大臣の免許を受けることができる。一 外国の特別の法令により設立された法人であること。

二 その社員である者が、外国の法令の特別の規定により、当該外国において保険業の免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を受けないで、保険業を行うことが認められていること。
第二百一十九条 第百八十五条第一項の免許を有しない保険業免許の二種類とする。
 3 特定生命保険業免許と特定損害保険業免許とは、同一の特定法人が受けることはできない。
 2 前項の免許は、特定生命保険業免許及び特定損害保険業免許の二種類とする。
 4 特定生命保険業免許は、引受社員が日本における事業として第三条第四項第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行うことに係る免許とする。
 5 特定損害保険業免許は、引受社員が日本における事業として第三条第五項第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行うことに係る免許とする。
 6 特定法人が第一項の免許を受けた場合には、当該特定法人の引受け社員は、第三条第一項及び第一百八十五条第一項の規定にかかわらず、第二項の免許の種類に従い、総代理店の事務所において日本における保険業を行うことができる。
 （免許申請手続）
第二百二十一条 第百二十二条第一項の免許を受けた特定法人（以下「免許特定法人」という。）は、日本における保険契約の内容を確定するための協議を行ふことのある者で内閣府令で定めるもの氏名又は商号及び住所又は本店の所在地を記載した書類を記載した書類を前項第二号から第四号までに掲げる書類に記載しなければならない。
 4 内閣府令で定める事項を記載しなければならない。
 5 引受社員が日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書には、次に掲げる書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
 三 引受社員が日本において締結する保険契約に係る普通保険約款
 二 引受社員の日本における事業に係る事業の方法書
 一 引受社員が日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書には、次に掲げる書類その他の内閣府令で定めた規定により、当該外国において保険業の免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を受けないで、保険業を行うことが認められるものとする。同項第一号、第二十条第一項各号に掲げる事項を、遅滞なく、官報で告示するものとする。同項第一号、第二号、第三号又は第五号に掲げる事項の変更について第二百三十四条の規定による届出があったときも、同様とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の免許申請書には、次に掲げる書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
 一 特定法人の定款又はこれに準ずる書類
 二 引受社員の日本における事業に係る事業の方法書
 三 引受社員が日本において締結する保険契約に係る普通保険約款
 4 引受社員が日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書には、次に掲げる書類その他の内閣府令で定めた規定により、当該外国において保険業の免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を受けないで、保険業を行うことが認められるものとする。同項第一号、第二十条第一項各号に掲げる事項を、遅滞なく、官報で告示するものとする。同項第一号、第二号、第三号又は第五号に掲げる事項の変更について第二百三十四条の規定による届出があったときも、同様とする。
 （供託）
第二百二十二条 第二百十九条第一項の免許を受けた特定法人（以下「免許特定法人」という。）は、日本における保険契約者等の保護のため必要な措置を講じた後でなければならぬ。
 2 内閣総理大臣は、日本における保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、免許特定法人に対し、引受社員が日本における保険業を開始する前に、前項の政令で定める額の保証金の供託を命ずることに供託しなければならない。
 3 免許特定法人は、政令で定めるところにより、当該免許特定法人のために所要の供託金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつた金額（以下この条において「契約金額」という。）につき前二項の供託金の全部又は一部の供託をしないことができる。
 4 内閣総理大臣は、日本における保険契約者の保護のため必要があると認めるときは、免許特定法人と前項の契約を締結した者又は当該免許特定法人に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。
 5 引受社員は、免許特定法人が第一項の供託金（第二項の規定により同項の金額の供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む。）につき供託（第三項の契約の締結を含む。第九項において同じ。）を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、第二百十九条第一項の条件を付し、及びこれを変更することができない。

2 前項の免許申請書には、当該特定法人の設立が適法に行われたこと及び引受社員が設立準拠法において適用したことについて、内閣総理大臣の免許を行ふことを証する設立準拠法の権限のある機関の証明書を添付しなければならない。
 3 前項に定めるもののほか、第一項の免許申請書には、次に掲げる書類その他の内閣府令で定めた規定により、当該外国において保険業の免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を受けないで、保険業を行うことが認められるものとする。同項第一号、第二十条第一項各号に掲げる事項を、遅滞なく、官報で告示するものとする。同項第一号、第二号、第三号又は第五号に掲げる事項の変更について第二百三十四条の規定による届出があつたときも、同様とする。
 （内閣総理大臣の告示）
第二百二十二条 内閣総理大臣は、第二百十九条第一項の免許をしたときは、その旨及び第二百二十条第一項各号に掲げる事項を、遅滞なく、官報で告示するものとする。同項第一号、第二号、第三号又は第五号に掲げる事項の変更について第二百三十四条の規定による届出があつたときも、同様とする。
 2 前項に定めるもののほか、第一項の免許申請書には、次に掲げる書類その他の内閣府令で定めた規定により、当該外国において保険業の免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を受けないで、保険業を行うことが認められるものとする。同項第一号、第二号、第三号又は第五号に掲げる事項の変更について第二百三十四条の規定による届出があつたときも、同様とする。
 3 前項に定めるもののほか、第一項の免許申請書には、次に掲げる書類その他の内閣府令で定めた規定により、当該外国において保険業の免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を受けないで、保険業を行うことが認められるものとする。同項第一号、第二号、第三号又は第五号に掲げる事項の変更について第二百三十四条の規定による届出があつたときも、同様とする。
 4 引受社員が日本における保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書には、次に掲げる書類その他の内閣府令で定めた規定により、当該外国において保険業の免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を受けないで、保険業を行うことが認められるものとする。同項第一号、第二号、第三号又は第五号に掲げる事項の変更について第二百三十四条の規定による届出があつたときも、同様とする。
 5 引受社員は、免許特定法人が第一項の供託金（第二項の規定により同項の金額の供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む。）につき供託（第三項の契約の締結を含む。第九項において同じ。）を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、第二百十九条第一項の条件を付し、及びこれを変更することができない。

保険業を行ふ引受社員を外国損害保険会社等とみなす。

場所として内閣府令で定める場所」と同条第六項中「当該外国保険会社等の日本における業務」とあるのは「当該免許特定法人及び引受社員の日本における業務」とする。

（二）第一百九十九条において準用する第一百五十二条の二の規定の適用については、特定生命保険業免許を受けた特定法人を「外国生命保険会社等とみなす。この場合において、第一百九十九条において準用する第百五条の二第一項各号並びに同条第二項及び第三項第一号中「指定外國生命保險業務紛爭解決機關」とあるのは、「指定特定生命保險業務紛爭解決機関」と、同条第一項各号中「外国生命保險業務」とあるのは「特定生命保險業務」とする。」

（三）第一百九十九条において準用する第一百五十三条の三の規定の適用については、特定損害保険業免許を受けた特定法人を「外国損害保険会社等とみなす。この場合において、第一百九十九条において準用する第百五条の三第一項各号並びに同条第二項及び第三項第二号中「指定外國損害保險業務紛爭解決機關」とあるのは「指定特定損害保險業務紛爭解決機関」と、同条第一項各号中「外国損害保險業務」とあるのは「特定損害保險業務」とする。

とみなす。

第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等

第一節 契約条件の変更

(契約条件の変更の申出)

第二百四十四条の二 保険会社（外国保険会社等を含む。第二百四十条の五及び第二百四十条の六を除き、以下この節において同じ。）は、その業務又は財産の状況に照らしてその保険業（外国保険会社等）にあつては、日本における保険業。（以下この条、第二百四十条の十一、第二百四十二条及び第二百六十二条において同じ。）の継続が困難となる蓋然性がある場合には、内閣総理大臣に対し、当該保険会社に係る保険契約（変更対象外契約を除く。）について保険金額の削減その他の契約条項の変更（以下この節において「契約条件の変更」という。）を行う旨の申出をすることができる。

保険会社は、前項の申出をする場合には、契約条件の変更を行わなければ保険業の継続が困難となる蓋然性があり、保険契約者等（外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険契約者等。以下この章において同じ。）の保護

第一節 契約条件の変更

六 第二百八十八条の規定は、免許特定法人の引受社員については、適用しない。
原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第二百四十七号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、免許特定法人の引受社員を外国保険会社等又は第二百十九条第二項の免許の種類に応じて国生命保険会社等若しくは外国損害保険会社等とみなす。

五百 第百九十九条において準用する第一百九条並びに第二百十一条において準用する第一百四十二条及び第七章第三節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、免許特定法人及び引受社員を外国保険会社等と

四 第百九十二条及び第一百九十六条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用について、日本における代表者を外国保険会社等の日本における代表者とみなす。この場合において、同条第五項中「外国保険会社等の保険契約者」とあるのは「引受社員の保険契約者」と、「外国保険会社等の業務」とあるのは「総代理店の業務」と、「当該外国保険会社等」とあるのは「当該総代理店」とす

2 契約条件の変更によつて変更される保険金、返戻金その他の給付金の計算の基礎となる予定期率については、保険契約者等の保護の見地から保険会社の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回つてはならない。

（契約条件の変更の決議）

第二百四十条の五 保険会社は、契約条件の変更を行おうとするときは、第二百四十条の二第三項の承認を得た後、契約条件の変更につき、株主総会等の決議を経なければならない。

3 前項の場合には、会社法第三百九条第二項（株主総会の決議）の決議又は第六十二条第二項の決議によらなければならぬ。

第一項の決議を行う場合には、保険会社は、会社法第二百九十九条第一項（株主総会の招集の通知）（第四十一条第一項及び第四十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知において、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他

和解に付随する保険会社の資産の運用を勘案して政令で定める事い。

第二百四十条の四 契約条件の変更は、契約条件の変更の基準となる日までに積み立てるべき責任準備金に対応する保険契約に係る権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

契約条件の変更によつて変更される保険金、

第二百四十条の三 内閣総理大臣は、前条第三項の承認をした場合において、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、期限を付して当該保険会社の保険契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずることができる。

い。 3 内閣総理大臣は、第一項の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。

4 第一項に規定する「変更対象外契約」とは、契約条件の変更の基準となる日において既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他政令で定める保険契約をいう。

（業務の専上等）

三の議決権の三分の二以上に達する多數をもつて、仮にすることができる。
株式会社である保険会社における前条第一項の決議とともに、会社法第三百九条第三項各号若しくは第三百二十四条第三項各号に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の決議又は同法第三百二十三条（種類株主総会の決議を必要とする旨の定めがある場合）の規定若しくは第六十五条の三第四項若しくは第六項若しくは第一百六十五条の十第六項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の半数以上であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

相互会社である保険会社における前条第一項の決議又はこれとともに、第五十七条第二項、第六十条第二項、第六十二条第二項、第六十三条の二第二項、第八十六条第二項、第一百三十六条第二項、第一百四十四条第三項、第一百五十六条又は第一百六十五条の十六第二項（第一百六十一条の二十において準用する場合を含む。）の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した社員（総代会を設けているとき

い。の内閣府令で定める事項を示さなければならぬ。

第一項の決議を行う場合において、契約条件の変更に係る保険契約に関する契約者配当、剩余金の分配その他の金銭の支払に関する方針があるときは、前項の通知において、その内容を示さなければならない。

5 前項の方針については、その方針を定款に記載し、又は記録しなければならない。

(契約条件の変更における株主総会等の特別決議等に関する特例)

第二百四十条の六 株式会社である保険会社における前条第一項の決議又はこれとともにする会社法第三百九条第二項第三号（同法第一百七十一、条第一項に係る部分に限る。）から第五号まで、第九号、第十一号若しくは第十二号（株主総会の決議）若しくは第三百二十四条第二項第一号若しくは第四号（種類株主総会の決議）に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の決議若しくは第六十九条第二項、第一百三十六条第二項、第一百四十四条第三項、第一百六十五条の三第二項若しくは第一百六十五条の十第二項の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、反にすることができる。

条第一項、第二百五十六条から第二百五十八条まで、第二百七十三条の二第四項及び第五項並びに第二百七十条の四第四項及び第五項において「合併等」という。の協議その他必要な措置を命じ、又は保険管理人による業務及び財産（外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産。以下この条、次条及び第二百四十六条の二から第二百四十七条の二までにおいて同じ。）の管理を命ずる处分をすることができる。ただし、保険会社又は外国保険会社等が預金保險法（昭和四十六年法律第三十四号）第一百二十一条の五第一項（特定管理を命ずる处分）に規定する特定管理を命ずる处分を受けている場合においては、当該保険会社又は外国保険会社等の管理に対し、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることはできない。

この章において「保険持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。

つては、日本における保険業に係る範囲に限る。)は、保険管理人に専属する。(会社法第八百二十九条第一項及び第二項(会社の組織に関する行為の無効の訴え)(第三十三条の十五、第五十七条第六項、第六十条の二第五項及び第一百七十二条に於いて準用する場合を含む。)並びに第八百三十二条第一項(株主総会等の決議の取消しの訴え)(第四十一条第二項及び第四十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定並びに第八十四条の二第二項及び第九十六条の十六第二項の規定による取締役及び執行役の権利についても、同様とする。

内閣総理大臣は、保険管理人に対する処分と同時に、一人又は数人の保険管理人を選任しなければならない。

内閣総理大臣は、保険管理人に対して、被管理会社の業務及び財産の管理に関し必要な措置を命ずることができる。

第二百四十三条 保険会社等は、保険管理人又は代理となることを求めらるる場合は、内閣総理大臣から保険管理人又は代理となることを認めらるる。

第二百四十四条 内閣総理大臣は、管理を命ずる處分をしたときは、直ちに、被管理会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理会社の本店又は主たる事務所（外国保険会社等の場合にあっては、第八十五条第一項に規定する支店等の所在地）の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

前項の登記には、保険管理人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

（保険契約者等の保護のためその存続を図る必要性が低いものとして内閣府令・財務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の解約に係る業務（解約返戻金その他これに類する給付金の支払に係るもの）を除く。以下「特定補償対象契約解約関連業務」という。）
第二百四十六条 株主の名義書換の禁止
（株式会社等を被管理会社（外国保険会社等を除く。）が株式会社である場合において、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、株主の名義書換を禁止することができる。
(保険管理人の報告義務)

第二百四十六条の二 保険管理人は、就職の後遅滞なく、次に掲げる事項を調査し、内閣総理大臣に報告しなければならない。

一 被管理会社が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯

二 被管理会社の業務及び財産の状況

三 その他必要な事項
(計画の承認)

三 株式を取得することにより保険会社を子会社とする保険会社となることについて第二百七十二条の十八第一項の認可を受けた会社

四 株式を取得することにより少額短期保険業者を子会社とする保険会社となることについて第二百七十二条の三十五第一項の承認を受けた会社

五 前各号に掲げる会社以外の会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）で保険会社等又は外国保険会社等を子会社とするもの又は子会社としようとするものは保険会社等又は保険会社等又は外国保険会社等は、その業務又は財産の状況に照らしてその保険業の継続が

困難であるときは、その旨及びその理由を、文書をもつて、内閣総理大臣に申し出なければならない。

第二百四十二条 前条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる处分（以下この款及び第二百五十八条第一項において「管理を命ずる处分」という。）があつたときは、当該处分を受けた保険会社等又は外国保険会社等（以下「被管理会社」という。）を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び处分を行う権利（外国保険会社等を代表する権利にあ

つては、日本における保険業に係る範囲に限り
る。)は、保険管理人に専属する。会社法第八
百二十八条第一項及び第二項(会社の組織に関
する行為の無効の訴え)(第三十条の十五、第
五十七条第六項、第六十条の二第五項及び第百
七十二条において準用する場合を含む。)並び
に第八百三十三条第一項(株主総会等の決議の
取消しの訴え)(第四十一条第二項及び第四十
九条第二項において準用する場合を含む。)の
規定並びに第八十四条の二第二項及び第九十六
条の十六第二項の規定による取締役及び執行役
の権利についても、同様とする。

内閣総理大臣は、管理を命ずる处分とともに
に、一人又は数人の保険管理人を選任しなけれ
ばならない。

内閣総理大臣は、必要があると認めるとき
は、第二項の規定により保険管理人を選任した
後においても、更に保険管理人を選任し、又は
保険管理人が被管理会社の業務及び財産の管
理を行つていいないと認めるときは、保険管
理人を選任することができる。

内閣総理大臣は、第一項若しくは前項の規定
により保険管理人を選任したとき又は同項の規
定により保険管理人を選任したときは、被管理
会社にその旨を通知するとともに、官報によ
り、これを公告しなければならない。

会社更生法第六十九条、第七十条、第八十条
並びに第八十一条第一項及び第五項(数人の管
理人や職務執行、管財人代理の選任、注意義務
並びに費用の前払及び報酬)の規定は保険管理
人について、一般社団法人及び一般財團法人に
関する法律第七十八条(代表者の行為について
の損害賠償責任)の規定は被管理会社につい
て、それぞれ準用する。この場合において、会
社更生法第六十九条第一項中「裁判所の許可」と
あるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第八
十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣總
理大臣」と、同条第五項中「管財人代理」とあ
るのは「保険管理人代理」と、一般社団法人及
び一般財團法人に関する法律第七十八条中「代
表理事その他の代表者」とあるのは「保険管
理人」と読み替えるものとする。

第二百四十三条 保険会社等は、保険管理人又は保険管理人代理となることができる。

2 保険会社等は、内閣総理大臣から保険管理人となることを求められた場合には、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

3 保険契約者保護機構は、保険管理人又は保険管理人代理となり、その業務を行うことができない。（通知及び登記）

第二百四十四条 内閣総理大臣は、管理を命ずる处分をしたときは、直ちに、被管理会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の副本を添付して、被管理会社の本店又は主たる事務所（外国保険会社等の場合については、第百八十五条第一項に規定する支店等の所在地）の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

2 前項の登記には、保険管理人の氏名又は名称及び住所をも登記しなければならない。

3 第一項の規定は、前項に掲げる事項に変更が生じた場合について準用する。
（業務の停止）

第二百四十五条 管理を命ずる处分があつたときは、被管理会社は、次に掲げる業務を除き、その業務を停止しなければならない。ただし、保険管理人の申出により、その業務の一部を停止しないことについて内閣総理大臣が必要があると認めた場合の当該業務の一部については、この限りでない。

一 第二百六十六条第一項に規定する加入機構と第二百七十六条の七第三項の規定による契約を締結した場合において、第二百七十六条の三第二項第一号に規定する補償対象契約（以下この条において「補償対象契約」という。）に係る保険金請求権その他の政令で定める権利に係る債権者の請求に基づき、当該補償対象契約の保険金その他の給付金（当該補償対象契約の保険金その他の給付金の額に、当該補償対象契約の種類、予定期率その他的内容、当該請求に係る保険事故が発生した時期等を勘案して内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額に限る。以下「補償対象保険金」という。）の支払を行う業務（以下「補償対象保険金支払業務」という。）

二 内閣府令・財務省令で定める期間内における特定補償対象契約（補償対象契約のうち保

<p>（保険契約者等の保護のためその存続を図る必要性が低いものとして内閣府令・財務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の解約に係る業務（解約返戻金その他これに類する給付金の支払に係るもの）を除く。以下「特定補償対象契約解約関連業務」という。）</p> <p>第二百四十六条 被管理会社（外国保険会社等を除く。）が株式会社である場合において、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、株主の名義書換を禁止することができる。</p> <p>（株主の名義書換の禁止）</p>
<p>第二百四十六条の二 保険管理人は、就職の後遅滞なく、次に掲げる事項を調査し、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 被管理会社が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯 二 被管理会社の業務及び財産の状況 三 その他必要な事項 <p>（計画の承認）</p>
<p>第二百四十七条 内閣総理大臣は、保険契約者の保護のため被管理会社に係る保険契約（外国保険会社等にあっては、日本における保険契約。第二百五十四条及び第二百七十条の七第二項を除き、以下この章において同じ。）の存続を図ること又は特定補償対象契約の解約に係る業務その他の業務が円滑に行われることが必要であると認めるときは、保険管理人に対し、次に掲げる事項を含む業務及び財産の管理に関する計画の作成を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 被管理会社の業務の整理及び合理化に関する方針 二 被管理会社に係る合併等を円滑に行うための方策 <p>保険管理人は、前項の計画を作成したときは、内閣総理大臣の承認を得なければならぬ。</p> <p>保険管理人は、前項の承認があつたときは、遅滞なく、当該承認に係る第一項の計画を実行の計画を変更し、又は廃止することができる。</p> <p>内閣総理大臣は、保険契約者の保護のため必要があると認めるときは、保険管理人に対し、第一項の計画の変更又は廃止を命ずることができる。</p>

第二百五十三条 第二百五十条第一項の保険契約の移転をした場合における第二百四十条第二項本文（第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第二百四十条第二項本文中「同条第四項に規定する軽微な変更を定めたときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該軽微な変更の内容」とあるのは、「第二百五十条第一項に規定する契約条件の変更（第二百三十五条第四項に規定する軽微な変更を含む。以下この項において同じ。）を定めたときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該契約条件の変更後の保険契約者の権利及び義務の内容」とし、同項ただし書（第二百十一条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。（合併契約における契約条件の変更）

約条件の変更を行わないときは、第二百三十七条第一項本文及び第三項（これら規定を第二百三十九条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第二百三十七条第一項本文中「公告するとともに、移転対象契約者にこれら事項を通知しなければ」とあるのは「公告しなければ」と、同条第三項中「十分の二（保険契約の全部に係る保険契約の移転の場合にあっては、五分の一）」とあるのは「五分の一」とし、同条第一項ただし書き及び第五項の規定は、適用しない。

（契約条件の変更を伴う保険契約の移転の効果）
第二百五十二条 第二百五十条第一項の保険契約の移転をしたときは、当該保険契約の移転に係る保険契約に係る債権及び債務については、当該保険契約について第二百三十五条第一項（第二百十一条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の契約において定められた契約条件の変更がされた後の条件で、第二百三十五条第一項に規定する移転先会社が承継する。

五条本文（第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二百五十条第五項本文、この項本文若しくは第二百五十五条の二第三項本文の規定によりその業務の全部を停止している場合を除き、当該公告の時から、その業務の全部（補償対象保険金支払業務及び特定補償対象契約解約関連業務を除く。）を停止しなければならない。ただし、当該保険会社等の申出により、その業務の一部を停止しないことにして、内閣総理大臣が必要があると認めた場合には、当該業務の一部については、この限りでない。

（合併の公告及び異議申立てに関する特例）

第二百五十五条 前条第一項の保険会社等は、第百六十五条の七第二項（第一百六十五条の十二において準用する場合を含む。）、第一百六十五条の十七第二項（第一百六十五条の二十において準用

3 第一項の保険会社等は、会社法第七百八十三条第一項（吸収合併契約等の承認等）、第七百九十五条第一項（吸収合併契約等の承認等）若しくは第八百四条第一項（新設合併契約等の承認）又は第一百六十五条の三第一項、第一百六十五条の十第一項若しくは第一百六十五条の十六第一項（第一百六十五条の二十において準用する場合を含む。）の承認の決議を行う株主総会等の招集の通知の発送日において、当該株主総会等が開かれる旨及び当該契約条件の変更を含む合併契約の承認の決議が会議の目的となつている旨を公告しなければならない。

4 第一項の保険会社等は、前項の公告の時において既に、第二百四十一第一条第一項の規定により業務の全部の亭上を命ぜられ、又は第二百四十

二
一
三　被管理会社である場合において、第二百四
十七条第二項の承認（同条第四項の変更の承
認を含む。）を受けた同条第一項の計画に從
つて合併するとき。
三　第二百六十八条第一項又は第二百七十三条第
一項の内閣総理大臣の認定を受けた第二百六
十条第二項に規定する被~~継~~保険会社である場
合において、同条第三項に規定する救済保険
会社が存続することとなる合併をするとき
(前二号に掲げる場合を除く。)。
第二百五十条第三項の規定は、前項に規定す
る特定契約について準用する。この場合におい
て、同条第三項第一号中「次項」とあるのは、
「第二百五十四条第三項」と読み替えるものと

第二百五十五条の二 保険会社等又は外国保険会社等は、次に掲げる場合に該当する場合（当該保険会社等又は外国保険会社等の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために、株式の取得がされる場合に限る。）には、契約条件変更計画を作成して、当該保険会社等又は外国保険会社等に係る保険契約（特定契約を除く。）について契約条件の変更を行うことができる。この場合においては、契約条件変更計画において、契約条件の変更により生ずる保険契約の権利義務の変更の主要な内容その他内閣府令・財務省令で定める事項を定めなければならぬ。
い。
一 第二百四十一條第一項の規定により他の保険会社等、外国保険会社等又は保険持株会社

より消滅することとなるものに限る。」とあるのは「第二百五十四条第二項において準用する第二百五十条第三項に規定する特定契約」と、第二百五十条第三項に規定する特定契約」と、「五分の一」とあるのは「十分の一」と、「保険金請求権等」とあるのは「第二百五十四条第二項において準用する第二百五十条第三項に規定する特定契約に係る保険金請求権その他の政令で定める権利」とする。

前条第一項の合併の場合においては、合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等は、合併後三月以内に、同項の保険会社等の保険契約者に対し、その旨及び契約条件の変更後の保険契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならない。

(朱式の改訂による契約条件の変更)

する場合を含む。) 又は第一百六十五条の二十四第二項の規定による公告に、契約条件の変更により生ずる保険契約者の権利義務の変更の主要な内容その他の内閣府令・財務省令で定める事項を付記しなければならない。

前条第一項の合併をする場合における第一百六十五条の七第四項(第一百六十五条の十二において準用する場合を含む。)において準用する第七十条第六項、第一百六十五条の十七第四項(第一百六十五条の二十において準用する場合を含む。)において準用する第八十八条第六項又は第一百六十五条の二十四第六項の規定の適用については、これらの規定中「同項の規定による公告の時において既に保険金請求権等が生じている保険契約(当該保険金請求権等に係る支

第二百五十条第五項本文、二百五十四条第四項本文若しくはこの項本文の規定によりその業務の全部を停止している場合を除き、当該公告の時から、その業務の全部（補償対象保険金支払業務及び特定補償対象契約解約関連業務を除く。）を停止しなければならない。ただし、当該保険会社等又は外国保険会社等の申出により、その業務の一部を停止しないことについて、内閣総理大臣が必要があると認めた場合は、当該業務の一部については、この限りでない。

（契約条件の変更に係る書類の備置き等）

第二百五十五条の三 変更会社は、次条第一項の規定による公告の日から同条第二項の規定により同条第一項の公告に付記した期間の最終日までに、契約条件変更計画の内容その他の内閣府令・財務省令で定める事項を記載し、又は記録

社等に株式を取得されることによりその子会社となるとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

第二百五十条第三項の規定は、前項に規定する特定契約について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「次項」とあるのは、「第一百五十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

第一項の契約条件の変更をしようとする保険会社等又は外国保険会社等（以下この款において「変更会社」という。）は、第二百五十五条の四第一項の公告の時において既に、第二百四十五条の規定により業務の全部の停止を命ぜられ、又は第二百四十五条本文（第二百五十五条第一項による、て准用する場合を含む。）第十八条第二項による、て准用する場合を含む。）、

等に株式を取得されることによりその子会社となることとの協議を命ぜられた場合において、他の保険会社等、外国保険会社等又は保険持株会社等に当該株式を取得されることによりその子会社となるとき。

二 被管理会社である場合において、第二百四十七条第二項の承認（同条第四項の変更の承認を含む。）を受けた同条第一項の計画に従つて他の保険会社等、外国保険会社等又は保険持株会社等に株式を取得されることによりその子会社となるとき。

三 第二百六十八条第一項の内閣総理大臣の認定を受けた第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社である場合において、同条第三項に規定する改資保険会社又は改資保険会社

した書面又は電磁的記録を各営業所又は各事務所に備え置かなければならない。

2 契約条件変更計画により変更するものとされる保険契約に係る保険契約者（次条において「変更対象契約者」という。）は、変更会社に対して、その営業時間又は事業時間内は、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該変更会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の開覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・財務省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該変更会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（契約条件の変更の公告及び異議申立て）

第二百五十五条の四 変更会社は、契約条件変更計画の作成日において、契約条件変更計画の要旨及び貸借対照表その他内閣府令・財務省令で定める事項を公告しなければならない。

2 前項の公告には、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を付記しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数が変更対象契約者の総数の十分の一を超えるか、当該異議を述べた変更対象契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額として内閣府令・財務省令で定める金額が変更対象契約者の当該金額の十分の一を超えるときは、当該変更対象契約条件の変更をしてはならない。

5 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数又はその者の前項の内閣府令・財務省令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該変更対象契約者全員が当該契約条件の変更を承認したものとみなす。（契約条件の変更の公告等）

第二百五十五条の五 変更会社は、契約条件の変更後、遅滞なく、契約条件の変更をしたこと及び内閣府令・財務省令で定める事項を公告しなければならない。契約条件の変更をしないこととなつたときも、同様とする。

2 変更会社は、契約条件の変更後三月以内に、当該契約条件の変更に係る保険契約者に対し、

当該契約条件の変更後の保険契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならない。

第三節 合併等の手続の実施の命令等

（合併等の協議の相手方の指定）

第二百五十六条 内閣総理大臣は、保険会社等の協議の相手方の指定

（合併等の協議の相手方の指定）

し、当該条件に従い合併等を実行するために必要な手続をとることを命ずることができる。

2 第二百四十五条の規定は、前項の場合（管轄を命ずる処分を受けている場合を除く。）について準用する。この場合において、同条ただし（合併等の協議の相手方の指定）

（合併等の協議の相手方の指定）

ることができない事態が生ずるおそれのある者

（合併等の協議の相手方の指定）

(総会の招集)

第二百六十五条の二十七の二 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(総会の決議事項)

第二百六十五条の二十七の三 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(会員の議決権)
第二百六十五条の二十七の四 各会員の議決権は、平等とする。

2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。
3 前項の会員は、定款で定めるところにより、同項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)であつて内閣府令・財務省令で定めるものをいう。)(議決權のない場合)

第二百六十五条の二十七の五 機構と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

第六日 業務

(業務)

第二百六十五条の二十八 機構は、第二百五十九条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第二百四十三条第三項の規定による保険管理人又は保険管理人代理の業務
二 次目の規定による負担金の収納及び管理
三 次款の規定による保険契約の移転等、保険契約の承継、保険契約の再承継及び保険契約の再移転における資金援助

四 次款の規定による承継保険会社の経営管理
その他保険契約の承継に係る業務
五 次款の規定による破綻保険会社に係る保険契約の引受け並びに当該保険契約の引受けに係る保険契約の管理及び処分

六 次款の規定による承継保険会社の経営管理
係る資金援助
七 第三款の規定による保険金請求権等の買取り

八 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第七十五号)の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外國倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

九 破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外國倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

十 預金保険法第二百二十六条の四第三項(特別監視代行者)に規定する特別監視代行者の業務

十一 預金保険法第二百二十六条の六第一項(機構代理)に規定する機構代理の業務

十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十三 機構は、前項各号に掲げる業務のほか、同項第三号から第七号までに掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

一 その会員に対する資金の貸付け

二 破綻保険会社の保険契約等に対する資金の貸付け

三 第四款の規定による清算保険会社(清算に係る保険会社をいう。第二百七十七条の八の二及び第二百七十七条の八の三において同じ。)の資産の買取り

十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

十六 前各号に掲げる業務を他の者に委託してはならない。

一 保険契約の管理及び処分に係る業務のうち

保険料の收受その他の内閣府令・財務省令で定める業務(以下この条において「保険料収受等業務」という。)を保険会社その他の者に委託する場合

二 保険料収受等業務以外の業務を、あらかじめ内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受け

て、保険会社その他の者に委託する場合

第二百六十五条の三十 機構は、第二百六十五条の二十八第一項各号及び第二項各号に掲げる業務(以下「資金援助等業務」という。)について、当該資金援助等業務の開始前に、資金援助等業務の実施に関する業務規程を作成し、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務規程)

第二百六十五条の三十一 機構は、第二百六十五条の二十八第一項各号に掲げる業務規程が資金援助等業務の承継に関する事項、保険契約の引受けに関する事項、負担金の収納に関する事項、保険金請求権等の買取りに関する事項その他の内閣府令・財務省令で定める事項を定めなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(認定が行われたとき)

第二百六十八条第一項の内閣総理大臣による認定が行われたとき。当該認定に係る破綻保険会社

第二百六十九条第一項の内閣総理大臣による付記が行われたとき。当該付記に係る破綻保険会社

第二百七十一条第一項の内閣総理大臣による付記が行われたとき。当該付記に係る破綻保険会社

第二百六十九条第一項の内閣総理大臣による付記が行われたとき。当該付記に係る破綻保険会社

定款で定めるところにより、機構に対し、負担金を納付しなければならない。ただし、機構の機会から保険料收受等業務又は前項第二号の認可を受けた業務の委託を受け、これらの業務を行なうことができる。

準用する場合を含む。の規定にかかるらず、当該事業年度については、この限りでない。機会の規定にかかるらず、定款で定めるところにて、当該資金援助等業務の開始前に、資金援助等業務の実施に関する業務規程を作成し、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様の規則により算定した額に達している事業年度の予算額に照らし十分な額として定款で定めるところにより算定した額に達している事業年度の翌事業年度については、この限りでない。

機会の規定にかかるらず、定款で定めるところにて、当該各号に定める保険会社に該当する会員の負担金を免除することができる。

第一 第二百六十八条第一項の内閣総理大臣による認定が行われたとき。当該認定に係る破綻保険会社

第二 第二百六十九条第一項の内閣総理大臣による付記が行われたとき。当該付記に係る破綻保険会社

第三 第二百七十一条第一項の内閣総理大臣による付記が行われたとき。当該付記に係る破綻保険会社

第四 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第五 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第六 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第七 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第八 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第九 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第十 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第十一 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第十二 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第十三 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第十四 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第十五 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第十六 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第十七 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第十八 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第十九 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第二十 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第二十一 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第二十二 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第二十三 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第二十四 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第二十五 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第二十六 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第二十七 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第二十八 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第二十九 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第三十 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第三十一 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第三十二 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第三十三 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第三十四 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第三十五 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第三十六 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第三十七 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第三十八 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第三十九 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第四十 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第四十一 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第四十二 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第四十三 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第四十四 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第四十五 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第四十六 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第四十七 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第四十八 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第四十九 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第五十 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第五十一 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第五十二 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第五十三 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第五十四 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第五十五 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第五十六 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第五十七 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第五十八 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第五十九 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第六十 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第六十一 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第六十二 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第六十三 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第六十四 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第六十五 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第六十六 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第六十七 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第六十八 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第六十九 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第七十 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第七十一 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第七十二 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第七十三 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第七十四 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第七十五 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第七十六 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第七十七 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第七十八 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第七十九 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第八十 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第八十一 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第八十二 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第八十三 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第八十四 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第八十五 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第八十六 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第八十七 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第八十八 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第八十九 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第九十 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第九十一 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第九十二 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第九十三 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第九十四 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第九十五 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第九十六 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第九十七 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第九十八 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第九十九 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第一百 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第一百一 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第一百二 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第一百三 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第一百四 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第一百五 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第一百六 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第一百七 承継保険会社が設立されたとき。当該承継保険会社

第一百八 承継保険

4	機構は、第一項各号の負担金率を定め、又はこれを変更しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。
5	第一項各号の負担金率は、次に掲げる基準に適合するように定めなければならない。 一 資金援助等業務に要する費用の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するものであること。
6	二 特定の会員に対し差別的取扱い（会員の経営の健全性に応じてするものを除く。）をしないものであること。
7	前項の規定は、同項第一号に掲げる基準に適合するように負担金率を定めることとした場合には、これによる負担金の納付によつて会員の経営の健全性が維持されなくなるときにおいて、当該基準に適合しない負担金率を一時的に定めることを妨げるものと解してはならない。

第二百六十五条の三十五	会員は、負担金を定款で定められた納期限までに納付しなければならない。
第二百六十五条の三十六	2 延滞金の額は、未納の負担金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第八日	財務及び会計
第二百六十五条の三十七	（事業年度） 第二百六十五条の三十六 機構の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、機構の成立の日を含む事業年度は、その成立の日からその後最初の三月三十一日までとする。（予算等）

第二百六十五条の三十八	理事長は、毎事業年度、財務諸表等を同項の通常総会に提出し、その承認を求めるなければならない。
第二百六十五条の三十九	2 理事長は、監事の意見書を添えて前項の財務諸表等を同項の通常総会に提出し、その承認を認めなければならない。

第二百六十五条の四十	機構は、毎事業年度、財務諸表等を作成し、当該事業年度の終了後最初に招集する通常総会の開催日の四週間前までに、監事に提出しなければならない。
第二百六十五条の四十一	（破綻保険会社に係る保険契約の引受けをした場合において、当該保険契約の引受けに係るすべての保険契約につき、その終了、移転その他）

第二百六十五条の四十二	機構は、前項の規定により財務諸表等を内閣総理大臣及び財務大臣に提出するときは、これに財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。
第二百六十五条の四十三	3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表等、附属明細書及び前項の監事の意見書を、各事務所に備え置き、内閣府令・財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。（区分経理）

第二百六十五条の四十四	機構の業務上の余裕金は、保険特別勘定に属するものを除き、次の方法により運用しなければならない。
第二百六十五条の四十五	一 国債その他内閣総理大臣及び財務大臣の指定する有価証券の保有 二 内閣総理大臣及び財務大臣の指定する金融機関への預金 三 その他内閣府令・財務省令で定める方法（内閣府令・財務省令への委任）

第二百六十五条の四十六	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、機構に対し、その業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に機構の事務所に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。（報告及び立入検査）
第二百六十五条の四十七	内閣総理大臣及び財務大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十五条の九第二項の設立の認可を取り消すことができる。 一 この法律、この法律に基づく命令又は当該機構の定款若しくは業務規程に違反したとき。 二 第二百六十五条の三十第三項又は第二百六十一条の四十五第二項若しくは第三項前段の規定による处分に違反したとき。 三 その業務又は財産の状況によりその業務の継続が困難であると認めるとき。 四 公益を害する行為をしたとき。

第二百六十五条の四十八	機構は、次に掲げる事由によつて解散する。
第二百六十五条の四十九	（解散） 一 総会の決議 二 前項第一号に掲げる事由による解散は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬ。

第二百六十五条の五十	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の五十一	（監督） 一 内閣総理大臣及び財務大臣が監督する。 二 内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。

第二百六十五条の五十二	機構は、内閣総理大臣及び財務大臣が監督する。
第二百六十五条の五十三	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の五十四	機構は、内閣総理大臣及び財務大臣が監督する。
第二百六十五条の五十五	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の五十六	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の五十七	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の五十八	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の五十九	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の六十	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の六十一	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の六十二	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の六十三	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の六十四	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の六十五	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の六十六	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の六十七	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の六十八	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の六十九	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の七十	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の七十一	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の七十二	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の七十三	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の七十四	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の七十五	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の七十六	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の七十七	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の七十八	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の七十九	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の八十	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の八十一	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の八十二	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の八十三	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の八十四	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の八十五	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の八十六	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の八十七	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の八十八	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の八十九	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の九十	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の九十一	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の九十二	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の九十三	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の九十四	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の九十五	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

第二百六十五条の九十六	内閣総理大臣及び財務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。
第二百六十五条の九十七	（内閣総理大臣及び財務大臣が監督する）

4 前項に定めるもののほか、機構の解散に関する所要の措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第二款 資金援助等

第一目 資金援助の申込み等

(保険契約の移転等における資金援助の申込み)

第二百六十六条 救済保険会社又は救済保険持株会社等は、**破綻保険会社**が会員として加入している機構(以下この款及び次款において「加入機構」という)が、保険契約の移転等について資金援助を行うことを、当該**破綻保険会社**との連名で当該加入機構に申し込むことができる。

2 加入機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、同項の申込みをした救済保険会社又は救済保険持株会社等及び**破綻保険会社**その他の関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 第一項に規定する資金援助のうち資産の買取りは、保険契約の移転等に係る**破綻保険会社**の資産について行うものとする。

(保険契約の承継等の申込み)

第二百六十七条 破綻保険会社は、救済保険会社等が現れる見込みがないことその他の理由により保険契約の移転等を行うことが困難な場合として内閣府令・財務省令で定める場合には、加入機構に対して、保険契約の承継又は保険契約の引受け(以下「保険契約の承継等」という)を申し込むことができる。

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。

3 破綻保険会社は、第一項の規定による保険契約の承継の申込みを行うときは、加入機構が当該保険契約の承継について資金援助(金銭の贈与又は資産の買取りに限る)を行うことを、併せて当該加入機構に申し込むことができる。

4 前項第二項及び第三項の規定は、前項の資金援助について準用する。この場合において、同条第二項中「救済保険会社又は救済保険持株会社等及び**破綻保険会社**」とあるのは、「**破綻保険会社**」と読み替えるものとする。

(保険契約の移転等における適格性の認定)

第二百六十八条 第二百六十六条第一項の場合においては、保険契約の移転等を行う**破綻保険会社**

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の付記した場合について準用する。

(保険契約の承継等における適格性の認定)

第二百六十七条 第二百六十七条第一項の場合においては、**破綻保険会社**は、同項の申込みが行われる時までに、当該保険契約の移転等について、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

第二百六十七条 第二百六十七条第一項の場合においては、**破綻保険会社**は、同項の申込みが行われる時までに、同項の保険契約の承継等について、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の認定の申請は、同項の**破綻保険会社**及び**救済保険会社**又は**破綻保険会社**及び**救済保険会社**の連名で行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項の認定を行うことができる。

一 当該保険契約の移転等が行われることが、保険契約者等の保護に資すること。

二 加入機構による資金援助が行われることが、当該保険契約の移転等が円滑に行われるためには不可欠であること。

三 当該保険契約の移転等に係る**破綻保険会社**について、保険契約の移転等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、保険業に対する信頼性が損なわれるおそれがあること。

4 内閣総理大臣は、第一項の認定を行ったときは、速やかに、その旨を加入機構に報告しない。

5 加入機構は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

6 破綻保険会社の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得により保険会社を子会社とする持株会社になることについて、第二百七十二条の十八第一項の認可(以下この項において「持株会社認可」という)の申請をしている場合は、内閣総理大臣は、当該会社について持株会社認可をした後でなければ、第一項の規定による認定を行なうことができない。

(保険契約の移転等における適格性の認定の特例)

第二百六十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第二百五十六条第一項の勧告に、前項第一項の規定にかかることができる旨を付記することができる。

一 第二百五十六条第一項の勧告に係る**破綻保険会社**の業務の全部の廃止又は解散が前項第一項第三号に掲げる要件に該当すること。

二 加入機構による資金援助が行われることが、当該勧告に係る保険契約の移転等を行うため不可欠なものであること。

2 前条第三号に掲げる要件に該当すること。

3 加入機構は、審査会の議を経て、前項の確認を求められた財産自己評価が適切であると判定したときは、当該財産自己評価が適切であることを確認した旨を当該申請をした**破綻保険会社**に通知するものとする。

4 加入機構は、前項の判定をするため必要があると認めるときは、当該申請をした**破綻保険会社**の財産を評価するための調査をするものとする。

5 加入機構は、審査会の議を経て、前項の規定による調査に基づく評価が適切であることを確認したときは、その旨を当該申請をした**破綻保険会社**に通知するとともに、当該**破綻保険会社**に通知するものとする。

6 加入機構は、第二項又は前項の通知をしたときは、直ちに、その通知に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(保険契約の移転等における資金援助)

第二百七十条 第二百六十六条第一項の申込みをした**破綻保険会社**に対して前条第二項又は第五項の通知をした後、遅滞なく、委員会の議を経て、当該申込みに係る資金援助を行なうかどうかを決定しなければならない。

第二百七十一条 加入機構は、第二百六十六条第一項の申込みをした**破綻保険会社**に対して前条第二項又は第五項の通知をした後、遅滞なく、委員会の議を経て、当該申込みに係る資金援助を行なうかどうかを決定しなければならない。

2 前項の規定による資金援助(金銭の贈与に限る)の額は、当該資金援助に係る**破綻保険会社**にしき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額に第三号に掲げる額を加算して得られた額に相当する金額とする。

3 内閣総理大臣は、第一項の認定を行なったときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しない。

4 加入機構は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

5 加入機構は、第二項又は前項の通知をしたときは、直ちに、その通知に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

6 加入機構は、審査会の議を経て、前項の規定による調査に基づく評価が適切であることを確認したときは、その旨を当該申請をした**破綻保険会社**に通知するとともに、当該**破綻保険会社**に通知するものとする。

三 当該**破綻保険会社**に係る保険契約の移転等に要すると見込まれる費用として内閣府令・財務省令で定めるものに該当する費用の額の

項」と、「移転先会社」とあるのは、「加入機構と、第百五十五条第一号中「第百三十五条第一項（第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）に規定する移転先会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録」とあるのは、「加入機構の総会の議事録」と、第二百十条第一項中「第百三十五条第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）」とあるのは、「第二百七十三条の四第八項の契約に係る契約書（以下この節において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第二百七十三条の四第八項」と、「第二百六十八条第一項又は第二百七十三条第一項」とあるのは、「第二百七十三条の二十九において準用する場合を含む。」とあるのは、「第二百七十三条の四第八項」と、「第二百七十三条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。」とあるのは、「第二百七十三条第一項」と、「同条第三項に規定する救済保険会社」とあるのは、「当該破綻保険会社が会員として加入している保険契約者保護機構」と同条第四項中「第百三十五条第一項」とあるのは、「第二百七十三条第一項」とあるのは、「第二百七十三条の四第八項」と、「第二百五十五条第一項（第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは、「第二百七十三条の四第八項」と、「第二百五十五条第一項に規定する移転先会社」とあるのは、「加入機構」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（保険契約の引受けに係る保険特別勘定への繰入れ等）

二　当該破綻保険会社の確認財産評価に基づく資産の価額のうち、補償対象契約に係る特定責任準備金等に見合うものとして内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した額

3
4　加入機構は、前条の規定による保険契約の引受けをしたときは、当該保険契約の引受けに係る破綻保険会社の第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を引き継ぐものとする。

2　加入機構は、前条の規定による保険契約の引受けに係る保険契約の管理及び処分に係る業務（これに附帯する業務を含む。）の実施によりその保険特別勘定に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額があるときは、委員会の議を経て、当該金額の範囲内において、一般勘定から当該保険特別勘定への繰入れをすることができる。

（機構が保険業を行う場合のこの法律の適用關係）

第一項　機構が前項の規定により保険業を行う場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。

一　第九条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条、第二編第五章（第一百九十二条、第一百三十三条及び第一百四十四条を除く。）、第一百二十三条から第一百二十五条まで、第一百三十一条、同編第七章第一節及び第三節並びに第三百九条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、機構を保険会社とみなす。この場合において、第九十七条第一項中「第三条第二項」とあるのは「第二百六十条第九項に規定する保険契約の引受けに係る同条第二項に規定する破綻保険会社」と、第九十八条第一項中「次に掲げる業務その他の業務」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる業務」と、第一百二十条第一項並びに第一百二十二条第一項及び第二項中「取締役会」とあるのは「保険契約者保護機構の理事長」と、第一百三十六条第一項中「又は社員総会（総代会を設けているときは、総代会）（以下この章、次章及び第十章において「株

会（総代会を設けているときは、総代会）又は保険契約者保護機構の総会 第百四十四条 第二項及び第一百四十九条第一項において「株主総会等」という。）と、百三十六条の二第一項中「移転会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）」とあるのは、「保険契約者保護機構の理事」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前から」とあるのは、「第一百七十条の六第二項第一号」の規定により読み替えて適用される前条第一項の保険契約者保護機構の総会の会日から」とする。

二 第一百一条から第百五条までの規定（これら規定に係る罰則を含む。）の適用については、その会員であつた保険契約の引受けに係る破綻保険会社が受けていた免許が第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属するものである場合における機構を損害保険会社とみなす。

三 第百十四条の規定の適用については、機構を保険会社である株式会社とみなす。

機構が、第一項の規定により保険業を行う場合には、自動車損害賠償保障法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、当該機構を保険会社又は会員の免許の種類に応じ生命保険会社若しくは損害保険会社とみなす。

（保険契約の再移転における資金援助の申込み）

第二百七十三条の六の二 再移転先保険会社は、その行おうとする保険契約の再移転に係る保険契約の引受けをした機構（以下「引受機構」という。）が当該保険契約の再移転について資金援助（損害担保に限る。）を行うことを、当該引受機構に申し込むことができる。

（引受機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、同項の申込みをした再移転先保険会社その他の関係者に対し、資料の提出を求めることができる。）

（保険契約の再移転における適格性の認定）

第二百七十三条の六の三 前条第一項の場合においては、当該保険契約の再移転を行う引受機構及び再移転先保険会社は、同項の中込みが行われる時までに、当該保険契約の再移転について、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

第二百六十八条第二項から第五項まで（第三項第三号を除く。）の規定は、前項の認定につ

いて準用する。この場合において、同条第一項中「破綻保険会社及び救済保険会社又は破綻保険会社及び救済保険持株会社等」とあるのは、「引受機構及び再移転先保険会社」と、同条第三項中「保険契約の移転等」とあるのは「保険契約の再移転」と、「加入機構」とあるのは「引受機構」と、同条第四項及び第五項中「加入機構」とあるのは「引受機構」と読み替えるものとする。

(保険契約の再移転の協議の相手方の指定等)

第二百七十七条の六の四 内閣総理大臣は、引受機構が保険契約の再移転に係る協議をすべき相手方として保険会社を指定し、当該保険会社にそとの協議に応ずるよう勧告することができる。

2 第二百五十六条第二項及び第三項並びに第二百五十七条の規定は、前項の勧告について準用する。この場合において、第二百五十六条第二項中「破綻保険会社又は破綻保険会社となる蓋然性が高いと認められる保険会社が会員として加入している保険契約者保護機構」とあるのは、「第二百七十七条の六の四第一項の引受機構」と、第二百五十七条第一項中「破綻保険会社」とあるのは、「引受機構」と、「他の保険会社又は保険持株会社等」とあるのは「保険会社」と、同条第三項中「破綻保険会社又は破綻保険会社となる蓋然性が高いと認められる保険会社が会員として加入している保険契約者保護機構」とあるのは、「第二百七十七条の六の四第一項の引受機構」と、「第二百五十七条第一項中「破綻保険会社」とあるのは、「引受機構」と、「他の保険会社」と読み替えるものとする。

3 内閣総理大臣は、引受機構による資金援助が行われることが第一項の勧告に係る保険契約の再移転を行うために不可欠であると認めるとき限り、当該勧告に、前条第一項の規定にかかわらず、第二百七十七条の六の二第一項の申込みを行うことができる旨を付記することができる。

4 第二百六十八条第四項及び第五項の規定は、前項の付記をした場合について準用する。

(保険契約の再移転における資金援助)

限る。)が当該清算保険会社の資産の買取りを行ふことを、当該機構に申し込むことができる。

2 機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、同項の申込みをした清算保険会社その他の関係者に対し、資料の提出を求めるこ

(清算保険会社の資産の買取り)

第二百七十三条の八の三 機構は、前条第一項の申込みを受けたときは、遅滞なく、審査会及び委員会の議を経て、当該申込みに係る資産の買取りを行ふかどうかを決定しなければならない。

2 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により資産の買取りを行うことを決定したときは、当該資産の買取りの申込みを行つた清算保険会社と当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

(課税の特例)

第二百七十三条の九 第二百四十四条(第二百四十九条の九) 八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登記については、登録免許税を課さない。

2 機構が、第二百七十三条の四の規定により会員である破綻保険会社に係る保険契約の引受けをした場合において、同条第八項の規定により締結した保険契約の引受けに関する契約に定められた当該保険契約の引受けに伴う当該破綻保険会社の財産の移転により不動産又は動産に関する権利の取得をしたときは、当該不動産又は動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

3 承継保険会社が第二百七十三条の二第六項の規定による同項第一号に掲げる決定を受けて行う第二百七十三条第一項の規定による適格性の認定を受けた破綻保険会社の保険契約の移転又は当該破綻保険会社との合併(次項において「決定に基づく保険契約の移転等」という。)に由り不動産に関する権利の取得をした場合は、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得した土地又は土地の上に存する権得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

4 承継保険会社が決定に基づく保険契約の移転等により取得した土地又は土地の上に存する権

利の譲渡(租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいう。)は、承継保険会社に係る同条及び同法第六十三条の規定の適用については、同号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

第五節 雜則

(清算手続等における内閣総理大臣の意見等)

第二百七十四条 裁判所は、保険会社等又は外国保険会社等の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

3 第二百二十九条第一項、第二百一条第一項、第二百二十七条第一項及び第二百七十二条の二十第一項の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

(根抵当権の譲渡に係る特例)

第二百七十五条(第二百七十二条の二の二) 前条第三項(同条第五項及び第二百七十二条の二の三第一項第三号において同じ。)の他の保険会社又は当該被管理会社の保険契約の引受け(第二百六十条第九項に規定する保険契約の引受けをいう。第五項において同様。)をする機構(以下この条において「承継保険会社等」という。)に対する保険契約の移転とともにその財産の移転により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。

(根抵当権移転登記等の申請手続の特例)

第二百七十六条(第二百六十六条に規定する承継保険会社をいう。)の期間において、内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

(根抵当権の譲渡による特例)

第二百七十七条(第二百七十二条の二の二の二) 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の場合における根抵当権の担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを内容とする根抵当権の変更の登記は、その申請情報と併せて公告又は催告をしたこと及び根抵当権設定者が同条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を提供しなければならない。

(根抵当権の譲渡による特例)

第二百七十八条(第二百七十二条の二の二の二の二) 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の場合における根抵当権の担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを内容とする根抵当権の変更の登記は、その申請情報と併せて前項に規定する情報を提供したときは、根抵当権者のみで申請することができない。

(業務の継続の特例)

第二百七十九条(第二百七十二条の二の二の二の二の二) 次の各号に掲げる者は、当該被管理会社及び当該承継保険会社等は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は当該被管理会社に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公表し、又はこれを催告することができる。

2 当該根抵当権が譲渡されることにおいても当該根抵当権が当該債権を担保すべきものとすること。

(業務の継続の特例)

第二百八十一条(第二百七十二条の二の二の二の二の二の二) 前項の期間は、二週間を下つてはならない。

(根抵当権の譲渡による特例)

第二百八十二条(第二百七十二条の二の二の二の二の二の二の二) 同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権の譲渡の後においても当該根抵当権が当該債権を担保すべきものとするこ

が、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者と同項の公告又は催告に係る承継保険会社等の合意が、それであったものとみなす。

三 第二百七十二条第一項の認定を受けた破綻保険会社(第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。)との間で当該認定に係る保険契約の移転又は合併をする承継保険会社又は機構、当該保険契約の移転又は合併

一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

四 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の引受けをした機構が他の保険会社に対する保険契約の移転とともにその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。

5 前項の規定は、承継保険会社又は保険契約の引受けをした機構が他の保険会社に対する保険契約の移転とともにその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。

6 前項の規定は、承継保険会社に対する契約に係る業務の利用者の利便等に照らし特別の事務が発生する場合において、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成し、当該計画につき内閣総理大臣の承認を受けたときは、保険契約の移転又は合併の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、当該計画に従い、同項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

第十一章 株主

第一節 通則

(保険会社等の議決権保有に係る届出書の提出)

第二百七十二条(第二百六十二条に規定する保険会社の総株主の議決権の五を超える議決権の百分の五を超える議決権又は一の保険持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権の保有者(国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人(第二百七十二条の十において「国等」という。)を除く。以下この章及び第三百三十三条において「保険議決権大量保有者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、保険議決権大量保有者となつた日から五日(日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。次条第一項において同じ。)以内(保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内)に、次に掲げる事項を記載した届出書(以下この章において「保険議決権保有届出書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 議決権保有割合(保険議決権大量保有者の数を、当該保険会社又は当該保険持株会社の総株主の議決権で除して得た割合をい

う。以下この章において同じ。)に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その

項の認定を受けた救済保険会社(第二百六十条第三項に規定する救済保険会社をいう。)、再承継保険会社又は再移転先保険会社、当該認定に係る保険契約の移転又は合併をする承継保険会社

他の保険会社又は保険持株会社の議決権の保有に関する重要な事項として内閣府令で定める事項

二 商号、名称又は氏名及び住所

三 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。）及びその代表者の氏名

四 事業を行つているときは、営業所の名称及び所在地並びにその事業の種類

2 第二条第十五項の規定は、前項の場合において保険議決権大量保有者が保有する議決権について準用する。

（保険議決権保有届出書に関する変更報告書の提出）

第二百七十七条の四 保険議決権大量保有者は、
一の保険会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権又は一の保険持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権の保有者となつた日の後に、前条第一項各号に掲げる事項の変更があつた場合（議決権保有割合の変更の場合にあつては、百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。）には、内閣府令で定めるところにより、その日から五日以内（保有する議決権の数に増加がない場合その他内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内）に、当該変更に係る報告書（以下この条及び次条において「変更報告書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、議決権保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された議決権保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

2 議決権保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、短期間に大量の議決権を譲渡したものとして政令で定める基準に該当する場合においては、内閣府令で定めるところにより、譲渡の相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しなければならない。

3 保険議決権保有届出書又は変更報告書（以下の節において「提出書類」という。）を提出する日の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更報告書は、第一項本文の規定にかかわらず、提出されていない当該提出書類の提出と同時に内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 提出書類を提出した者は、当該提出書類に記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき

事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書を内閣総理大臣

五日 場合 当該後の基準日の属する月の翌月十
し又は減少した場合その他の前項に規定する
内閣府令で定めるものの重要な変更があつた
場合

有者に対し、当該提出書類に記載すべき事項又は誤解を生じさせないために必要な事実に関して参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(保険議決権大量保有者に対する立入検査)

第二百七十二条の九 内閣総理大臣は、提出書類

は提出しなければならない規定で、第二条第十五項規定は、第一項及び第二項の場合において保険議決権大量保有者が保有する議決権について適用する。(保険議決権保有届出書等に関する特例)

第二百七十二条の五 銀行、金融商品取扱業者
(有価証券関連業を行う者に限る)、信託会社
その他の内閣府令で定める者のうち基準日を内閣総理大臣に届け出た者が保有する議決権を当該義大利系の未だ着手である旨会員登記

四 五
前三号に準ずる場合として内閣府令で定める場合 内閣府令で定める日
前二項の基準日とは、第一項に規定する内閣府令で定める者が内閣府令で定めるところによつて、内閣総理大臣に届出をした三月ごとの月の末日をいう。

四 第二条第十五項の規定は、第一項及び第三項の場合において保険議決権大量保有者が保有する特例対象議決権について準用する。

(訂正報告書の提出命令)

（保険議決権大量保有者に対する立入検査）
二百七十一條の九 内閣総理大臣は、提出書類
のうち重要な事項について虚偽の記載があ
り、又は記載すべき事項のうち重要なもの若し
くは誤解を生じさせないために必要な重要な事
実の記載が欠けている疑いがあると認めるとき
は、当該職員に当該提出書類を提出した保険議
決権大量保有者の事務所その他の施設に立ち入
らせ、当該提出書類に記載すべき事項若しくは
誤解を生じさせないために必要な事実に関し質
問させ、又は当該保険議決権大量保有者の帳簿
書類その他の物件を検査させることができる。
前項の規定による立入り、質問又は検査をす
る職員は、その立入り、質問又は検査の相手方
にその理由を示さなければならぬ。

の保有割合が事実上認められない。内閣府令で定める場合を除く。以下この条において「特例対象議決権」という。に係る保険議決権保有届出書は、第二百七十二条の三第一項の規定にかかるわらず、議決権保有割合が初めて百分の五を超える数となつた基準日における当該議決権の保有状況に関する事項であつて、内閣府令で定めるものを記載したものを、内閣府令で定めるところによ

り、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。特例対象議決権に係る変更報告書（当該議決権が特例対象議決権以外の議決権になる場合の変更に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に提出しなければならない。

前項の保険議決権保有届出書に係る基準日
の後の基準日における議決権保有割合が当該
保険議決権保有届出書に記載された議決権保
有割合より百分の一以上増加し又は減少した
場合その同一項目に規定する内閣府令で定め
たものの重要な変更があつた場合 当該後
の基準日までの間一ヶ月以内に

二 基準日の属する月の翌月十五日
当該保険議決権保有届出書に係る基準日の
属する月の後の月の末日において議決権保有

届けられた月の末日に限り、該該枠体割合が大幅に増加し又は減少した場合として内閣府令で定める基準に該当することとなつ

三 た場合 当該末日の属する月の翌月十五日
変更報告書に係る基準日の後の基準日にお
ける議決権保有割合が当該変更報告書に記載
された議決権保有割合より百分の一以上増加

合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は日本における代表者であつた者（これらに類する役職にあつた者を含む。）でその取消しの日から五年を経過しない者

二 第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十九条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政处分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

三 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、少額短期保険業者に対し、その少額短期保険業を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。

四 少額短期保険業者は、政令で定めるところに、当該少額短期保険業者に要する供託金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつている金額（以下この条において「契約金額」という。）につき前項の規定により供託する供託金の全部又は一部を供託しないことができる。

五 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、少額短期保険業者と前項の契約を締結した者又は当該少額短期保険業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができ

る。

六 少額短期保険業者は、第一項の規定により供託する供託金（第二項の規定により同項の金銭の供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む。）につき供託又は第三項の契約の締結を行つた金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずる。その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ少額短期保険業を開始してはならない。

七 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

八 少額短期保険業者は、第六項の権利の実行その他理由により、供託金の額（契約金額を含む。）が第一項の政令で定める額に不足するこどとなつたときは、内閣府令で定める日から二週間に内にその不足額につき供託又は第三項の契約の締結（第三百十九条第十号において単に「供託」という。）を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。内閣府令で定める有価証券をもつてこれに充てることがができる。

九 第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託した供託金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、取り戻すことができる。

一 第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録が第二百七十二条第一項の登録が取り消されたとき。

二 第二百七十二条第一項の登録が第二百七十二条第一項又は第三項の規定によりその効力を失つたとき。

三 第二項に定めるもののほか、供託金に関し必要な事項は、内閣府令、法務省令で定める。

（少額短期保険業者責任保険契約）

二 第二百七十二条の六 少額短期保険業者は、政令で定めるところにより、少額短期保険業者責任保険契約を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に応じて前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金の一部を供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができる。

二 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、前項の少額短期保険業者責任保険契約を締結した少額短期保険業者に対し、前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金につき供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができる。

二 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、前項の少額短期保険業者責任保険契約を締結した少額短期保険業者に対し、前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金につき供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができる。

（取締役等の兼職制限）

二 第二百七十二条の十 少額短期保険業者の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社については、執行役）は、他の会社の常務に従事する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

二 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認める場合を除き、これを承認しなければならない。

（業務の範囲）

二 第二百七十二条の十一 少額短期保険業者は、少額短期保険業及びこれに付随する業務を行うことができ

(事業費等の償却等に関する規定の準用)

条、第一百六十六条第一項及び第三項、第一百七十七条並びに第百二十一条から第百二十二条までの規定は少額短期保険業者について、第一百四十四条の規定は少額短期保険業者である株式会社について、それぞれ準用する。この場合において、第一百六十六条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、第一百二十一条第一項第一号中「内閣府令で定める保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて」とあるのは「保険料が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により算出されているかどうか、責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により」と読み替えるものとする。

第四節 監督

(事業方法書等に定めた事項の変更)
第二百七十二条の十九 少額短期保険業者は、第

二百七十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合は、あらかじめ当該変更しようとする旨を

内閣総理大臣に届け出なければならない。
少額短期保険業者は、前項の規定による届出
が第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書
類に定めた事項の変更である場合には、当該書
類に定めた保険料及び責任準備金の算出方法
が、保険数理に基づき合理的かつ妥当なもので
あると認められることについて、保険計理人が
確認した結果を記載した意見書を提出しなけれ
ばならない。

3 前項の意見書に關し必要な事項は、内閣府令
ばならない。

（事業方法書等に定めた事項の変更の届出等）
第二百七十二条の二十 前条の規定による届出があつた場合は、内閣総理大臣が当該届出を受理した日の翌日から起算して六十日を経過した日（当該届出が第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に定めた事項のみの変更に係るものである場合は、当該届出を受理した日の翌日）に、当該届出に係る変更があつたものとす
る。

を相当と認める期間に短縮することができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該届出

つた少額短期保険業
る。

の議決権について準用す

な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

(事業方法書等に定めた事項の変更命令)

保険業者に対し、期限を付して同号に掲げる書類に定めた事項の変更を命ずることができる。
（保険料の算出方法、保険金算定令（ひよこ

保険料の算出方法が「保険金等割合」(毎決算期において、その事業年度に保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金その他の給付金(これに準ずるものとして内閣府令で定

（余て得た割合を）う。）その他の又支り
受け取った保険料として内閣府令で定めるもの
を含む。）を、当該保険契約により
受け取った保険料として内閣府令で定めるもの

二 責任準備金の算出方法が、保険数理に基づいて設計されたものである。その他の取扱いの状況に照らして、保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであると認められないとき。

き合理的かつ妥当なものであると認められないとき。
内閣總理大臣は、前項に規定する場合のま

内閣総理大臣に、官公吏が定めて不法行為か、少額短期保険業者の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、少額短期保険業者に損害を及ぼすおそれがあると認められるときは、その旨を

期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該少額短期保険業者に対

し、その必要の限度において、第二百七十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項の変更を命ずることができる。

(業務改善命令)
第二百七十二条の二十五 内閣総理大臣は、少額豆期保険業者の業務若しくは財産又は少額豆期

保険業者等の財産に照らして、当該少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、民営化の方針の実現と

適切な運営を確保し、保険会社等の保護を図るために必要があると認めるときは、当該少額短期保険業者に対し、措置を講すべき事項及び期

限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命じ、その他監督上必要な措置を命ず

2 前項の規定による命令であつて、少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実の状況によることができる。

つて必要があると認めるときにするものは、少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実の

状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならない。

(登録の取消し等)

第二百七十二条の二十六 内閣総理大臣は、少額短期保険業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、期限を付して当該少額短期保険業者の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第二百七十二条第一項の登録を取り消すことができる。

一 第二百七十二条の四第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十一号に該当したとき。

二 不正の手段により第二百七十二条第一項の登録を受けたとき。

三 小規模事業者でなくなつたとき、その他法令の規定に違反したとき。

四 法令に基づく内閣総理大臣の处分又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。

五 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、少額短期保険業者の取締役、執行役、会計参与又は監査役が第二百七十二条の四第一項第十号イからまでのいずれかに該当することとなつたとき、法令の規定に違反する行為をしたとき、又は前項第四号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該少額短期保険業者に対し当該取締役、執行役、会計参与又は監査役の解任を命ずることができ。登録を取り消すことができる。

(保険契約の移転に関する規定の準用)

第二百七十二条の二十九 第百三十条の規定は、少額短期保険業者について準用する。

第一項中「外国保険会社等」とあるのは、「外国保険会社等及び少額短期保険業者」と読み替えるものとする。

(事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託に関する規定の準用)

第二百七十二条の三十 第百四十二条の規定は、少額短期保険業者を全部又は一部の当事者とする事業の譲渡又は譲受けについて準用する。

2 第七章第三節の規定は、少額短期保険業者がその業務及び財産の管理の委託をする場合について準用する。この場合において、第一百四十四条第一項中「外国保険会社等（内閣府令で定めるものを除く）」とあるのは、「外国保険会社等（内閣府令で定めるものを除く）及び少額短期保険業者」と読み替えるものとする。

第六節 株主

第一款 少額短期保険主要株主

(少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者に係る承認等)

第二百七十二条の三十一 次に掲げる取引若しくは行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者にならうとする者又は少額短期保険業者の主要株主基準値以上上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしてようとする者（第二百七十二条の三第一項に規定する国等、第二百七十二条の三十五第一項に規定する持株会社にならうとする会社、同項に規定する者及び少額短期保険業者を子会社としようとする第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を除く。）は、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けるべき。

2 内閣総理大臣は、第一項の承認を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときも、同様とする。

3 以上的数の議決権の保有者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、第一項の承認を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者若しくは少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の承認を受けることなく猶予期限日後も少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である者に対し、当該少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

5 第二条第十五項の規定は、前各項の場合において、少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者が保有する議決権について準用する。

(承認申請手続)

第二百七十二条の三十二

前条第一項又は第二項

2

一 当該議決権の保有者にならうとする者による少額短期保険業者の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該議決権の保有者にならうとする者がそ

の主要株主基準値以上の数の議決権を保有している会社による第二百七十二条第一項の登録を受ける行為

3 その他政令で定める取引又は行為

4 内閣総理大臣は、第二百七十二条の三十一第一項又は第二項に記載した承認申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 議決権保有割合（当該承認を受けようとする者の保有する当該承認に係る少額短期保険業者の議決権の数を、当該少額短期保険業者の総株主の議決権で除して得た割合をいう。）

6 法人申請者等及びその子会社（子会社となる会社を含む。）の財産及び収支の状況に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあること。

7 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

8 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

9 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

10 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

11 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

12 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

13 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

14 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

15 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

16 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

17 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

18 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

19 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

20 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

21 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

22 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

23 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

24 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

25 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

26 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

27 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

28 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

29 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

30 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

31 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

32 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

33 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

34 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

35 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

36 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

37 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

38 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

39 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

40 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

41 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

42 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

43 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

44 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

45 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

46 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

47 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

48 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

49 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

50 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

51 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

52 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

53 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

54 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

55 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

56 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

57 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

58 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

59 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

60 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

61 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

62 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

63 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

64 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

65 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

66 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

67 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

68 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

69 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

70 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

71 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

72 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

73 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

74 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

75 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

76 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

77 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

78 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

79 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

80 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

81 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

82 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

83 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

84 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

85 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

86 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

87 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

88 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

89 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

90 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

91 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

92 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

93 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

94 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

95 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

96 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

97 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

98 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

99 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

100 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

101 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

102 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

103 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

104 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

105 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

106 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

107 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

108 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

109 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

110 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

111 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

112 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

113 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

114 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

115 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

116 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

117 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

118 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

119 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

120 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

121 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

122 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

123 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

124 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

125 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

126 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

127 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

128 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

129 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

130 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

131 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

132 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

133 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

134 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

135 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

136 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

137 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

138 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

139 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

140 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

141 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

142 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

143 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

144 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

145 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

146 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

147 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

148 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

149 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

150 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

151 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

152 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

153 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

154 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

155 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

156 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

157 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

158 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

159 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

160 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

161 法人申請者等が、次のいずれ

され、第二百五条若しくは第二百六条の規定により第一百八十五条第一項の免許を取り消され、第二百三十三条の規定により第二百十九条第二項の免許を取り消され、第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百三十二条の規定により第二百九十条第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）（監督上の処分）の規定により同法第十二条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者。

(2) 第二百七十二条の四第一項第八号に規定する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けた日から五年を経過しない者。

(3) 役員のうちに心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者、第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十二条第一項第三号（取締役の資格等）に掲げる者又は第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれかの前号に掲げる場合以外の場合にあっては、次のように該当するとき。

イ 取得資金に関する事項、保有的目的その他の当該申請者による少額短期保険業者の主要株主基準以上の数の議決権の保有に関する事項に照らして、当該申請者がその規定により読み替えて適用する会社法第三百三十二条の三十一から第二百七十二条の十四まで及び第二百七十二条の十六の規定は、少額短期保険業者の主要株主基準以上の数の議決権の保有者である少額短期保険業者の主要株主（第二百七十二条の三十一から第二百七十二条の三十一まで）に掲げる取引若しくは行為についての事由により少額短期保険業者の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるもの）を除く。）、

二 当該会社の子会社による第二百七十二条第一項の登録を受ける行為

三 その他の政令で定める取引又は行為

四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社（指名委員会等を置く株式会社をいう。）にあつては取締役及び執行役）の氏名

五 本店その他の営業所の名称及び所在地を添付しなければならない。

第二百七十二条の三十四 第二百七十二条の十二から第二百七十二条の十四まで及び第二百七十二条の十六の規定は、少額短期保険業者の主要株主基準以上の数の議決権の保有者である少額短期保険業者の主要株主（第二百七十二条の三十一から第二百七十二条の三十一まで）に掲げる取引若しくは行為についての事由により少額短期保険業者の議決権の保有に関する承認を受け、同項の承認を受けて設立され、又は同条第二項ただし書の承認を受けている者をいう。（以下同じ。）について準用する。この場合において、第二百七十二条の三十五第一項又は第三項ただし書に該当する者は、当該事由の生じた日の属する事業年度終了後三月以内に、当該会社が少額短期保険業者を子会社とする持株会社になつた会社（以下「特定少額短期持株会社」という。）は、当該事由の生じた日の属する事業年度終了後三月以内に、当該会社が少額短期保険業者を子会社とする持株会社になつた旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二中「第二百二十八条第一項」とあるのは、「第二百二十二条の二十二第一項」と、「第二百七十二条の二十二第一項」とあるのは、「第二百七十二条の三十一第一項」と、「第二百七十二条の三十一第一項」とあるのは、「第二百七十二条の三十一第一項」である。

口 当該申請者の財産の状況（当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。）に照らして、当該申請者がその主要株主基準以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準以上の数の議決権の保有者となる少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあること。

ハ 当該申請者が、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあっては、当該代理人が当該内閣府令で定める者、第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項第三号に掲げる者又は第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）

(2) 第十二条第一項の規定により読み替えられて適用する会社法第三百三十二条第一項第三号に掲げる者又は第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者であるものに限る。

第二百七十二条の三十五 次に掲げる取引若しくは行為により少額短期保険業者を子会社とする持株会社になろうとする会社又は少額短期保険業者を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による少額短期保険業者の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該会社の子会社による第二百七十二条第一項の登録を受ける行為

三 その他の政令で定める取引又は行為

四 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により少額短期保険業者を子会社とする持株会社になつた会社（以下「特定少額短期持株会社」という。）は、当該事由の生じた日の属する事業年度終了後三月以内に、当該会社が少額短期保険業者を子会社とする持株会社になつた旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二中「第二百二十八条第一項」とあるのは、「第二百二十二条の三十一第一項」と、「第二百七十二条の三十一第一項」とあるのは、「第二百七十二条の三十一第一項」である。

過する日（以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。）までに少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。ただし、当該特定少額短期持株会社が、猶予期限日後も引き続き少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなるたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなつたときも、同様とする。

4 特定少額短期持株会社は、前項の規定による措置により少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなつたときも、同様とする。

5 内閣総理大臣は、第一項の承認を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により少額短期保険業者を子会社とする持株会社になつた会社若しくは少額短期保険業者を子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただし書の承認を受けることなく猶予期限日後も少額短期保険業者を子会社とする持株会社である会社に對し、少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第二百七十二条の三十六 前条第一項又は第三項ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 議決権保有割合に関する事項、取得資金に関する事項、保有的目的その他の少額短期保険業者の議決権の保有に関する重要な事項として内閣府令で定める事項

2 第二百七十二条の三十七 内閣総理大臣は、第二百七十二条の三十五第一項又は第三項ただし書に該当する者は、当該事由の生じた日の属する事業年度終了後三月以内に、当該会社が少額短期保険業者を子会社とする持株会社になつた旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

二中「第二百二十八条第一項」とあるのは、「第二百二十二条の三十一第一項」と、「第二百七十二条の三十一第一項」とあるのは、「第二百七十二条の三十一第一項」である。

3 特定少額短期持株会社は、前項の事由の生じた日の属する事業年度の終了の日から一年を経過する。

（保険媒介業務を行う者に限る。第十一号口において同じ。）の役員若しくは保険契約の締結の媒介を行う使用人

八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号、次号又は第十一号口のいずれかに該当するもの

九 法人でその役員のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当する者

十 個人でその保険募集を行う使用人のうちに第七号又は次号ロに該当する者のあるもの

十一 法人でその役員又は保険募集を行う使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ 第七号に該当する者

ロ 金融サービス仲介業者

内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、登録申請者にその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求め、内閣総理大臣の指定する職員をして意見を聴取させ、又はその他の方法により、査明のための証拠を提出する機会を与えるなければならない。

前項の場合において、内閣総理大臣は、証明のための証拠を提出する機会を付与された者が、正当な理由がないのに、証拠を提出しないときは、登録を拒否することができる。

内閣総理大臣は、第一項又は前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更等の届出等）

第二百八十一条 特定保険募集人が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第二百七十七条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき 当該変更に係る特定保険募集人

二 保険募集の業務を廃止したとき 特定保険募集人であった個人又は特定保険募集人であつた法人を代表する役員

三 特定保険募集人である個人が死亡したと

四 続
五 特定保険募集人である法人について破産手続開始の決定があったとき その破産管財人の行為。次号において同じ。により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者は、解雇に相当する行爲。又は財団にあつては、合併に相当する行爲。（第二号）

六 特定保険募集人である法人が合併（法人でない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であった者）手続開始の決定以外の理由により解散（法人でない社団又は財団にあつては、その清算人（法人でない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であった者））を行ふとしたとき その清算人（法人でない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であった者）は、届出があつた事項を生命保険募集人登録簿、損害保険代理店登録簿又は少額短期保険募集人登録簿に登録し、その旨を所属保険会社等に通知しなければならない。

七 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者

八 内閣総理大臣は、前項第一号に係る同項の届出を受理したときは、届出があつた事項を生命保険募集人登録簿、損害保険代理店登録簿又は少額短期保険募集人登録簿に登録し、その旨を所属保険会社等に通知しなければならない。

九 特定保険募集人が第一項第二号から第七号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該特定保険募集人の登録は、その効力を失う。

二 前号に規定する申請以外の申請を行う場合
第二百八十二条 生命保険会社（外国生命保険会社等を含む。以下この編において同じ。）又はその委託を受けた者は、他の生命保険会社の生命保険募集人に對して、保険募集の委託又は再委託をしてはならない。

生命保険募集人は、他の生命保険会社の役員若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人を兼ね、又は他の生命保険会社の委託若しくはその委託を受けた者の再委託を受けて保険募集を行い、若しくは他の生命保険会社の委託若しくはその委託を受けた者の再委託を受けて保険募集を行う者の役員若しくは使用人として保険募集を行うことができない。

前二項の規定は、生命保険募集人が二以上の所属保険会社等を有する場合においても、その保険募集に係る業務遂行能力その他の状況に照らして、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める場合には、適用しない。

第二節 所属保険会社等

（所属保険会社等及び保険募集再委託者の賠償責任）

第二百八十三条 所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 所属保険会社等の役員である保険募集人（生命保険会社にあつては、当該役員の使用者である生命保険募集人を含む。）が行う保険募集については、所属保険会社等が当該役員の選任について相当の注意をし、かつ、これら者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

二 所属保険会社等の使用者である保険募集人（生命保険会社にあつては、当該使用者の使用者である生命保険募集人を含む。）が行う保険募集については、所属保険会社等が当該使用者又はその役員若しくは使用者である保険募集人が行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

四 保険募集再委託者の再委託に基づく特定保険募集人又はその役員若しくは使用人である保険募集人（以下この条において「保険募集再受託者等」という。）が行う保険募集については、所属保険会社等が当該保険募集再受託者等に対する再委託の許諾を行うについて相当の注意をし、かつ、当該保険募集再受託者が再委託をするについて相当の注意をし、かつ、当該保険募集再受託者等の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

第一項の規定は所属保険会社等から保険募集に対する求償権の行使を妨げず、また、前項の規定は保険募集再委託者から保険募集再受託者が再委託をするについて相当の注意をし、かつ、当該保険募集再受託者等の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

保険募集再委託者は、保険募集再受託者等が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該保険募集再委託者が再委託をするについて相当の注意をし、かつ、当該保険募集再受託者等の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

民法第七百二十四条（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）及び第七百二十四条の二（人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）の規定は、第一項及び第三項の請求権について準用する。

（所属保険会社等を代理人とする登録の申請等）

第二百八十四条 特定保険募集人又は第二百八十一条第一項第二号から第六号までに定める者は、所属保険会社等を代理人として、第二百七十七条第一項の規定による登録の申請又は第二百八十一条第一項若しくは第三百二条の規定による届出をすることができる。

（特定保険募集人の原簿）

第二百八十五条 所属保険会社等は、内閣府令で定めることにより、当該所属保険会社等に係る特定保険募集人に關する原簿を、その本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは從たる事務所（外国保険会社等の場合にあっては、第八十五条第一項に規定する支店等）に備え置かなければならない。

利害関係人は、必要があるときは、所属保険会社等に対し、前項の原簿の閲覧を求めることができる。

定めるものに限る。次項において「自己契約」という。の保険募集を行つてはならない。

前項の規定の適用については、損害保険代理店又は保険仲立人が保険募集を行つた自己契約に係る保険料の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額が、当該損害保険代理店又は保険仲立人が保険募集を行つた保険契約に係る保険料の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額の五十を超えることとなつたときは、当該損害保険代理店又は保険仲立人は、自己契約の保険募集を行うことをその主たる目的としたものとみなす。

第二百九十六条 削除

(保険仲立人の開示事項)

第二百九十七条 保険仲立人は、顧客から求められたときは、保険契約の締結の媒介に関して当該保険仲立人が受ける手数料、報酬その他の対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。

(結約書の記載事項)

第二百九十八条 保険仲立人に対する商法第五百四十六条第一項(結約書の交付義務等)、(第二百九十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項第二号中「その要領」とあるのは、「内閣府令で定める事項」とする。

(保険仲立人の誠実義務)

第二百九十九条 保険仲立人は、顧客から委託を受けてその顧客のため誠実に保険契約の締結の媒介を行わなければならない。

(指定保険仲立人保険募集紛争解決機関との契約締結義務等)

第二百九十九条の二 保険仲立人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定保険仲立人保険募集紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務を講じなければならない)が存在する場合

二 指定保険仲立人保険募集紛争解決機関が存在しない場合

保険仲立人は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該

手続実施基本契約の相手方である指定保険仲立人保険募集紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区

分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一项第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき、第三百八条の二十

三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止当することとなつたとき、第三百八条の二十

三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第三百八条の二十四第四項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措

置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一项第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定保険仲立人保険募集紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第三百八条の二十三第一項の規定により認められたとき、又は同号の一の指定保険仲立人保険募集紛争解決機関の第三百八条の二第一

項の規定による指定が第三百八条の二十四第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一项第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき、第三百八条の二第二

項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

四 第一项第一号に掲げる場合に該当したこととなつたとき、第三百八条の二第二項の規定によるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせ既に成立している保険契約を消滅させる行為

五 保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

六 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容について誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為

七 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当又は社員に対する剩余金の分配その他将来における保険契約が不確実な事項として内閣府令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為

八 保険契約者又は被保険者に対して、当該保険契約又は被保険者に当該保険会社等又は外国保険会社等の特定関係者(第百条の三(第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。)第三百一条において同じ。)

号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。ただし、第二百九十四条第一項ただし書に規定する保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとし得る行為を除く。)をしてはならない。ただし、

第二百九十四条第一項ただし書に規定する保

保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為については、この限りでない。

一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為

二 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に對して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為

三 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に對して重要な事実を告げる行為を妨げ、又は告げないことを勧める行為

四 保険契約者又は被保険者に対し、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせ既に成立している保険契約を消滅させる行為

五 保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

六 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容について誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為

七 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当又は社員に対する剩余金の分配その他将来における保険契約が不確実な事項として内閣府令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為

八 保険契約者又は被保険者に対して、当該保

に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社(以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。)、当該保険持株会社等の子会社(保険業等及び外國保険会社等を除く。)並びに保険業を行つ者以外の者をいう。)が特別の利益の供与を約し、又は提供していることを知りながら、当該保険契約の申込みをさせた行為

九 前各号に定めるもののほか、保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣総理大臣で定める行為

十 前項第五号の規定は、保険会社等又は外国保険会社等が第四条第二項各号、第一百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類に基づいて行う場合には、適用しない。

第三百条の二 金融商品取引法の準用

2 前項第五号の規定は、保険会社等又は外国保険会社等が第四条第二項各号、第一百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類に基づいて行う場合には、適用しない。

三 第三百条(金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四条の三第五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。)(特定投資家及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定は保険会社等若しくは外國保

会社等又は保険仲立人が行う特定保険契約(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項(定義)に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ(当該保険契約が締結されることにより顧客の支払うこととなる保険金、返戻金その他の給付金の合計額を上回ることとなるおそれをいう。)がある保険契約として内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約の締結について、同章第二節第一款(第二十五条から第三十六条の四まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言、代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客の利益の保護のための体制整備、標識の掲示等、名義貸しの禁止、社債の管

理の禁止等)、第三十七条第一項第一号(広告等の規制)、第三十七条の二(取引態様の事前明示義務)、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項(契約締結前の情報の提供等)、第三十七条の五から第三十七条の七まで(保証金の受領に係る書面の交付、書面等による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等)、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二(禁止行為)、第三十九条第三項(ただし書)、第四項、第六項及び第七項(損失補填等の禁止)並びに第四十条の二から第四十条の七まで(最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等)を除く。)(通則)の規定は保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人が行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定保険契約等」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定保険契約の代理若しくは媒介の業務」と、同法第三十四条(特定投資家の告知義務)中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第一条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)」とあるのは「特定保険契約(保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。)」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又は特定保険契約の締結の代理若しくは媒介を行ふとき」と、「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び保険契約者等(保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者の等をい。以下この項において同じ。)の保護に資するための当該特定保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき事項(次項において「参考事項等」という。)」と、同項第一号

のは「追加するため、当該特定保険契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号（適合性の原則等）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定保険契約等の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に係る部分に限り、第三項を除く。）及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百一条 保険会社等又は外国保険会社等は、その特定関係者（第一百条の二に規定する特定関係者（保険業を行う者に限る。）をいい、外国保険会社等の場合にあつては、第百九十四条に規定する特殊関係者（保険業を行う者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が行う保険契約の締結又はその特定関係者に係る保険募集に関する、次に掲げる行為又は取引をしてはならない。

一 当該特定関係者を保険者とする保険契約の保険契約又は被保険者に対して、特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者を保険者とする保険契約の保険契約若しくは被保険者との間で行う行為又は取引のうち前号に掲げるものに準ずる行為又は取引で、保険募集の公正を害するおそれのあるものとしして内閣府令で定める行為又は取引

第三百二条の二 保険持株会社等及びその子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）は、当該保険持株会社等の子会社である保険会社等若しくは外国保険会社等が行う保険契約の締結又は当該保険会社等若しくは外国保険会社等に係る保険募集に関する、次に掲げる行為又は取引をしてはならない。

一 当該保険会社等又は外国保険会社等を保険者とする保険契約の保険契約又は被保険者との間で行う行為又は取引のうち前号に供する行為

掲げるもののに準ずる行為又は取引で、保険募集の公正を害するおそれのあるものとして内閣府令で定める行為又は取引

第五章 監督

(役員又は使用人の届出)

第三百二条 損害保険代理店、少額短期保険募集人又は保険仲立人は、その役員又は使用人(少額短期保険募集人の役員又は使用人)にあっては、特定少額短期保険募集人に限る。)に保険募集を行わせようとするときは、その者の氏名及び生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。(届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険募集を行わないこととなつたとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。

(帳簿書類の備付け)

第三百三条 特定保険募集人(その規模が大きいものとして内閣府令で定めるものに限るものとし、生命保険募集人にあつては生命保険会社の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限り、少額短期保険募集人にあつては少額短期保険業者の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限る。次条において同じ。)又は保険仲立人は、内閣府令で定めるところにより、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

第三百四条 特定保険募集人又は保険仲立人は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三ヶ月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

第三百五条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定保険募集人又は保険仲立人に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所に立ち入りらせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に特に必要な限度において、特定保険募集人若しくは保険仲立人と保険募集の業務に関して取引する者若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

しくは当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上）の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。（以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者の施設に立ち入りらせ、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人に対する質問若しくは検査に必要な事項に関する該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者に対し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

特定保険募集人若しくは保険仲立人と保険募集の業務に関して取引する者又は当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

（業務改善命令）

第三百六条 内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人の業務の運営に関し、保険契約者等の利益を害する事実があると認めるときは、保険契約者等の保護のため必要な限度において、当該特定保険募集人又は保険仲立人に對し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第三百七条 内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 特定保険募集人が第二百七十九条第一項第一号から第三号まで、第四号（この法律に相当する外國の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号、第七号、第八号（同項第六号に係る部分を除く。）、第九号（同項第六号に係る部分を除く。）、第十号若しくは第十一号のいずれかに該当することとなつたとき、又は保険仲立人が第二百八十九条第一項第一号から第三号まで、第四号（この法律に相当する外國の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号、第七号、第八号（同項第六号に係る部分を除く。）、第九号（同項第六号に係る部分を除く。）

除く。) 若しくは第十号のいずれかに該当することとなつたとき。

除く。) 若しくは第十号のいずれかに該当することとなつたとき。
二 不正の手段により第二百七十六条又は第一百八十六条の登録を受けたとき。
三 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき、その他保険募集に関する著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。)であること。

た者で、その取消しの日から五年を経過しない者

本
この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがな

第二章 算法设计与分析

二 不正の手段により第二百七十六条又は第一百八十六条の登録を受けたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき、その他保険募集に関する著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

内閣総理大臣は、特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所の所在地を確知できないときは、又は特定保険募集人若しくは保険仲立人の所在（法人である場合にあっては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めることにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定保険募集人又は保険仲立人から申出がないときは、当該特定保険募集人又は保険仲立人の登録を取り消すことができる。

前項の規定による処分については、行政手続法第三章（不利益処分）の規定は、適用しない。

二 第三百八条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者と

第三二 記憶與通

二 宋書

第三〇

二 不正の手段により第二百七十六条又は第一百八十六条の登録を受けたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき、その他保険募集に関する著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

内閣総理大臣は、特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所の所在地を確知できないとき、又は特定保険募集人若しくは保険仲立人の所在（法人である場合にあっては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定保険募集人又は保険仲立人から申出がなないときは、当該特定保険募集人又は保険仲立人の登録を取り消すことができる。

前項の規定による処分については、行政手続法第三章（不利益処分）の規定は、適用しないこととなつたとき。

通知しなければならない。この場合において、当該所属保険会社等は、第二百八十五条第一項に規定する原簿から当該特定保険募集人に係る記載を消除しなければならない。

一 第二百八十一条第三項の規定により第二百七十六条又は第二百八十六条の登録を取り消したとき。

十六条の登録がその効力を失ったとき、又は第二百九十条第三項の規定により第二百八十一条の登録がその効力を失ったとき。

内閣総理大臣は、前項の規定により特定保険募集人に係る登録を抹消したときは、当該特定期間保険募集人に係る所属保険会社等にその旨を

ることとなつたとき。二 不正の手段により第一百七十六条又は第一百八十六条の登録を受けたとき。三 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき、その他保険募集に関する著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

内閣総理大臣は、特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所の所在地を確知できないとき、又は特定保険募集人若しくは保険仲立人の所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定保険募集人又は保険仲立人から申出がなされたときは、当該特定保険募集人又は保険仲立人の登録を取り消すことができる。

前項の規定による処分については、行政手続法第三章（不利益処分）の規定は、適用しない。

一 前条第一項の規定により第二百二十六条は第二百一十六条によつて、内閣総理大臣は、次に掲げる場合に登録の抹消等）

法文 · 导言

を待候するは吉川

身に深くは祝へ云ふをこの深きに人一ノ

場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。二において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつ

二 第三百八条の二十四第一項の規定により
この項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法会合の規定により当該外国において受けている
当該指定に類する行政処分を取り消され
今はする形を含む)に処せられその形の執行を終わり、又はその刑の執行を受け受け
ることがなくなった日から五年を経過しな
い者

二 第三百八十八条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定められたものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。
イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法合に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。

清楚是「○」當是「×」兩者

卷之三

卷一 漢字（上）——漢語音韻學研究

びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第三百八条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合

付されたものに限る)を述べた保険業関係業者の数の保険業関係業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が

五 本い者この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

七 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- 五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者
- 4 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員（以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入保険業関係業者の顧客が当該保険業務等関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者であると認められるものとの他の事由により紛争解決手続を行うのに適当ないと認めるとき、又は当事者が不正当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。
- 5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。
- 6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第三百八条の七第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。）をすることができる。
- 7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。
- 8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入保険業関係業者の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。
- 一 当該顧客が支払う料金に関する事項
- 二 第三百八条の七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行
- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

- 9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。
- 一 保険業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日
- 二 保険業務等関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称
- 三 紛争解決委員の氏名
- 四 紛争解決手続の実施の経緯
- 五 紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの（時効の完成猶予）
- 2 第三百八条の十四 紛争解決手続によつては保険業務等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該保険業務等関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。
- 2 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第三百八条の二十三第一項の規定により認可され、又は第三百八条の二第一項の規定による指定が第三百八条の二十四第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施された保険業務等関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該保険業務等関連紛争の当事者が第三百八条の二十三第三項若しくは第三百八条の二十四第四項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。（訴訟手続の中止）
- 第三百八条の十五 保険業務等関連紛争について
- 当該保険業務等関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該保険業務等関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 保険業関係業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めたときに、当該事業年度に係る紛争解決等業務
- 第一 当該保険業務等関連紛争について、当該保険業務等関連紛争の当事者間ににおいて紛争解決手続が実施されていること。
- 二 前号の場合のほか、当該保険業務等関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該保険業務等関連紛争の解决を図る旨の合意があること。
- 二 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
- 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しても、不服を申し立てることができない。
- 2 受訴裁判所は、加入保険業関係業者の名簿（縦覧）（加入保険業関係業者の名簿の縦覧）を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 第三章 監督
- 第三百八条の十六 指定紛争解決機関は、加入保険業関係業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 第三百八条の十七 指定紛争解決機関でない者は（金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項（紛争解決等業務を行つて者）の指定）の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号で指定紛争解決機関であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

- 第一 当該保険業務等関連紛争について、前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。（報告微収及び立入検査）
- 2 内閣総理大臣は、紛争解決機関の公正かつ確かな遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に關し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の當業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ確かな遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入保険業関係業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくはこれらの帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- （業務改善命令）
- 第三百八条の二十一 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に關し、紛争解決等業務の公正かつ確かな遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。
- 2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。
- 一 第三百八条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第三百八条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第三百八条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなる場合

二 第三百八条の五、第三百八条の六、第三百八条の九又は第三百八条の十三の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

（紛争解決等業務の休廃止）

第三百八条の二十三 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止（次項に規定する理由によるものを除く。）をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続（他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（以下この項において「委託紛争解決機関」という。）から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第四項において同じ。）が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入保険業関係業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。（指定の取消し等）

第三百八条の二十四 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三百八条の二第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第三百八条の二第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二 不正の手段により第三百八条の一第一項の規定による指定を受けたとき。

三 法令又は法令に基づく处分に違反したときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第三百八条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第三百八条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第三百八条の二第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかつたことが判明した場合

二 第三百八条の五、第三百八条の六、第三百八条の九又は第三百八条の十三の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により第三百八条の二第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で告示するものとする。

4 第一項の規定により第三百八条の二第一項の規定による指定の取消しの処を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入保険業関係業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は停止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。（保険契約の申込みの撤回等）

第三百九条 保険会社等若しくは外国保険会社等に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者（以下この条において「申込者等」という。）

1 申込者等は、次に掲げる場合を除き、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四項第一号において同じ。）によりその保険契約の申込みの撤回又は解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行ふことができる。

一 申込者等が、内閣府令で定めるところにより、保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合において、その交付をされた日と申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して八日を経過したとき。

二 申込者等が、営業若しくは事業のために、又は営業若しくは事業として締結する保険契約として申込みをしたとき。

三 一般社団法人若しくは一般財團法人、特別の法律により設立された法人、法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの又は国若しくは地方公共団体が保険契約の申込みをしたとき。

四 当該保険契約の保険期間が一年以下であるとき。

五 当該保険契約が、法令により申込者等が加入を義務付けられているものであるとき。

六 申込者等が保険会社等、外国保険会社等、特定保険募集人若しくは保険仲立人又は金融サービス仲介業者（保険媒介業務を行う者に限る。）の営業所、事務所その他の場所において保険契約の申込みをした場合その他の場合で、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして政令で定める場合

前項第一号の場合において、保険会社等又は外国保険会社等、同号の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険会社等又は外国保険会社等は、当該書面を交付したものとみなす。

7 特定保険募集人その他の保険募集を行う者は、保険契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該保険契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

8 保険仲立人その他の保険募集を行う者は、保険会社等又は外国保険会社等に保険契約の申込みの撤回等に伴い損害賠償その他の金銭を支払った場合において、当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払を、申込みの撤回等をした者に対し、請求することができない。

9 保険契約の申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等は、その効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行つた者が、申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由の生じたことを知つているときは、この限りでない。

10 第一項及び第四項から前項までの規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（認可等の条件）

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るために要最小限のものでなければならぬ。

5 保険会社等又は外国保険会社等は、保険契約の申込みの撤回等があつた場合には、申込者等に対し、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する保険料として内閣府令で定める額については、この限りでない。

6 保険会社等又は外国保険会社等は、保険契約の申込みの撤回等があつた場合において、当該保険契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該保険契約に係る保険料の前払として受領した金銭のうち前項の内閣府令で定める額については、この限りでない。

7 特定保険募集人その他の保険募集を行つた場合において、当該保険契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

8 保険仲立人その他の保険募集を行う者は、保険会社等又は外国保険会社等に保険契約の申込みの撤回等に伴い損害賠償その他の金銭を支払つた場合において、当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払を、申込みの撤回等をした者に対し、請求することができない。

9 保険契約の申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等は、その効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行つた者が、申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由の生じたことを知つているときは、この限りでない。

10 第一項及び第四項から前項までの規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（認可等の条件）

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るために要最小限のものでなければならぬ。

(検査職員の証票の携帯及び提示等)
第三百十一条 第百二十二条の二第四項、
第一百一

四 第二百四十一條第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分に掲げる处分により当該各号に定める機構の業務が行われたならば、機構の利用可能な資金の状況が著しく悪化し保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に關し、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二百六十八条第一項、第二百七十条第一項、第二百七十三条の三の十二第一項若しくは第二百七十条の六の第三第一項の認定又は第二百六十九条第一項、第二百七十条の三の十三第三項若しくは第二百七十七条の六の四第三項の付記 保険契約の移転等（第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。）、保険契約の承継（同条第七項に規定する保険契約の承継をいう。）、保険契約の再承継（同条第八項に規定する保険契約の再承継をいう。）又は保険契約の再移転（同条第十一項に規定する保険契約の再移転をいう。）のための第二百六十五条の二十八第一項第三号に規定する資金援助

二 第二百七十二条第一項の認定 第二百六十五条规定の二十八第一項第五号に規定する保険契約の受受け

（財務大臣への通知）

第三百十一条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる处分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第三百第一条、第二百八十五条第一項若しくは第二百十九条第一項の規定による免許又は第二百七十二条第一項の規定による登録

二 第二百六十六条第四項（第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当する保険会社その他の中府令・財務省令で定める保険会社を子会社としようとする場合に限る。）、第二百三十九条第一項（第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第二百四十二条（第二百七十二条の三十第一項において準用する場合を含む。）、第二百五十三条第一項、第二百六十七条第一項、第二百八条、第二百三十三条、第二百七十七条の十第一項若しくは第二項ただし書、第二百七十七条の十八第一項若しくは第三項ただし書、第二百七十七条の二十一第一項から第三項まで、第二百七十二

三項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第一百一十三条第三項（第一百四十九条及び第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）若しくは第二百七十二条の二十第一項（第二百七十二条の二十第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

二 第百二十八条第一項若しくは第二項、第二百条第一項若しくは第二項、第二百二十六条第一項若しくは第二項、第二百七十二条の十八、第二百七十二条の十一（第二百七十二条の三十四第一項において準用する場合を含む。）、第二百七十七条の二十七第一項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）又は第二百七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第百二十九条第一項若しくは第二項、第二百一条第一項若しくは第二項、第二百二十七条第一項若しくは第二項、第二百七十二条の九第一項、第二百七十二条の十三第一項（第二百七十二条の三十四第一項において準用する場合を含む。）、第二百七十七条の二十八第一項若しくは第二項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二百七十二条の二十三第一項若しくは第二百七十二条の二十三第一項の規定による命令による命令に違反した者

四 第百七十九条第一項（第二百十二条第五項及び第二百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五百 第百七十九条第一項において準用する第二百二十九条第一項若しくは第二百七十二条の二第十一項、第二百十二条第五項において準用する第二百条第一項又は第二百三十五条第五項において準用する第二百二十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六 第百七十九条第二項において準用する第二百二十九条第一項若しくは第二百七十二条の二第十三第一項、第二百十二条第五項において準用する第二百一条第一項、第二百三十五条第五項において準用する第二百二十七条第一項又は第二百七十二条の二第十九条第一項、第二百一条第一項、第二百二十七条第一項若しくは第二百七十二条の二百二十七条第一項若しくは第二百七十二条の二百二十九条第一項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第二百七十七条の三十第一項（第二百七十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令（取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。）に違反した者

八 第三百十条第一項の規定により付した条件（第二百七十二条の十八第一項若しくは第三項ただし書の規定による認可又は第二百七十二条の三十五第一項若しくは第三項ただし書の規定による承認に係るものに限る。）に違反した者

第三百七十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十九条第八項（第二百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二又は第三百条の二において準用する信託業法第十一条第五項の規定に違反して、保険金信託業務を開始した者

二 第九十九条第八項（第二百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二又は第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者

三 第二百七十二条の二第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第二百七十五条第一項各号に掲げる者でない者であつて、保険募集を行つた者

五 不正の手段により第二百七十六条又は第二百八十六条の登録を受けた者

六 第二百九十二条第五項の規定に違反した者

七 第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（運用実績連動型保険契約に係るものを除く。）をした者又は同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をした者

八 第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

九 第三百七一条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

十 第三百八条の四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第三百十七条の三 前条第二号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 金融商品取引法第一百九条の二（混和した財産の没収等）及び第一百九条の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「保険業法第三百十七条の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二）の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「保険業法第三百十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

第三百十八条 第二百四十条の十、第二百四十七条の三又は第二百六十五条の二十一の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百十八条の二 被調査会社の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは支

配人その他の使用者又はこれらの者であつた者が第二百四十四条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 被管理会社の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは支配人その他の使用者又はこれららの者であつた者が第二百四十七条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

三 第三百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九十九条第八項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二又は第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 第九十九条第八項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二又は第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）において準用する信託業法第二十四条の二又は第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項の規定に違反した者

四 第九十九条第八項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号から第四号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

五 第九十九条第八項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十六条第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

又は特定少額短期主要株主であつた者を含み、特定主要株主又は特定少額短期主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険持株会社若しくは少額短期保険持株会社（保険持株会社又は少額短期保険持株会社が保険持株会社又は少額短期保険持株会社でなくなりた場合における当該保険持株会社又は少額短期保険持株会社であつた会社を含む。）の額短期保険持株会社又は少額短期保険持株会社が取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社若しくは特定少額短期持株会社（特定持株会社又は特定少額短期持株会社が保険会社等を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社又は特定少額短期持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 削除
二 第八条第一項、第一百九十二条第五項又は第二百七十二条の十第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

三 この法律又はこの法律において準用する会社の規定による登記を怠つたとき。

四 この法律若しくはこの法律において準用することを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

五 この法律又はこの法律において準用する会社の規定による開示をすることを怠つたとき。

六 この法律又はこの法律において準用する会社の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧若しくは謄写又は書類の原本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七 この法律又はこの法律において準用する会社の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八 この法律又はこの法律において準用する会社の規定する事項について、官庁、社員総会、総代会、創立総会、保険契約者総会、保險契約者総代会、社債権者集会又は債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事實を隠蔽したとき。

九 定款、社員総会、総代会、創立総会、取締役会、重要財産委員会、社債権者集会若しくは債権者契約者総代会、社債権者集会若しくは債権者集会の議事録、社員の名簿、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、第五十四条の三第二項若しくは第二百八十一条の十七において準用する会社法第四百九十四条第一項の附則明細書、会計参与報告、監査報告、会計監査報告、決算報告、社債原簿、財産目録、事務報告又は第六十一条の五において準用する同法第六百八十二条第一項若しくは第六百九十五条第一項、第一百六十五条の二第一項、第一百六十五条の九第一項、第一百六十五条の十三第一項、第一百六十五条の十五第一項、第一百六十五条の十九第一項若しくは第二百六十五条の二十四第二項若しくは第二百六十五条の十二において準用する場合を含む。）、第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第二百六十五条の七第二項（第二百六十五条の十二において準用する場合を含む。）、第二百六十五条の十一第二項（第二百六十五条の二十において準用する場合を含む。）、第二百六十五条の二十四第二項若しくは第二百七十三条の四第二項若しくは第二百七十三条の十二第一項から第三項まで、第二百五十二条第一項（第二百七十七条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百五十五条の二十四第二項若しくは第二百五十五条の二十一第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十 この法律又はこの法律において準用する会社の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

十一 正當な理由がないのに、社員総会、総代会、創立総会、保険契約者集会又は保険契約者総代会において、社員にならうとする者、社員、総代又は保険契約者の求めた事項について説明をしなかつたとき。

十二 第五十五条、第五十六条から第五十九条まで、第九十五条第四項、第一百十二条第二項（第二百九十九条において準用する場合を含む。）又は第二百五十五条（第二百九十九条及び第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金若しくは積立金を計上せず、若しくは積み立てず、又はこれらを取り崩したとき。

十三 第十七条第二項若しくは第四項（これら

の規定を第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七十条第二項若しくは第二百六十五条の七第四項（第二百六十五条

八 この法律又はこの法律において準用する会社の規定する事項について、官庁、社員総会、総代会、創立総会、保険契約者総会、保險契約者総代会、社債権者集会又は債権者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事實を隠蔽したとき。

九 定款、社員総会、総代会、創立総会、取締役会、重要財産委員会、社債権者集会若しくは債権者契約者総代会、社債権者集会若しくは債権者集会の議事録、社員の名簿、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、第五十四条の三第二項若しくは第二百八十一条の十七において準用する会社法第四百九十四条第一項の附則明細書、会計参与報告、監査報告、会計監査報告、決算報告、社債原簿、財産目録、事務報告又は第六十一条の五において準用する同法第六百八十二条第一項若しくは第六百九十五条第一項、第一百六十五条の二第一項、第一百六十五条の九第一項、第一百六十五条の十三第一項、第一百六十五条の十五第一項、第一百六十五条の十九第一項若しくは第二百六十五条の二十四第二項若しくは第二百七十三条の四第二項若しくは第二百七十三条の十二第一項から第三項まで、第二百五十二条第一項（第二百七十七条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百五十五条の二十四第二項若しくは第二百五十五条の二十一第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十 この法律又はこの法律において準用する会社の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき。

十一 正當な理由がないのに、社員総会、総代会、創立総会、保険契約者集会又は保険契約者総代会において、社員にならうとする者、社員、総代又は保険契約者の求めた事項について説明をしなかつたとき。

十二 第五十五条第二項若しくは第四十七条第二項において準用する会社法第三百七十七条第一項第一号の規定若しくは第五十三条の十五において準用する同法第三百五十九条第一項第一号の規定による裁判所の命令又は第四十一条第一項若しくは第四十九条第一項において準用する同法第二百九十九条第一項の規定に違反して、社員総会又は総代会を招集しなかつたとき。

十三 第四十二条第一項において準用する会社法第三百六十五条第二項（第五十三条の二において準用する同法第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二において準用する同法第四百三十条の二十八において準用する同法第四百三十条の二第四項（第五十三条の二十八において準用する同法第四百三十条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定又は第二百八十一条の十四第九項において準用する同法第三百六十五条第二項の規定に違反して、取締役会若しくは清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十四 第五十三条の十一において準用する会社法第三百四十三条第二項又は第三百四十四条第一項において準用する場合において、その請求による請求があつた場合において、その請求に係る事項を社員総会又は総代会の目的としなかつたとき。

十五 第四十一条第二項若しくは第四十七条第二項において準用する会社法第三百七十七条第一項第一号の規定若しくは第五十三条の十五において準用する同法第三百五十九条第一項第一号の規定による裁判所の命令又は第四十一条第一項若しくは第四十九条第一項において準用する同法第二百九十九条第一項の規定に違反して、社員総会又は総代会を招集しなかつたとき。

十六 第四十二条第一項において準用する会社法第三百一条若しくは第三百一条の規定、第四十八条の規定又は第五十四条の五（第五十条の十第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、常勤の監査役を選定しなかつたとき。

十七 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠つたとき。

十八 第五十五条の二の規定に違反して、社外取締役を選任しなかつたとき。

十九 第五十三条の五第三項の規定に違反して、社外監査役を監査役の半数以上に選任しなかつたとき。

二十 第五十三条の十五において準用する会社法第三百六十五条第二項（第五十三条の二において準用する同法第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二において準用する同法第四百三十条の二十八において準用する同法第四百三十条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定又は第二百八十一条の十四第九項において準用する同法第三百六十五条第二項の規定に違反して、取締役会若しくは清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一 第五十三条の十九第三項の規定に違反して、常勤の監査役を選定しなかつたとき。

二十二 社債（第六十一条に規定する社債をいいう。）の発行の日前に社債券を発行したとき。

四 信託法（平成十八年法律第百八号）第三十一条の規定に違反して、同条の規定により行うべき信託財産の管理を行わないとき。
第三百三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第七条第二項の規定に違反した者
二 第九十九条第八項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第十一条第四項の規定による命令に違反して、供託を行わなかった者

三 第九十九条第八項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十九条の二の規定に違反して、重要な信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割を行った者
四 第二百七十二条の八第一項又は第二項の規定に違反した者

五 第二百七十二条の八第三項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者
六 第二百七十二条の三十二第一項の承認申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
七 第三百八十八条の十六の規定に違反した者

第三百三十六条 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百六十五条の二十一の規定に違反して、同条に規定する名簿を公衆の総覽に供しに処する。
二 第二百六十五条の四十五第二項又は第三項の規定による命令に違反したとき。
第三百三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百六十五条の四十五第二項又は第三項の規定による命令に違反して、供託した者
二 第二百九十二条の二第二項の規定に違反して、許可を受けないで同項に規定する保険契約の申込みをした者
三 第二百八十条第一項、第二百九十条第一項又は第三百二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第二百九十二条第四項又は第二百九十二条の規定による命令に違反して、供託しなかつた者

第三百三十七条の二 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。
一 第二編第十章第四節の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けた者は、三十万円以下の過料に処する。
二 第二百八十条第一項、第二百九十条第一項又は第三百二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。
三 第二百九十二条第四項又は第二百九十二条の規定による命令に違反して、供託しなかつた者は、三十万円以下の過料に処する。

ない場合において、その認可を受けなかつたとき。
二 第二百六十四条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
三 第二百六十五条の一第二項の規定に違反したとき。
四 第二百六十五条の二十八に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第二百六十五条の三十七又は第二百六十五条の三十九第一項若しくは第二項に規定する業務を行つたとき。
六 第二百六十五条の四十三の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
七 第二百六十八条第五項（第二百六十九条第二項、第二百七十条の三の十二第二項、第二百七十条の三の十三第四項、第二百七十条の三の十四第二項及び第二百七十条の六の四第四項において準用する場合を含む。）、第二百七十二条の三の十二第三項において準用する場合を含む。の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第二百六十五条の四十九の規定に違反して、同条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

九 第二百六十五条の四十九の規定に違反して、同条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

十 第二百六十五条の四十九の規定に違反して、同条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

十一 第二百六十五条の四十九の規定に違反して、同条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

十二 第二百六十五条の四十九の規定に違反して、同条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

十三 第二百六十五条の四十九の規定に違反して、同条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

十四 第二百六十五条の四十九の規定に違反して、同条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

十五 第二百六十五条の四十九の規定に違反して、同条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

十六 第二百六十五条の四十九の規定に違反して、同条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

十七 第二百六十五条の四十九の規定に違反して、同条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

十八 第二百六十五条の四十九の規定に違反して、同条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

十九 第二百六十五条の四十九の規定に違反して、同条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

二十 第二百六十五条の四十九の規定に違反して、同条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

二十一 第二百六十五条の四十九の規定に違反して、同条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

当該第三者が被告事件の手続への参加を許されないときも、前項と同様とする。
3 金融商品取引法第二百九十三条の四第三項から第五項まで（第三者の財産の没収手続等）の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第三百七十七条の三第二項において準用する同法第三百九十三条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九十三条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「保険業法第三百七十七条の三第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。
4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に別段の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。
第五百三十七条の三 第二百六十三条第二項の規定に違反した者は、三百七十条の三の十二第三項において準用する場合を含む。の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三百三十七条 第二百六十三条第二項の規定に違反した者は、三百七十条の三の十二第三項において準用する場合を含む。の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
第三百三十七条 第二百六十三条第二項の規定に違反した者は、三百七十条の二第二号の罪に関し没収された債権等の処分等）の規定は、第三百七十七条の二第二号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九十三条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九十六条（没収の裁判に基づく登記等）の規定は、第三百七十七条の二第二号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九十三条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

第三百三十七条 第三百八十八条の十七の規定に違反してその名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

第七編 没収に関する手続等の特例

第三百四十条 第三百十七条の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第三百四十二条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者者が被告事件の手続へ参加を許されないときは、没収の裁判をすることができない。

第三百四十一条 第三百十七条の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第三百四十二条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者者が被告事件の手続へ参加を許されないときは、没収の裁判をすることができない。

第三百四十二条 第三百十七条の二第二号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項（補償（刑事補償の特例）の規定を準用する。

第三百四十三条 第三百十七条の二第二号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項（補償（刑事補償の特例）の規定を準用する。

第三百四十四条 第三百十七条の二第二号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項（補償（刑事補償の特例）の規定を準用する。

第三百四十五条 第三百十七条の二第二号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項（補償（刑事補償の特例）の規定を準用する。

第一条 附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第一百六条の規定は、公布の日から施行する。

（特定保険会社の特定分野保険事業に係る特例）
第一条の二 内閣総理大臣は、当分の間、第三条第一項の免許（同条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業を含む場合に限る。次項において同じ。）の申請があつた場合において、その認可を受けた者は、三十万円以下の過料に処する。

（協定銀行に係る業務の特例）
第一条の二の二 機構は、破綻保険会社等（破綻保険会社（第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。附則第一条の三において同一の条において「第三者」という。）に係存する権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、當該第三者が被告事件の手続において、當該第三者が被告事件の手続へ参加を許されないときは、没収の裁判をすることができない。

（特定保険会社の特定分野保険事業に係る特例）
第一条の二の三 機構は、破綻保険会社等（破綻保険会社（第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。附則第一条の三において同一の条において「第三者」という。）に係存する権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、當該第三者が被告事件の手続へ参加を許されないときは、没収の裁判をすることができない。

た場合においては、当該免許に、特定保険会社（保険会社又は外国保険会社等でその経営が同条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行なう事業に依存している程度が比較的大きいものをいう。以下この条において同じ。）の特定分野保険事業（第三条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行なう事業をいう。以下この条において同じ。）に係る経営環境に急激な変化をもたらし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるそれが生ずることのないよう、第五条第二項の規定により必要な条件を付することができる。
2 内閣総理大臣は、当分の間、保険会社が第六条第四項又は第一百四十二条若しくは第二百六十七条第一項の認可を受けて他の保険会社をその子会社とする場合（生命保険会社が損害保険会社をその子会社とする場合又は損害保険会社が生命保険会社をその子会社とする場合に限る。）においては、当該他の保険会社が受けている第三条第一項の免許に、特定保険会社の特定分野保険事業に係る経営環境に急激な変化をもたらし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれがある経営環境に急激な変化をもたらし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれがあることのないよう、必要な条件を付することができる。
3 当該第三者が被告事件の手続への参加を許されないときも、前項と同様とする。
（保険会社又は外国保険会社等でその経営が同条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行なう事業に依存している程度が比較的大きいものをいう。以下この条において同じ。）に係る経営環境に急激な変化をもたらし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれがある経営環境に急激な変化をもたらし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれがあることのないよう、第五条第二項の規定により必要な条件を付することができる。
（保険会社又は外国保険会社等でその経営が同条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行なう事業に依存している程度が比較的大きいものをいう。以下この条において同じ。）に係る経営環境に急激な変化をもたらし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれがある経営環境に急激な変化をもたらし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれがあることのないよう、第五条第二項の規定により必要な条件を付することができる。

社（第二百六十五条の二十八第二項第三号による清算保険会社をいう。附則第一条の二の二の第五第一項第三号において同じ。）をいう。同条第四項及び附則第一条の二の七第一項において同じ。）から買い取った資産の管理及び処分を行うこと（以下「資産管理回収業務」という。）を目的的（一つとする）の銀行と資産管理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定を実施するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一 協定を締結した銀行（以下「協定銀行」という。）に対し、附則第一条の二の六の規定による損失の補てん若しくは附則第一条の二の七第一項の規定による貸付けを行い、又は協定銀行が行う資金の借入れに係る同項の規定による債務の保証を行うこと。

二 次条第一項第二号の規定に基づき協定銀行から納付される金銭の収納を行うこと。

三 協定銀行による資産管理回収業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。

四 第一号又は前号の業務のために必要な調査を行うこと。

（協定）

第一条の二の四 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならぬ。

一 協定銀行は、機構から次条第一項の規定による資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る資産の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機構に代わって買い取り、その買い取った資産に係る資産管理回収業務を行うこと。

二 協定銀行は、毎事業年度、協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

三 協定銀行は、第一号の規定による資産の買取りに関する契約又は附則第一条の二の七第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、あらかじめ、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。

四 協定銀行は、第一号の規定による資産の買取りを行ったときは、速やかに、当該資産の買取りに係る資産管理回収業務の実施計画及び資金計画を作成し、機構の承認を受けること。

六 協定銀行は、前号の実施計画又は資金計画を変更しようとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けること。

六 協定銀行は、銀行法第十九条第一項又は第二項（業務報告書等）の規定により中間業務報告書及び業務報告書を内閣総理大臣に提出するときは、併せて、これらを機構に提出すること。

二 機構は、協定を締結しようとするときは、委員会の議を経て協定の内容を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬこと。

三 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る協定の内容が法令の規定に適合するものであり、かつ、機構と協定を締結しようとする銀行が協定の定めによる資産管理回収業務を適切に行い得るものであると認めるときでなければ、当該認可をしてはならない。

（資産の買取りの委託等）

第一条の二の五 機構は、次に掲げる場合には、協定銀行に対し、機構に代わつて資産の買取りを行ふことを委託することができる。

一 第二百七十条の三第一項又は第二百七十条の三の二第七項の規定により資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合

二 第二百七十条の三の七第一項の規定により協定承継保険会社の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

三 第二百七十条の八の三第一項の規定により清算保険会社の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

二 機構は、前項の規定による委託の申出をするときは、審査会及び委員会の議を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格、次条に規定する損失の補てんその他の当該委託に関する条件を定め、これを協定銀行に対して提示するものとする。

三 機構は、協定銀行との間で第一項の規定による資産の買取りの委託に関する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

四 機構が協定銀行との間で前項の委託に関する契約を締結したときは、資産の買取りに関する契約は、第二百七十条の三第四項（第二百七十条の三の二第八項において準用する場合を含む）、第二百七十条の三第五項（第二百七十条の三の二第八項において準用する場合を含む）

七十一条の八の三第三項の規定にかかるらず、協定銀行が破綻保険会社等との間で締結するものとする。
(損失の補てん)
第一條の二の六 機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において当該損失の補てんを行うことができる。
(資金の貸付け及び債務の保証)
第一條の二の七 機構は、協定銀行から、協定の定めによる破綻保険会社等の資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる資産管理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。
機構は、前項の規定により協定銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。
(資金の融通のあっせん)
第一條の二の八 機構は、協定銀行が協定の定めによる資産管理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の融通のあっせんに努めるものとする。
(協力依頼)
第一條の二の九 機構は、附則第一条の二の三各号に掲げる業務を行ったため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。
(報告の徵求)
第一條の二の十 機構は、附則第一条の二の三各号に掲げる業務を行ったため必要があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に關し報告を求めることができる。
(法律の適用)

(課税の特例)
第一条の二の二の十二 協定銀行が協定の定めにより附則第一条の二の四第一項第一号に規定する機構の委託を受けて行う資産の買取り（次項において「協定に基づく資産の買取り」という。）により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。
協定銀行が協定に基づく資産の買取りにより取得をした土地又は土地の上に存する権利の譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいう。）は、協定銀行に係る同条及び同法第六十三条の規定の適用については、同号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。
(特定会員又は特別会員に係る資金援助等による政府の補助)
第一条の二の十三 政府は、生命保険契約者保護機構（第二百六十五条の三十七第一項に規定する生命保険契約者保護機構をいう。以下この条例、次条及び附則第一条の二の十五において同じ。）がその会員（平成十五年三月三十一日までに第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる处分を受けたものその他政令で定めるものに限る。附則第一条の二の十五第一項において「特定会員」という。）に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認める場合（当該費用の合計額が政令で定める額を超えた場合に限る。）には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用（政令で定める業務（次項、次条及び附則第一条の二の十五において「特定業務」という。）を要したものに限る。）の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。
政府は、生命保険契約者保護機構がその会員（平成十五年四月一日から平成十九年三月三十日までに第二百四十二条第一項に規定する機構の委託を受けて行う資産の買取り）により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

るものに限る。附則第一条の二の十五第二項において「特別会員」という。)に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認める場合(当該費用の合計額が政令で定める額を超えた場合に限る。)には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用(特定業務に要したものに限る。)の全部又は一部に相当する金額を補助することができ。3 前項の規定の実施に關し必要な手続は、政令で定める。

第一条の二の十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員(平成十八年四月一日から令和九年三月三十日までの間に第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる处分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第三項において「特例会員」という。)に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合(政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険契約者保護機構が当該費用を借入れにより賄うとした場合の当該借入れの額として政令で定める額を加えた額が当該生命保険契約者保護機構の長期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限る。)には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用(特定業務に要したものに限る。)の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第一条の二の十五 生命保険契約者保護機構は、毎事業年度、財務省令で定める率を乗じて得た額(国庫への納付)

じた利益金として政令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、附則第二条の二の十三第一項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国庫に納付しなければならない。

2 生命保険契約者保護機構は、毎事業年度、特別会員に係る特定業務により生じた利益金として政令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、附則第一条の二の十三第二項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国庫に納付しなければならない。

第一条の二の十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員(平成十八年四月一日から令和九年三月三十日までの間に第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる处分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第三項において「特例会員」という。)に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合(政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険契約者保護機構が当該費用を借入れにより賄うとした場合の当該借入れの額として政令で定める額を加えた額が当該生命保険契約者保護機構の长期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限る。)には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用(特定業務に要したものに限る。)の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第一条の二の十五 生命保険契約者保護機構は、毎事業年度、財務省令で定める率を乗じて得た額(国庫への納付)

二 当該破綻保険会社の第二百七十三条の二第二項又は第五項の規定による確認がされた財産の評価(次項において「確認財産評価」という。)に基づく資産の価額のうち、特例期間補償対象契約に係る特定責任準備金等に見合った額でを限り、国庫に納付しなければならない。

2 生命保険契約者保護機構は、毎事業年度、特別会員に係る特定業務により生じた利益金として政令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、附則第一条の二の十三第二項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国庫に納付しなければならない。

3 生命保険契約者保護機構が、毎事業年度、特別会員に係る特定業務により生じた利益金があるときは、当該金額を、前条第一項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国庫に納付しなければならない。

第一条の二の十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員(平成十八年四月一日から令和九年三月三十日までの間に第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる处分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第三項において「特例会員」という。)に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合(政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険契約者保護機構が当該費用を借入れにより賄うとした場合の当該借入れの額として政令で定める額を加えた額が当該生命保険契約者保護機構の长期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限る。)には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用(特定業務に要したものに限る。)の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第一条の二の十五 生命保険契約者保護機構は、毎事業年度、財務省令で定める率を乗じて得た額(国庫への納付)

一 当該破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約に該当するもの(次号及び次項において「特例期間補償対象契約」という。)に係る責任準備金その他の保険金等の支払に充てるために留保されるべき負債として内閣府令・財務省令で定めるもの(同号及び同項において「特定責任準備金等」という。)の額に、内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額

二 当該破綻保険会社の第二百七十三条の二第二項又は第五項の規定による確認がされた財産の評価(次項において「確認財産評価」という。)に基づく資産の価額のうち、特例期間補償対象契約に係る特定責任準備金等に見合った額を、内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額

三 当該破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約に該当するものであつて、第二百五十条、第二百五十四条又は第二百五十五条の二の規定による契約条件の変更(第二百五十条第一項に規定する契約条件の変更をいう。)又は更生手続における契約条件の変更があるものについて、内閣府令・財務省令で定める保険事故(内閣府令・財務省令で定める保険事故を除く。)が発生したときは、当該契約条件の変更前の契約条件で保険金額又は給付金額を支払うものとした場合において、その変更後の契約条件とその変更前の契約条件との相違により追加的に必要となる額(補償対象保険金の支払に係る資金援助の額を除く。)として内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した額

四 当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等(第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。以下この号において同じ。)又は保険契約の承継(同条第七項に規定する保険契約の承継をいう。以下この号において同じ。)に要すると見込まれる費用として内閣府令・財務省令で定めるものに該当する費用の額のうち、当該特例期間資金援助に係る保険契約の移転等又は保険契約の承継の円滑な実施のために必要であると機構が認めた額

第一条の二の十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員(平成十八年四月一日から令和九年三月三十日までの間に第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる处分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第三項において「特例会員」という。)に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合(政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険契約者保護機構が当該費用を借入れにより賄うとした場合の当該借入れの額として政令で定める額を加えた額が当該生命保険契約者保護機構の长期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限る。)には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用(特定業務に要したものに限る。)の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第一条の二の十五 生命保険契約者保護機構は、毎事業年度、財務省令で定める率を乗じて得た額(国庫への納付)

一 当該破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約に該当するもの(次号及び次項において「特例期間補償対象契約」という。)に係る責任準備金その他の保険金等の支払に充てるために留保されるべき負債として内閣府令・財務省令で定めるもの(同号及び同項において「特定責任準備金等」という。)の額に、内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額

二 当該破綻保険会社の第二百七十三条の二第二項又は第五項の規定による確認がされた財産の評価(次項において「確認財産評価」という。)に基づく資産の価額のうち、特例期間補償対象契約に係る特定責任準備金等に見合った額を、内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額

三 当該破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約に該当するものであつて、第二百五十条、第二百五十四条又は第二百五十五条の二の規定による契約条件の変更(第二百五十条第一項に規定する契約条件の変更をいう。)又は更生手続における契約条件の変更があるものについて、内閣府令・財務省令で定める保険事故(内閣府令・財務省令で定める保険事故を除く。)が発生したときは、当該契約条件の変更前の契約条件で保険金額又は給付金額を支払うものとした場合において、その変更後の契約条件とその変更前の契約条件との相違により追加的に必要となる額(補償対象保険金の支払に係る資金援助の額を除く。)として内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した額

四 第一条第三号又は第二百四十五条の規定における第二百四十五条の規定の適用について行う同項に規定する保険契約の承継(以下「特例期間資金援助」という。)の額は、第二百六十六条第一項又は第二百六十七条第三項に規定する「特例期間資金援助」の額は、第二百六十七条の二第八項の第三項(第二百七十三条の二第八項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、当該特例期間資金援助に係る破綻保険会社につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額に第三号及び第四号に掲げる額を加算して得られた額に相当する金額とする。

第一条の二の十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員(平成十八年四月一日から令和九年三月三十日までの間に第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる处分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第三項において「特例会員」という。)に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合(政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険契約者保護機構が当該費用を借入れにより賄うとした場合の当該借入れの額として政令で定める額を加えた額が当該生命保険契約者保護機構の长期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限る。)には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用(特定業務に要したものに限る。)の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第一条の二の十五 生命保険契約者保護機構は、毎事業年度、財務省令で定める率を乗じて得た額(国庫への納付)

とあるのは「補償対象契約」附則第一条の第三項第一号に規定する特例期間補償対象契約（以下この条において「特例期間補償対象契約」という。）を含む。」と、「当該補償対象契約」とあるのは「当該補償対象契約（特例期間補償対象契約を除く。）と、「に限る。以下」とあるのは「に限る。」又は特例期間補償対象契約の保険金その他の給付金（当該特例期間補償対象契約の保険金その他の給付金の額に限る。）（以下」と、同法第一百七十七条の二十九第一項中「補償対象契約（）とあるのは「補償対象契約（保険業法附則第一条の三第二項第一号に規定する特例期間補償対象契約を含む。）とする。（保険金請求権等の買取りの特例）

第一条の三の三 平成十三年三月三十一日までに機構が第二百七十条の六の八第一項の規定による決定をした場合における同条及び第二百七十条の六の十の規定について、同項中「補償対象契約」とあるのは「補償対象契約（附則第一条第一号に規定する特例期間補償対象契約を含む。）」は、特例期間十五条の三第一項第一号に規定する特例期間補償対象契約（以下この条において「特例期間補償対象契約」という。）を含む。第二百七十条の六の十において同じ。」と、第二百七十条の六の八第二項中「補償対象契約」とあるのは「補償対象契約（特例期間補償対象契約を除く。）」と、「得た額」とあるのは「得た額又は特例期間補償対象契約の保険金その他の給付金の額に内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額」とする。

（負担金の特例）

第一条の四 機構の成立の日を含む事業年度から附則第一条の六第一項に規定する政令で定める日の属する事業年度までの各事業年度においては、第二百六十五条の三十四第三項の規定により機構が定める負担金率は、第二百六十二条第二項に規定する免許の種類ごとに、その免許の種類を同じくする保険会社に係る資金援助等業務に機構が要する費用の予想額及び当該保険会社の財務の状況を勘案して政令で定める率を下回ってはならないものとする。
第一条の五 機構が特例期間資金援助又は特例期間引受けを行う場合における第二百六十五条の規定の適用については、同条中「保険会社」とあるのは、「保険会社、日本銀行」とする。

2 前項の規定の適用がある場合には、日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条第一項の規定にかかわらず、機構に対し、資金の貸付けをすることができる。
3 政府は、機構が第一項の規定により読み替えて適用する第二百六十五条の四十二の規定により借入れをする場合において、必要があると認めるとときは、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、当該借入れに係る機構の債務の保証をすることができるとする。

第二章 第一条の六 損害保険契約者保護機構（第二百六十五条の三十七第二項に規定する損害保険契約者保護機構をいう。以下同じ。）は、特例期間資金援助及び特例期間引受けに係る業務を終了した日として政令で定める日の属する事業年度終了の日において、前条第三項の規定による政府の保証に係る借入金の残額があるときは、当該借入金に係る債務の弁済に関する経理については、他の經理と区分し、特別の勘定（以下「清算勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 損害保険契約者保護機構は、前項に規定する事業年度終了の日において、同項の借入金に係る債務及び負担金債權（第二百六十五条の三十二第一項の規定による負担金について未納のものがある場合におけるその負担金に係る債權をいう。以下この項において同じ。）を清算勘定に帰属させるとともに、第二百六十五条の三十二第一項に規定する保険契約者保護資金から、同日におけるその残高に相当する金額を、当該借入金の額から当該負担金債權の額を控除した額に相当する金額に限り、清算勘定に繰り入れるものとする。

（特別の負担金）

第一条の七 損害保険契約者保護機構の会員は、前条第一項に規定する事業年度の翌事業年度から附則第一条の九の規定により損害保険契約者保護機構が清算勘定を廃止する日の属する事業年度までの各事業年度において、前条第二項の規定により清算勘定に帰属することとなつた借入金に係る債務の額が清算勘定に属する資産の額を上回るときは、第二百六十五条の三十三第一項の規定による負担金のほか、損害保険契約者保護機構が清算勘定に帰属することとなつた借入金に充てるための資

金として、定款で定めるところにより、損害保険契約者保護機構に對し、負担金を納付しなければならない。
1 第二百六十五条の二十八第一項第二号の規定の適用については、同号中「負担金の収納並びに第二百六十五条の三十五の規定は、前項並びに第二百六十五条の三十三第二項、第二百六十五条の三十四第一項本文、第三項及び第四項並びに第二百六十五条の三十五の規定は、前項並びに第二百六十五条の三十三第二項の規定により適用する。」とあるのは、「負担金及び附則第一条及び第二項に規定する負担金の収納並びに」及び「とあるのは、「負担金及び附則第一条及び第二項に規定する負担金の収納並びに」の規定による負担金について準用する。

2 前項において準用する第二百六十五条の三十二第一項の規定により損害保険契約者保護機構が定める負担金率は、前条第二項の規定により清算勘定に帰属することとなつた借入金に係る債務の弁済に要する額及び清算勘定に属する資産の額を勘案して内閣総理大臣及び財務大臣が定める率を下回つてはならない。
（予算等の認可の特例）

第一条の八 損害保険契約者保護機構は、損害保険契約者保護機構の成立の日を含む事業年度から、清算勘定が設けられた場合にあつては次条の規定により清算勘定を廃止した日の属する事業年度まで、清算勘定が設けられなかつた場合にあつては附則第一条の六第一項に規定する政令で定める日の属する事業年度までの各事業年度においては、第二百六十五条の三十七の規定にかかわらず、当該事業年度の開始前に（損害保険契約者保護機構の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、同条の規定により作成する当該事業年度の予算及び資金計画について、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、損害保険契約者保護機構の発起人が、損害保険契約者保護機構のために、損害保険契約者保護機構の成立の日を含む事業年度の開始前に、第二百六十五条の七第四項の規定により創立総会の議決を経て決定された当該事業年度の予算及び資金計画について、前項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、二十万円以下の過料に処する。

第一条の九 損害保険契約者保護機構は、附則第一条の九の規定により損害保険契約者保護機構が清算勘定を廃止する日の属する事業年度の六第二項の規定により清算勘定に帰属することとなつた借入金に係る債務の弁済が完了した日において、清算勘定を廃止するものとする。

（保険募集の取締に関する法律等の廃止）

第一条の十 附則第一条の六第一項の規定により損害保険契約者保護機構に清算勘定が設けられる場合におけるこの法律の規定の適用は、ている場合におけるこの法律の規定の適用は、次に定めるところによる。
1 第二百六十五条の二十八第一項第二号の規定の適用については、同号中「負担金の収納並びに第二百六十五条の三十五の規定は、前項並びに第二百六十五条の三十三第二項の規定により適用する。」とあるのは、「負担金及び附則第一条及び第二項に規定する負担金の収納並びに」及び「とあるのは、「負担金及び附則第一条及び第二項に規定する負担金の収納並びに」の規定による負担金について準用する。

2 前項の規定により同項に規定する者は、「及び附則第一条の六第一項に規定する清算勘定以外の勘定」とする。

（罰則）

第一条の十一 機構の役員又は職員が附則第一条の二の五第三項又は第一条の二の七第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、五十万円以下の罰金に処する。

第一条の十二 損害保険契約者保護機構の役員が、附則第一条の八第一項の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは、二十万円以下の過料に処する。

第一条の十三 次に掲げる法律は、廃止する。

1 保険募集の取締に関する法律（昭和二十三年法律第七百七十一号）
2 附則第一項に規定する事業年度の翌事業年度に相当する金額に限り、清算勘定に繰り入れるものとする。

（免許に関する経過措置）

第一条の十四 この法律の施行の際現に改正前の保険業法（以下「旧法」という。）第一条第一項の主務大臣の免許を受けている者（旧法第一百五十九条又は旧法以外の法律若しくはこれに基づく命令の規定（次項において「旧法第百五十九条等の規定」という。）により旧法第一条第一項の主務大臣の免許を受けたものとみなされる者を含む。）は、この法律の施行の際に改正後の保険業法（以下「新法」という。）第三条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなす。

第一条の十五 前項の規定により同項に規定する者（旧法の免許を受けた保険会社）という。）が受

けたものとみなされる新法第三条第一項の大蔵大臣の免許は、その者に係る旧法第一条第一項の免許（旧法第二百五十九条等の規定により受けたものとみなされる場合における当該免許を含む。）が旧法の生命保険事業又は損害保険事業のいずれを営むことにつき受けた免許であるかの区分に応じ、それぞれ新法第三条第四項の生保険業免許又は同条第五項の損害保険業免許とする。

第四条 旧法の免許を受けた保険会社に係る旧法第一条第二項第一号から第四号までに掲げる書類でのこの法律の施行の際現に主務大臣に提出されているものは、新法第四条第二項各号のうちそのそれぞれに相当する号に掲げる書類（旧法第一条第二項第四号に掲げる書類にあっては、新法第四条第二項第四号に掲げる書類）とみなす。

（資本の額又は基金の総額に関する経過措置）

第五条 新法第六条第一項の規定は、旧法の免許を受けた保険会社で、この法律の施行の際現にその資本の額又は基金（旧法第六十五条の規定による積立金を含む。）の総額が同項の政令で定める額を下回っているものについては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過する日（当該五年を経過する日までに当該旧法の免許を受けた保険会社が新法第七十九条第一項又は第九十三条第一項の内閣総理大臣の認可を受けたときは、当該認可に係る組織変更の日）までの間は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける旧法の免許を受けた保険会社であるときは、同項の期間において、基金（新法第五十六条の基金償却積立金（次項及び附則第三十九条の規定により当該基金償却積立金として積み立てられたものとみなされるものを含む。）を含む。）の総額が新法第六条第一項の政令で定める額に達するまでは、新法第五十五条第二項に定める基金の償却又は剩余金の分配に充てることのできる金額の全部又は一部を積立金として積み立てることができる。

3 前項の規定により積み立てられた積立金は、新法第五十六条の基金償却積立金として積み立てられたものとみなす。（商号又は名称に関する経過措置）

第六条 新法第七条第二項の規定は、この法律の施行の際現に保険会社であると認定されるお

れのある文字を用いている者については、施行日から起算して六月間は、適用しない。（株式申込証に関する経過措置）

（新法第九条第一項の規定は、施行日以後に発起人が株主の募集に着手する場合における商法第七百七十五条第一項（株式の申込みの方式）の株式申込証について適用し、施行日前に

発起人が株主の募集に着手した場合における当該株式申込証については、なお従前の例によ

る。（新法第九条第二項において準用する同条第一項の規定は、施行日以後に商法第二百八十一条ノ二（新株発行事項の決定）の規定による新株の発行に関する取締役会又は株主総会の決議をする場合における同法第二百八十条ノ六（株式申込証）の株式申込証又は同法第二百八十条ノ六ノ二第一項（新株引受権証書）の新株引受権証書について適用する。）

2 新法第九条第二項において準用する同条第一項の規定は、施行日以後に商法第二百八十一条ノ二（新株発行事項の決定）の規定による新株の発行に関する取締役会又は株主総会の決議をする場合における同法第二百八十条ノ六（株式申込証）の株式申込証又は同法第二百八十条ノ六ノ二第一項（新株引受権証書）の新株引受権証書について適用する。

（取締役の欠格事由等に関する経過措置）

第八条 新法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する商法第二百五十四条ノ二第三号（取締役の欠格事由）（同法第二百八十一条第一項（監査役）及び第四百三十条第二項（清算人）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧法の規定（この附則の規定によりなお従前の例によるととされる場合における旧法の規定を含む。）により刑に処せられた者は、その処分を受けた日において、新法の規

定により刑に処せられたものとみなす。

（利益準備金に関する経過措置）

第九条 新法第十四条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る利益準備金の積立てについて適用する。

（配当の制限等に関する経過措置）

第十条 新法第十五条の規定は、施行日以後に催される取締役会又は株主総会の決議に係る利益の配当若しくは商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）の金銭の分配又は同法第二百二十二条第一項ただし書若しくは第二百二十二条ノ二第一項（株式の消却）の株式の消却について適用し、施行日前に開催された取締役会又は株主総会の決議に係る利益の配当又は同法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）の金銭の分配又は同法第二百二十二条第一項ただし書若しくは第二百二十二条ノ二第一項（株式の消却）の株式の消却について適用する。

（株主の帳簿閲覧権の否認に関する経過措置）

第十一條 新法第十六条の規定は、施行日前に株主が商法第二百九十三条ノ六第一項（株主の帳

簿閲覧権）の会計の帳簿及び書類の閲覧又は書きの請求をした場合については、適用しない。（資本の減少に関する経過措置）

（新法第十七条の規定は、施行日以後に発起人が株主の募集に着手する場合における商法第七百七十五条第一項（株式の申込みの方式）の株式申込証について適用し、施行日前にされた株主総会の決議に係る資本の減少については、なお従前の例によ

る。（保険契約等の先取特権に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行の際現に存する旧法第三十二条の規定による先取特権又は旧法第三十三条の規定による権利については、なお従前の例によ

る。（相互会社に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社は、新法の規定による相互会社とみなす。

（相互会社の取締役等の行為に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社の発起人、取締役、代表取締役、監査役、会計監査人又は清算人が施行日前にした又はするべきであった旧法において準用する商法又は商法特例法に規定する行為については、この附則に別段の定めがあるものを除くほか、当該行為をした又はするべきであった日に、それぞれ新法の規定による相互会社の発起人、取締役、代表取締役、監査役、会計監査人又は清算人がした又はするべきであった新法において準用する商法又は商法特例法の相当の規定により准用する行為とみなす。

（相互会社の支配人等の行為等に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社が旧法第四十二条において準用する商法第三十七条（支配人の選任）の規定により選任した支配人（旧法第四十二条において準用する商法第四十二条（表記支配人）又は第四十三条（ある種類又は特定の委任を受けた使用者）に規定する使用者を含む。）の施行日前における行為その他の当該支配人に係る事項については、当該事項のあつた日に、新法の規定による相互会社が新法において準用する商法の相当の規定により准用する行為とみなす。

（相互会社の設立に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社が旧法において準用する商法の規定に基づいて施行日前に作成した商業帳簿、計算書類その他の会計又は経理に関する書類は、その作成した日に、新法の規定による相互会社が新法において準用する商法の相当の規定による相互会社が旧法において準用する商法の規定に基づいて作成したものとみなす。

（相互会社の商業帳簿等に関する経過措置）

第十八条 新法第二編第二章第二節第一款の規定は、施行日以後に新法第二十二条第四項において準用する商法第六十七条（定款の認証）の規定による認証を受けた定款に係る相互会社の設立の手続並びに施行日以後に施行する相互会社の設立の登記及びその申請について適用し、施行日前に旧法第四十二条において準用する商法第六十七条の規定による認証を受けた定款に係る相互会社の設立（設立の登記及びその申請を除く。）については、なお従前の例によ

る。（相互会社の定款に関する経過措置）

第十九条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社及び前条の規定によりその設立についてなお従前の例によることとされる相互会社の定款の旧法第三十四条第一号から第十九号までに掲げる事項の記載は、新法第二十二第二項第一号から第八号まで及び第三項第二

2 新法第二十一条第一項において準用する商法第四十六条から第四十八条まで、第五十条及び第五十一条（代理商）の規定の適用について

は、旧法の規定による相互会社についての旧法第四十二条において準用する商法第四十六条から第四十八条まで、第五十条及び第五十一条に規定する施行日前の行為その他の事項は、当該行為その他の事項のあつた日における新法の規定による相互会社についての行為その他の事項とみなす。

この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社の社員、債権者その他の利害関係人が旧法において準用する商法第五十八条（解散命令）その他同法の規定に基づいて施行日前にした旧法の規定による相互会社に係る裁判所への請求及び当該請求に係る施行日前の裁判所による相互会社についての行為その他の事項とみなす。

この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社の社員、債権者その他の利害関係人が旧法において準用する商法第五十八条（解散命令）その他同法の規定に基づいて施行日前にした旧法の規定による相互会社に係る裁判所への請求又は裁判所の命令は、この附則に別段の定めがある場合を除くほか、当該請求又は当該命令があつた日に新法において準用する商法の相当の規定に基づいてされた新法の規定による相互会社に係る裁判所への請求又は裁判所の命令が旧法において準用する商法又は商法特例法に規定する行為について准用する商法又は商法特例法の相当の規定による相互会社が旧法において準用する商法の相当の規定による相互会社が旧法において準用する商法の相当の規定に基づいて施行日前に作成した商業帳簿、計算書類その他の会計又は経理に関する書類は、その作成した日に、新法の規定による相互会社が新法において準用する商法の相当の規定による相互会社が旧法において準用する商法の規定に基づいて施行日前に作成したものとみなす。

（相互会社の商業帳簿等に関する経過措置）

第二十条 新法第二十一条第一項において準用する商法第六十七条（定款の認証）の規定による認証を受けた定款に係る相互会社の設立の手続並びに施行日以後に施行する相互会社の設立（設立の登記及びその申請を除く。）については、なお従前の例によ

る。（相互会社の定款に関する経過措置）

第二十一条 新法第二十一条第一項において準用する商法第六十七条（定款の認証）の規定による認証を受けた定款に係る相互会社の設立（設立の登記及びその申請を除く。）については、なお従前の例によ

る。（相互会社の商業帳簿等に関する経過措置）

一項に規定する機関については、なお従前の例による。

(相互会社の取締役会等の決議等に関する経過措置)

第三十四条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社の取締役会又は監査役会が旧法において準用する商法又は商法特例法の規定に基づいて施行日前にした決議その他の権限の行使は、当該権限の行使がされた日において、新法の規定による相互会社の取締役会又は監査役会が新法において準用する商法又は商法特例法の相当の規定に基づいてした決議その他の権限の行使とみなす。

(相互会社の取締役に係る商法の準用に関する経過措置)

第三十五条 附則第八条の規定は、新法第五十一条第二項において準用する商法第二百五十四条ノ二(取締役の欠格事由)の規定を適用する場合について準用する。

2 新法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十七条第一項において準用する商法第二百六十七条第三項の訴えを提起する場合又は新法第五十一条第一項の訴えを提起する場合又は新法第五十一条第二項において準用する商法第二百五十四条ノ二(取締役の欠格事由)の規定を適用する場合について準用する。

3 新法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十七条第一項において準用する商法第二百六十七条第三項の訴えを提起する場合又は新法第五十一条第一項の訴えを提起する場合又は新法第五十一条第二項において準用する商法第二百五十四条ノ二(取締役の欠格事由)の規定を適用する場合について準用する。

(社員の名簿に関する経過措置)

第三十六条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社の取締役が旧法第五十六条第一項において準用する商法第二百五十四条ノ二(取締役の欠格事由)の規定を適用する場合について準用する。

2 新法第五十三条第二項において準用する商法第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで

(相互会社の監査役に係る商法の準用に関する経過措置)

3 新法第五十三条第二項において準用する商法第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで

(取締役の責任を追及する訴え)の規定は、施

行日以後に社員が同項において準用する同法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求する場合又は新法第五十三条第二項において準用する商法第二百六十七条第三項の訴えを提起する場合について適用し、施行日前に社員が旧法第六十二条において準用する商法第五十七条第二項における

商法第二百六十七条第三項の訴えを提起する場

合について適用し、施行日前に社員が旧法第六十二条において準用する商法第五十七条第三項の訴えを提起した場合は、なお従前の例によ

る。

(損失てん補準備金に関する経過措置)

第三十六条 新法第五十四条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条の損失てん補準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第六十三条第一項の準備金の積立てについては、なお従前の例によ

る。

2 旧法の規定による相互会社に係るこの法律の施行の際現に存する旧法第六十三条第一項の準備金及び前項の規定によりなお従前の例による備付金について適用される場合における同条第一項の訴えの提起を請求する場合は、新法第五十四条の損失てん補準備金として積み立てられたものとみなす。

3 前項の規定により新法第五十四条の損失てん補準備金として積み立てられたものとみなされることは、新法第五十四条の損失てん補準備金として積み立てられたものとみなす。

2 旧法の規定による相互会社に係るこの法律の施行の際現に存する旧法第六十三条第一項の準備金及び前項の規定によりなお従前の例による備付金について適用される場合における同条第一項の訴えの提起を請求する場合は、新法第五十四条の損失てん補準備金として積み立てられたものとみなす。

3 前項の規定により新法第五十四条の損失てん補準備金として積み立てられたものとみなされることは、新法第五十四条の損失てん補準備金として積み立てられたものとみなす。

(基金及び基金償却積立金を含む)の総額又は定款で定められた額を超える場合における決算上の処理について、内閣府令で定める。

(基金の分配に関する経過措置)

第三十九条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社に係る旧法の規定による積立金は、それぞれ新法の規定による基金又は新法第五十六条の規定により積み立てられた基金償却積立金とみなす。

(剩余金の分配に関する経過措置)

第四十条 新法第五十八条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る剩余金の分配について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る

旧法第六十六条の剩余金の分配については、な

お従前の例による。

(試験研究費等に関する経過措置)

第四十一条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社が施行日前に支出した旧

法第六十七条において準用する商法第二百八十六条ノ三(試験研究費及び開発費の繰延)に規定する金額については、当該支出をした日に、新法の規定による相互会社が支出した新法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十六条ノ三に規定する金額とみなす。

2 新法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十六条ノ四(新株発行費用の繰延)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に支

出される同条に規定する基金の募集のために必

要な費用の額について適用する。

3 新法第五十九条第一項において準用する商法第二百八十六条ノ四に規定する基金の募集のため

に必要な費用の額で、この法律の施行の際現

に存する旧法の規定による相互会社が施行日

に開始した事業年度に支出したものについて

は、その額から施行日以後開始する最初の事業

年度の決算期前の決算期に同条の規定が適用さ

れたならば償却すべきあつた額の最少額を控

除した金額を、施行日以後に開始する最初の事

業年度の決算期において、貸借対照表の資産の

備付金及び前項の規定によりなお従前の例によ

る。

2 旧法の規定による相互会社に係るこの法律の施行の際現に存する旧法第六十三条第一項の準備金及び前項の規定によりなお従前の例による備付金について適用される場合における同条第一項の準備金は、新法第五十四条の損失てん補準備金として積み立てられたものとみなす。

3 第二百八十六条ノ四に規定する基金の募集のための必要な費用の額で、この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社が施行日以前に開始した事業年度に支出したものについては、その額から施行日以後開始する最初の事業年度の決算期において、貸借対照表の資産の備付金及び前項の規定によりなお従前の例による備付金について適用される場合における同条第一項の準備金は、新法第五十四条の損失てん補準備金として積み立てられたものとみなす。

2 旧法の免許を受けた保険会社で、この法律の

施行の際現に旧法第九十八条第一項第一号の業

務の規定による業務を除く)を行つてい

るものは、施行日から起算して六月以内に当該

業務の内容を大蔵大臣に届け出なければなら

ない。

2 旧法の免許を受けた保険会社で、この法律の施行の際現に新法第九十八条第一項第一号の業務(前項に規定する業務を除く)を行つてい

るものは、施行日から起算して六月以内に当該

業務の内容を大蔵大臣に届け出なければなら

ない。

3 前項の届出をした旧法の免許を受けた保険会社は、当該届出に係る業務を行うことについて、施行日において新法第九十八条第一項の認可を受けたものとみなす。

2 旧法の免許を受けた保険会社で、この法律の施行の際現に新法第九十九条第一項の業務を行つているものは、施行日から起算して六月以内に当該業務の内容を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出をした旧法の免許を受けた保険会社は、当該届出に係る業務を行うことについて、施行日において新法第九十九条第一項の認可を受けたものとみなす。

2 旧法の免許を受けた保険会社で、この法律の施行の際現に新法第九十九条第一項の業務を行つているものは、施行日から起算して六月以内に当該業務の内容を大蔵大臣に届け出なければならない。

3 旧法の免許を受けた保険会社で、この法律の

施行の際現に旧法第五条第一項ただし書の規定

により主務大臣の認可を受けた同項ただし書に

規定する信託の引受けを行う業務を営むもの

(非訟事件手続法の準用に関する経過措置)

第四十五条 施行日前に開始した旧法第七十九条の勅令で定めるところにより準用する非訟事件手続法の規定による手続は、新法第六十六条において準用する非訟事件手続法の規定による手続とみなす。

(株式会社から相互会社への組織変更に関する経過措置)

2 新法第六十六条第一項において準用する商法

第二百八十六条ノ三に規定する金額とみなす。

2 新法第五十九条第一項において準用する商法

第二百八十六条ノ四(新株発行費用の繰延)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に支

出される同条に規定する基金の募集のために必

要な費用の額について適用する。

3 新法第五十九条第一項において準用する商法

第二百八十六条ノ四に規定する基金の募集のため

に必要な費用の額で、この法律の施行の際現

に存する旧法の規定による相互会社が施行日

に開始した事業年度に支出したものについて

は、その額から施行日以後開始する最初の事業

年度の決算期前の決算期に同条の規定が適用さ

れたならば償却すべきあつた額の最少額を控

除した金額を、施行日以後に開始する最初の事

業年度の決算期において、貸借対照表の資産の

備付金及び前項の規定によりなお従前の例によ

る。

金額として内閣府令で定める額をもつて、同条第八項に規定する同条第一項の政令で定める額とみなす。

3 第一項の場合において、この法律の施行の際に旧外国保険事業者法第八条の規定による供託物の上に存する旧外国保険事業者法第九条第一項及び第二項に規定する者の優先権は、新法第一百九十条第六項に規定する権利とみなす。

4 前項の場合において、当該旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等が外国相互会社である場合における新法第一百八十六条の規定の特例その他同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(日本における代表者等に関する経過措置)

第五条 第七十六条 新法第一百九十二条第一項及び第二項の規定は、施行日前に生じた事項についても適用する。この場合における同項の規定の適用については、施行日前にされた旧外国保険事業者法第七十六条第一項の届出及び公告は、新法第一百二条第二項の告示とみなす。

(日本における商法の外国会社の営業所に関する規定の準用に関する経過措置)

第六条 第七十七条 この法律の施行の際に旧外国保険事業者法第三条第一項の免許を受けていた外国相互会社は、新法第一百九十三条において準用する商法第四百七十九条第一項(外国会社の営業所)の規定により日本において取引を継続しているものとみなし、当該外国相互会社が民法四十九条第一項(外国法人の登記)において準用する同法第四十五条第三項(法人の設立の登記等)及び第四十六条(設立の登記の登記事項及び変更の登記等)の規定により登記している事項は、新法第一百九十三条において準用する商法第四百七十九条第二項及び第三項の規定による登記がされているものとみなす。

(本店又は主たる事務所の決算書類の提出並びに定款等の備付け及び閲覧等に関する経過措置)

第七十八条 新法第一百九十五条並びに第一百九十六条第二項及び第四項(新法第一百九十五条に規定する書類に係る部分に限る)の規定は、外国保険会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第一百九十五条に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧外国保険事業者法第十二条に規定する書類についても、なお従前の例によることとする。

(日本における代表者等に関する経過措置)

第七十九条 旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等に対する新法第一百九十七条の規定の適用については、施行日から起算して五年を経過するまでの間は、同条中「合計額」とあるのは「合計額に内閣府令で定める割合を乗じた額」とする。

(外国相互会社の資産の国内保有義務に関する経過措置)

第八十条 この法律の施行の際に旧外国保険事業者法第三条第一項の免許を受けている外国相互会社が旧外国保険事業者法第十八条において準用する商法第三十七条(支配人の選任)の規定により選任した支配人(旧外国保険事業者法第十八条において準用する商法第四十二条(表見支配人)又は第四十三条(ある種類又は特定の委任を受けた使用人)に規定する使用人を含む)の施行日前の行為その他当該支配人に係任した支配人(同項において準用する同法第四十二条又は第四十三条に規定する使用人を含む)に係る事項があつたものとみなして同項において準用する商法第三十七条の規定により選

2 第八十二条 旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等で、この法律の施行の際に新法第一百九十九条において準用する新法第九十八条第一号の業務を行っているものは、施行日から起算して六月以内に当該業務の内容を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 第八十三条 新法第一百九十九条において準用する新法第一百十条の規定は、施行日以後に開始する業務を行うことについて、施行日において新法第一百九十九条において準用する新法第九十八条第二項の認可を受けたものとみなす。

(日本における事業年度に係る旧外国保険事業者法第十一条第一項に規定する事業の報告書について)

第八十四条 新法第一百九十九条において準用する新法第一百一条の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度に係る旧外国保険事業者法第十一条第一項に規定する事業の報告書については、なお従前の例による。

(日本における事業年度に係る株式の評価について)

第八十五条 新法第一百九十九条において準用する新法第一百十二条の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度に係る株式の評価について適用する。

(日本における事業年度に係る株式の評価について)

第八十六条 新法第一百九十九条において準用する新法第一百十四条の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度に係る同条第一項に規定する契約者配当を行う場合について適用する。

(日本における事業年度に係る同条第一項の価格変動準備金の積立てについて適用する)

第八十七条 新法第一百九十九条において準用する新法第一百十五条の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度に係る同条第一項の価格変動準備金の積立てについて適用する。

(日本における事業年度に係る同条第一項の価格変動準備金の積立てについて適用する)

第八十八条 新法第一百九十九条において準用する新法第一百十六条の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度に係る同条第一項の責任準備金の積立てについて適用する。

(日本における事業年度に係る同条第一項の責任準備金の積立てについて適用する)

第八十九条 新法第一百九十九条において準用する新法第一百十七条の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度に係る旧外国保険事業者法第十三条の支払準備金の積立てについて適用する。

(日本における事業年度に係る同条第一項の支払準備金の積立てについて適用する)

第九十条 この法律の施行の際に旧外国保険事業者法第十三条の責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するための特別の勘定を設けている場合は、当該特別の勘定は、新法第一百九十九条において準用す

る新法第百十八条第一項の規定により設けた特別勘定とみなす。

第九十一条 新法第百九十九条において準用する新法第二百二十条の規定は、旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等については、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

(業務の停止等に関する経過措置)

第九十二条 施行日前にされた旧外国保険事業者法第二十二条第一項の規定による日本における事業の停止の命令は、新法第二百四条の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる場合においては、施行日以後も同条が命ずる处分とみなす。

2 施行日前にされた旧外国保険事業者法第二十二条第一項の規定による日本における事業の停止の命令は、新法第二百四条の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる場合においては、施行日以後も同条が命ずる处分とみなす。

(外国保険会社等の保険契約の包括移転に関する経過措置)

第九十五条 新法第二百十条第一項において準用する新法第二編第七章第一節の規定は、施行日以後に外国保険会社等が作成する同項において準用する新法第三十五条第一項の契約に係る事項の規定による日本における業務及び財産の管理の命令に係る同条第三項において準用する旧外国保険事業者法第二十二条第三項の規定による通知及び公示がされた場合において准用する旧外国保険事業者法第二十三条第二項及び同条第三項において准用する旧外国保険事業者法第二十二条第四項の規定の例により手続を施行日前に作成した旧外国保険事業者法第二十条第一項の契約に係る保険契約書に係る保険契約の移転について適用し、契約書に係る保険契約の移転について適用し、施行日前に作成した旧外国保険事業者法第二十条第一項の各号のいずれかに該当する二項第一項の契約に係る契約書に係る保険契約の移転については、なお従前の例による。

(外国保険会社等の清算に関する経過措置)

第九十六条 新法第二百十二条の規定は、施行日以後に同条第一項各号のいずれかに該当する二項第一項の契約に係る契約書に係る保険契約の移転について適用し、施行日前に同条第一項に規定する場合に該当することとなつた同項の外國保険事業者については、なお従前の例によることとなる外国保険会社等について適用し、施行日前に旧外国保険事業者法第二十六条第一項に規定する場合に該当することとなつた同項の外國保険事業者については、なお従前の例による。

(外國保険事業者の従たる事務所等に対する営業所閉鎖命令等に関する経過措置)

第九十七条 旧外国保険事業者法第二十九条の外國保険事業者が日本において従たる事務所その他の事務所を設け、又は専ら外国保険事業者のために募集をする者が営業所若しくは事務所を設けた場合において、施行日前に同条において準用する商法第四百八十四条第一項各号(営業所開鎖命令)のいずれかに該当する事由が生じた場合については、なお従前の例による。

(外國相互保険会社登記簿に関する経過措置)

第九十八条 旧外国保険事業者法第三十一條の外國相互保険会社登記簿は、新法第二百四条に準用する場合に於いて、施行日前に同条において準用する商法第四百八十四条第一項各号(営業所開鎖命令)のいずれかに該当する事由が生じた場合については、なお従前の例による。

(外國相互保険会社登記簿に関する経過措置)

第九十九条 旧外国保険事業者法第三十三條において準用する商業登記法の規定による処分の手続その他の行為は、新法第二百四十五条第一項に規定する事業の方法書等に係る変更の認可に関する経過措置

第一百条 施行日前に開始した旧外国保険事業者法の規定による手続その他の行為は、新法第二百四十五条第一項に規定する商業登記法の規定による処分の手続その他の行為とみなす。

第一百一条 この法律の施行の際現に新法第二百八条第一項第一号の施設に該当する施設を設置する場合に該当する事項に該当する事項は、同項の大蔵省令に定める事項に該当しないものとみなす。

第一百二条 旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等がこの法律の施行の際現に旧外国保険事業者法第十九条において準用する旧外国保険事業者法第十一条第一項の規定により旧外国保険事業者法第四条第四項第二号から第五号までに掲げる書類に定めた事項の変更に係る主務大臣の認可を申請している場合は、当該申請を新法第二百七条において準用する新法第百二十三条第一項の大蔵大臣の認可の申請とみなす。この場合において当該変更に係る事項が同項の大蔵省令で定める事項に該当するときは、当該変更に係る事項は、同項の大蔵省令に定める事項に該当しないものとみなす。

第一百三条 旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社に係る非訟事件手続法の準用に関する経過措置

第一百四条 旧外国保険事業者法の規定による手続その他の行為は、新法第二百四十五条第一項に規定する手続その他の行為とみなす。

第一百五条 旧外国保険事業者法の規定による手続その他の行為は、新法第二百四十五条第一項に規定する手続その他の行為とみなす。

第一百六条 施行日前に準用する商業登記法の規定による相当の行為とみなす。

第一百七条 この法律の施行の際現に新法第二百八条第一項第一号の施設に該当する施設を設置する場合に該当する事項に該当する事項は、同項の大蔵省令に定める事項に該当しないものとみなす。

している旧外国保険事業者法第一条第一項に規定する外國保険事業者で、旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等でないものは、施行日から起算して六ヶ月以内に、その間に新法第八十五条第一項の免許を受け、又は当該施設を廃止し、若しくは同号イ又はロに掲げる業務を廃止した場合を除き、当該施設について同号イ又はロに掲げる業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他新法第二百十八条第一項の大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。この場合において、当該届出は、同項の規定によりされた届出とみなす。

(事業の停止の命令に関する経過措置)

第一百二条 施行日前にされた旧法第二百条第一項の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる处分とみなす。

(事業の停止の命令に関する経過措置)

第一百三条 施行日前に旧法第二百条第一項の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる处分とみなす。

(事業の停止の命令に関する経過措置)

第一百四条 施行日前に旧法第二百条第一項の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる处分とみなす。

(事業の停止の命令に関する経過措置)

第一百五条 施行日前に旧法第二百条第一項の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる处分とみなす。

(事業の停止の命令に関する経過措置)

第一百六条 施行日前に旧法第二百条第一項の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる处分とみなす。

(事業の停止の命令に関する経過措置)

第一百七条 施行日前に旧法第二百条第一項の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる处分とみなす。

(事業の停止の命令に関する経過措置)

第一百八条 施行日前に旧法第二百条第一項の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる处分とみなす。

(事業の停止の命令に関する経過措置)

第一百九条 施行日前に旧法第二百条第一項の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる处分とみなす。

(事業の停止の命令に関する経過措置)

第一百十条 旧外国保険事業者法の管理の命令に関する経過措置

いて準用する旧法第十二条第三項の規定による通知及び公示又は旧外国保険事業者法第二十三条第一項の規定による日本における業務及び財産の管理の命令に係る同条第三項において準用する旧外国保険事業者法第二十二条第三項の規定による通知及び公示がされた場合において准用する旧外国保険事業者法第二十三条第一項において准用する旧外国保険事業者法第二十二条第四項の規定の例により手続を施行日以後も旧法第二百条第二項及び同条第三項において准用する旧法第十二条第三項に規定する業務及び財産の管理を命ずる处分をすることができる。

(保険契約の移転の命令に関する経過措置)

第一百一条 施行日前に旧法第二百四十二条第一項の規定による同条に規定する保険契約の移転の命令に係る同条第三項に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる处分とみなす。

(保険契約の移転の命令に関する経過措置)

第一百二条 施行日前に旧法第二百四十二条第一項の規定による同条に規定する保険契約の移転の命令に係る同条第三項に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる处分とみなす。

(保険契約の移転の命令に関する経過措置)

第一百三条 施行日前に旧法第二百四十二条第一項の規定による同条に規定する保険契約の移転の命令に係る同条第三項に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる处分とみなす。

(保険契約の移転の命令に関する経過措置)

第一百四条 施行日前に旧法第二百四十二条第一項の規定による同条に規定する保険契約の移転の命令に係る同条第三項に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる处分とみなす。

(保険契約の移転の命令に関する経過措置)

第一百五条 施行日前に旧法第二百四十二条第一項の規定による同条に規定する保険契約の移転の命令に係る同条第三項に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる处分とみなす。

(保険契約の移転の命令に関する経過措置)

第一百六条 施行日前に旧法第二百四十二条第一項の規定による同条に規定する保険契約の移転の命令に係る同条第三項に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる处分とみなす。

(保険契約の移転の命令に関する経過措置)

第一百七条 施行日前に旧法第二百四十二条第一項の規定による同条に規定する保険契約の移転の命令に係る同条第三項に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる处分とみなす。

(保険契約の移転の命令に関する経過措置)

第一百八条 施行日前に旧法第二百四十二条第一項の規定による同条に規定する保険契約の移転の命令に係る同条第三項に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる处分とみなす。

(保険契約の移転の命令に関する経過措置)

第一百九条 施行日前に旧法第二百四十二条第一項の規定による同条に規定する保険契約の移転の命令に係る同条第三項に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる处分とみなす。

定する規定は、同項に規定する期間の経過後も、なおその効力を有する。

4 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二百条及び第一百二十一條から第二百六十六条まで又は旧外国保険事業者法第二十条の規定の適用がある場合においては、附則三条の規定による登録を受ける場合においては、附則第六十六条及び第九十五条の規定にかかるらず、新法第二編第七章第一節（新法第二百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第一百五条及び第一百六条 削除

（免許の失効に関する経過措置）

第一百七条 新法第二百七十二条第一項第五号の規定は、施行日以後に保険会社又は外国保険会社等が受ける新法第三条第一項の内閣総理大臣の免許及び新法第二百八十五条第一項の内閣総理大臣の免許について適用し、旧法の免許を受けた保険会社又は旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等に係る施行日前の旧法第一条第一項の主務大臣の免許及び旧外国保険事業者法第二百七十二条第一項の大蔵大臣の免許については、なお従前の例による。

（生命保険募集人及び損害保険代理店の登録に関する経過措置）

第一百八条 この法律の施行の際現に旧募集取締法第三条の登録を受けている生命保険募集人（保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百五十二号）附則第二項の規定により旧募集取締法第四条第二項の規定により生命保険募集人登録簿に登録されている者とみなされる者を含む。）及び損害保険代理店（以下「旧法登録の生命保険募集人等」という。）は、この法律の施行の際に新法第二百七十六条の大蔵大臣の登録を受けたものとみなす。

（生命保険募集人登録簿等に関する経過措置）

第一百九条 この法律の施行の際に存する旧募集取締法（この附則の規定による旧法の規定に存する旧募集取締法第四条第一項の生命保険募集人又は損害保険代理店に関する原簿は、新法第二百八十五条第一項の生命保険募集人又は損害保険代理店に関する原簿とみなす。）（保険仲立人に係る登録の拒否に関する経過措置）

（登録の抹消等に関する経過措置）

第一百一十二条

（所属保険会社の賠償責任に関する経過措置）

第一百一十三条 新法第二百八十三条第一項の規定により新法第二百七十六条の登録を取り消された者とみなす。

（生命保険募集人及び損害保険代理店の原簿に

（生命保険募集人等に係る登録の拒否に関する経過措置）

第一百十条 新法第二百七十九条第一項第三号の規定の適用については、旧募集取締法の規定（この附則の規定による旧法の規定に存する旧募集取締法第四条第一項の規定による従前の例によることとされる場合における旧法、旧募集取締法及び外国保険事業者の規定を含む。）により罰金の刑に処せられた者は、施行日から起算して六月を経過する日（当該六月を経過する日までに新法第二百七十九条第一項から第三項までの規定による登録の拒否の処分があつたときは、当該処分のあつた日）までの間は、新法第二百七十五条の規定にかかるわらず、保険募集を行うことができる。その者が当該期間内に新法第二百七十七条の登録の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請について登録又は登録の拒否のみなず。

（登記事項に関する経過措置）

第一百十一条 新法第三百九条の規定は、施行日以後に保険会社又は外国保険会社等が受けた保険契約の申込み又は施行日以後に締結される保険契約（施行日前にその申込みを受けたものを除く。）について適用する。

（登記の取消し等に関する経過措置）

第一百十六条 旧法登録の生命保険募集人等が施行日前にした旧募集取締法第七条の二第三号又は七条の三各号列記以外の部分中「大蔵大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

（登録の取消し等に関する経過措置）

第一百十七条 旧法登録の生命保険募集人等のうち二十条第一項各号のいずれかに該当する行為は、新法第三百七十七条第一項第二号又は第三号に規定する行為とみなして同条の規定を適用する。

（登記の抹消等に関する経過措置）

第一百八十二条 旧法の免許を受けた保険会社は、施行日前に旧募集取締法第七条の三各号のいずれかに該当する事実があり、かつ、この法律の施行の際同条の規定による登録の抹消がされない者があるときは、それらの者は新法第三百八条第一項第二号に該当する者とみなす。

（登記事項に関する経過措置）

第一百八十三条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに他の登記をするときには、その登記と同時に同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百八十四条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百八十五条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の規定に違反したときは、当該旧法の免許を受けた保険会社の代表取締役を百万円以下の過料に処する。

（旧法等の規定に基づく処分又は手続の効力）

第一百一十三条 施行日前に旧法、旧募集取締法若しくは旧外国保険事業者法又はこれらに基づく命令の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手続で新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手続で新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百一十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によること

業者の役員又は使用人が新法第三百七条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当することとなつたときは、前項に規定する期間内において、業務の廃止又は業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

4 第一項に規定する外国生命保険事業者の役員又は使用人が前項の規定により保険募集の業務の廃止を命じられた場合には、新法第二百七十九条第一項の規定の適用については、当該業務の廃止の命令を新法第三百七条第一項の規定による新法第二百七十六条の登録の取消しとみなし。

（登記事項に関する経過措置）

第一百一十五条 この法律の施行の際旧募集取締法第七条の規定による届出をしていない旧法登録の規定による届出をしていない旧法登録の規定による届出をしていない旧法登録の規

定の適用については、旧募集取締法の規定（この附則の規定による旧法の規定に存する旧募集取締法第四条第一項の規定による従前の例によることとされる場合における旧法、旧募集取締法及び外国保険事業者の規定を含む。）により罰金の刑に処せられた者は、施行日から起算して六月を経過する日（当該六月を経過する日までに新法第二百七十五条の規定にかかるわらず、保険募集を行うことができる。その者が当該期間内に新法第二百七十七条の登録の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請について登録又は登録の拒否のみなず。

（登記事項に関する経過措置）

第一百一十六条 旧法の免許を受けた保険会社は、施行日前に旧募集取締法第七条の三各号のいずれかに該当する事実があり、かつ、この法律の施行の際同条の規定による登録の抹消がされない者があるときは、それらの者は新法第三百八条第一項第二号に該当する者とみなす。

（登記事項に関する経過措置）

第一百一十七条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに他の登記をするときには、その登記と同時に同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百一十八条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百一十九条 削除

（登記事項に関する経過措置）

第一百二十条 新法第三百九条の規定は、施行日以後に保険会社又は外国保険会社等が受けた保険契約の申込み又は施行日から起算して六月以内に、新法によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百二十二条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百二十三条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百二十四条 削除

（登記事項に関する経過措置）

第一百二十五条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百二十六条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百二十七条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百二十八条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百二十九条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百三十条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百三十四条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百三十五条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百三十六条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百三十七条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百三十八条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百三十九条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百四十条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百四十四条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百四十五条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百四十六条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

第一百四十七条 旧法の免許を受けた保険会社は、前項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

（登記事項に関する経過措置）

に係る部分に限る)、第二十三の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第四十二条、第五十八条、第一百三十六条、第一百四十三条、第一百四十七条、第一百四十九条、第一百五十八条、第一百六十四条、第一百八十七条(大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)第四条第七十九号の改正規定を除く)及び第一百八十八条规定から第一百九十条までの規定 平成十年七月一日
(保険業法の一部改正に伴う経過措置)
第一百三十条 第二十二条の規定による改正後の保険業法(以下「新保険業法」という。)第九十九条の第二項(新保険業法第一百九十九条における準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に同一人(新保険業法第九十七条の第二項に規定する同一人をいう。次項において同じ。)に対する同条第二項に規定する資産の運用の額が同項の規定により計算した額を超えている保険会社(新保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。)(外國保険会社等(新保険業法第二条第七項に規定する外國保険会社等をいう。以下同じ。)及び免許特定法人(新保険業法第二百一十三条第二項に規定する免許特定法人をいう。以下同じ。)を含む。以下この項において同じ。)の当該同一人に対する当該資産の運用については、当該保険会社が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。
2 新保険業法第九十七条の一第三項の規定は、この法律の施行の際現に同一人に対する同項に規定する資産の運用の額が合算して同項の規定により計算した額を超えている保険会社及び当該保険会社の子会社等(同項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。)又は当該保険会社の子会社等の当該同一人に対する当該資産の運用については、当該保険会社が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

新保険業法第百六条第一項の規定

五百三十二条 新保険業法第百六条第一項の規定
は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社（新保険業法第二条第十三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）としている保険会社の当該会社については、当該保険会社が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しなければならない。

前項の保険会社は、同項の届出に係る子会社は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

平成十二年三月三十一日までの日で政令で定めるまでの間は、新保険業法第百六条第一項第三号中「規定する銀行」とあるのは「規定する銀行のうち、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項（定義）に規定する破綻金融機関に該当するもの」と、同項第四号中「規定する長期信用銀行」とあるのは「規定する長期信用銀行のうち、預金保険法第二条第四項（定義）に規定する破綻金融機関に該当するもの」とする。

施行日前に、第二十二条の規定による改正前の保険業法（以下「旧保険業法」という。）第百六条第一項又は第八十条第一項の規定により内閣総理大臣がしたこれらの規定に規定する認可、当該認可に付した条件又はこれらの規定に基づづきされた当該認可に係る申請は、新保険業法第百六条第四項の規定により内閣総理大臣がした同項に規定する認可、当該認可に付した条件又は同項の規定に基づきされた当該認可に係る申請とみなす。

この法律の施行の際現に保険会社が新保険業法第百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等（当該保険会社が旧保険業法第百六条第一項又は第八十条第一項の認可を受けて株式又は持分を所有している会社を除く。次項において同じ。）を子会社としている場合には、当該保険会社は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

新規業法第百七条第一項の規定は、この法

7 新保険業法第百七条第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。）の株式等（新保険業法第二条第十二項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）を合算してその基準株式数等（新保険業法第百七条第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて所有している保険会社又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該保険会社が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該保険会社又はその子会社が同日において同条第一項の規定による事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとみなして、同条の規定を適用する。

命令は、それぞれ新規業去第百三十二条第一

命令は、それぞれ新保険業法第二百三十二条第一項、第二百四条第一項及び第二百三十条第一項の規定による改善計画の提出の要求及び変更の命令とみなす。

第一百三十五条 施行日前に、旧保険業法第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構（以下「機構」という。）の発起人及び会員にならうとする保険会社（外国保険会社等及び免許特定法人を含む。）は、施行日前においても、新保険業法第二百六十五条から第二百六十五条の三まで、第二百六十五条の五、第二百六十五条の七、第二百六十五条の十二、第二百六十五条の十三、第二百六十五条の十五から第二百六十五条の十七まで、第二百六十五条の三十及び第二百六十五条の三十四並びに新保険業法附則第一条の四の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他の機構の設立に必要な行為、機構への加入に必要な行為及び機構の設立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な行為をすることができる。

2 機構の発起人は、施行日前においても、新保険業法第二百六十五条の八、第二百六十五条の十九、第二百六十五条の十五、第二百六十五条の三十及び第二百六十五条の三十四並びに新保険業法附則第一条の八の規定の例により、機構の設立の認可及び役員の選任の認可並びに、機構のため、機構の業務規程、その成立の日を含む事業年度の予算及び資金計画並びに負担金率の認可の申請をし、大蔵大臣の認可を受けることができる。この場合において、これらの認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第一百三十七条 この法律の施行の際現に保険会社（外国保険会社等を含む。以下この条及び次条において同じ。）が旧保険業法第二百四十二条の規定により内閣総理大臣から業務（外国保険会社等にあっては、日本における業務。以下この条において同じ。）の全部若しくは一部の停止、保険契約の移転若しくは合併の協議（外国

保険会社等にあつては、日本における保険契約の移転の協議の命令又は保険管理人による業務及び財産（外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産。次項において同じ。）の管理を命ずる処分を受けている場合には、当該保険会社については、新保険業法第二百六十五条の管理二項及び第二百六十五条の三第一項の規定は、適用しない。

前項の規定の適用を受ける保険会社のうち、この法律の施行後にその業務及び財産の状況が再び正常になったと認められるもので、金融再生委員会が指定するものについては、その指定の日から、新保険業法第二百六十五条の二第二項及び第二百六十五条の三第一項の規定を適用する。

第二百三十八条

</div

後の規定の実施状況、金融システムを取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日)
附 則 (平成一〇年一〇月一六日法律第一三二号)

第一条 この法律は、金融再生委員会設置法(平成十年法律第二百三十号)の施行の日から施行する。

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する不正行為を助長する行為等の防止を図るために必要な麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同所有の規定に関する法律、不動産特定共同所有の規定に関する法律、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行行法

2 権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資本の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為

3 す。は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

旧担保附社債信託法等の規定により内閣總理大臣その他の国の機関に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の国の機関に對して報告、届出提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての效力を有するものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年八月一三日法律第一二五号) 抄
(施行期日)

法第十二条第一項の改正規定、附則第十三条中
船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七百七
十七号）第四十二条第一項の改正規定、附則第
十六条中信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三
三十八号）第五十五条の三第三項及び第五十七
条第一項の改正規定、附則第十八条中労働金庫
法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六十
一条第一項の改正規定、附則第二十三条中銀行
法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の
二第三項の改正規定及び同条第四項を削る改
規定、附則第二十六条の規定、附則第二十七条
中保険業法（平成七年法律第二百五号）第十五条
に一項を加える改正規定、同法第五十五条第一
項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十
二条の二第三項の改正規定、同条第四項を削る
改正規定、同法第二百五十五条第二項、第百八十八条
第一項、第百十九条及び第百九十九条の改正規
定並びに同法附則第五十九条第二項及び附則第
九十条第二項を削る改正規定、附則第二十九条
中株式の消却の手続に関する商法の特例に関する
法律（平成九年法律第五十五号）第七条第二
項の改正規定並びに附則第三十一条中特定目的
会社による特定資産の流動化に関する法律（平
成十年法律第二百五号）第一百一条第一項及び第
二条第三項の改正規定は、平成十二年四月一日
から施行する。

ノ十五第一項、第三百六十三条第一項、第三百七十二条第一項、第三百七十四条第一項、第三百八十九条第一項、第四百五十五条第一項若しくは第四百二十八条第一項（これらの規定を旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。）の訴えの提起があつた場合、第六条の規定による改正前の農業協同組合法第七十三条の十四第一項の訴えの提起があつた場合、第七条の規定による改正前の証券取引法第一百一条の十五第一項の訴えの提起があつた場合、第十三条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（次項において「旧投信法」という。）第九十四条第二項の訴えの提起があつた場合、第五十五条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律第八十条の十六第一項の訴えの提起があつた場合、第十八条の規定による改正前の金融先物取引法第三十四条の十八第一項の訴えの提起があつた場合、第十九条の規定による改正前の保険業法第八十四条第一項の訴えの提起があつた場合又は第二十三条の規定による改正前の中間法人法第二十二条第一項、第三十八条第二项若しくは第三項、第七十九条第一項、第九十五条第一項若しくは第一百二十五条第一項の訴えの提起があつた場合における公告については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に、旧商法第三百九条第一項（旧商法又は他の法律において準用する場合を含む。）の弁済がされた場合、第三条の規定による改正前の有限会社法第六十四条第一項若しくは第六十七条第一項の決議をした場合、第五条の規定による改正前の担保附社債信託法第八十二条第一項の規定により受託会社が担保権を実行した場合、旧投信法第一百三十九条の五第一項の弁済がされた場合、第二十条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律第一百一条第一項の弁済がされた場合、第二十二条第一項の規定による改正前の革新事業創出促進法第十条の十第一項若しくは第七項の決議をした場合又は第二十四条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による改正前の資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

りてなお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日） 附 則（平成一六年六月九日法律第八八号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中社債等の振替に関する法律第四十八条の表第三十三条の項を削る改正規定（同表第八十九条第二項の項に第九十条第一項の項を加える改正規定、同法第一百五十五条、第一百八十八条、第一百二十二条及び第一百二十三条の改正規定（同条を第二百九十九条とする部分を除く。）、同法第六章の次に七章を加える改正規定（第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び

（保険業法の一部改正に伴う経過措置） 第四十二条 第一百二十八条の改正規定（同条を第二百九十九条とする部分を除く。）、同法第六章の次に七章を加える改正規定（第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第一百二十六条の改正規定、附則第一百二十条から第一百二十二条までの規定、附則第一百二十三条中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第一百三十一号）第十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定、附則第一百二十五条の規定並びに附則第一百二十九条中会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）第二百五十五条第四項及び第二百二十四条の規定、附則第一百二十五条から第一百二十二条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（検討） 第百三十七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の株式等の取引に係る決済制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附則） 第百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

（施行期日） 附 則（平成一六年六月九日法律第九七号）抄

（施行期日） 第百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及び投資法人に関する法律（昭和二十四年法律第一百八十三条号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九十五条及び第一百九条の規定、附則第一百十二条中融事業に関する法律（昭和二十四年法律第一百八十三号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第一百九条から第二十九条まで、第三十一条（第一項を除く。）、第三十六条から第四十一条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条の規定、附則第五十九条中協同組合による金資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。）、第四条から第七条までの規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十一条（第一項を除く。）、第三十六条から第四十一条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条の規定、附則第五十九条中協同組合による金資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。）、第四条から第七条までの規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十

（罰則の適用に関する経過措置） 第百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及び投資法人に関する法律（昭和二十四年法律第一百八十三条号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九十五条及び第一百九条の規定、附則第一百十二条中融事業に関する法律（昭和二十四年法律第一百八十三号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第一百九条から第二十九条まで、第三十一条（第一項を除く。）、第三十六条から第四十一条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条の規定、附則第五十九条中協同組合による金資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。）、第四条から第七条までの規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十

（罰則の適用に関する経過措置） 第百三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

保険業に係る業務を行うものに限る。)の所在地を記載し、又は記録しなければならない。第三項第二号から第四号までに掲げる書類には、主務省令で定める事項を記載しなければな

7 らない
行政庁は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準に適合す

ると認めるときは、同項の認可をするものとす
る。この場合において、当該認可を受けた者が、
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及
び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関
する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律（平成十八年法律第五十号）。以下「整備
法」という。第四十二条第一項に規定する特
例社団法人又は特例財団法人であるときは、当
該認可は、整備法第六条第一項（整備法第二百
二十二条第一項において読み替えて準用する場
合を含む。）の登記をした日にその効力を生ず
るものとする。

一 当該申請者（以下二つ目からして
るものとする。

〔三語目詰をした者（レ）の事に付いては、
「申請者」という。〕が一般社団法人又は一般
財団法人であつて次のいづれにも該当しない
こと。
イ 定款の規定が法令に適合しない一般社団
 法人又は一般財団法人
ロ 理事会を置かない一般社団法人
ハ 附則第四条第一項及び第二項において読
 み替えて準用する保険業法第百三十三条第
 一項第二百七十二条の二十七の規定により第
 二百七十二条の二十七の規定により第

一項の認可を取り消された一般社団法人又は一般財團法人

に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが

本団法人又は一般財団法人

(1) 法人 当する者のある一般社団法人又は一般財團
預り金及び金利等の取締りに関する法律
若しくは暴力団員による不当な行為の防

(4) 等処罰に関する法律（平成十三年法律第七十号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十一年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

(3) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(4) 法人（法人でない社団又は財團で代表者は又は管理人の定めのあるものを含む。）が、保険業法第三百三十三条若しくは第百三十四条の規定により同法第三条第一項の免許を取り消され、同法第二百五十五条若しくは第二百六条の規定により同法第八十五条第一項の免許を取り消され、同法第二百三十二条若しくは第二百三十三条若しくは第二百三十二条の規定により同法第二百十九条第一項の免許を取り消され、同法第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により同法第二百七十二条第一項の登録を取り消され、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）。以下「平成二十一年改正法」という。）による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する保険業法第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられ、若しくは同法第三百七十三条第一項の規定により同法第二百七十六条若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政处分

(5) を含む。)を取り消され、若しくは当該
　　外国において行われている同種類の事業
　　の廃止を命ぜられた場合において、その
　　取消し又は廃止を命ぜられた日前三十日
　　以内にその法人の取締役、執行役、会計
　　参与、監査役、代表者若しくは管理人又
　　は日本における代表者であつた者(これ
　　らに類する役職にあつた者を含む。)で、
　　その取消し又は廃止を命ぜられた日から
　　五年を経過しない者

(6) 保険業法第三百七条第一項の規定によ
り同法第二百七十六条若しくは第二百八
十六条の登録を取り消され、又は同法に
相当する外国の法令の規定により当該外
国において受けている同種類の登録(当
該登録に類する許可その他の行政处分を
含む。)を取り消された者で、その取消
しの日から五年を経過しない者

(7) 保険業法第三百三十三条の規定により解
任を命ぜられた取締役、執行役、会計参
与若しくは監査役、同法第二百五条若しく
は第二百三十一条の規定により解任を
命ぜられた日本における代表者、同法第
二百七十二条の二十六第二項の規定によ
り解任を命ぜられた取締役、執行役、会
計参与若しくは監査役、平成二十二年改
正法による改正前の附則第四条第一項の
規定により読み替えて適用する保険業法
第二百七十二条の二十六第二項の規定に
より解任を命ぜられた役員(法人でない
社団又は財團の代表者又は管理人を含
む。)又はこの法律若しくは保険業法に
相当する外国の法令の規定により解任を
命ぜられた取締役、執行役、会計参与若
しくは監査役若しくは日本における代表
者(これらに類する役職にあつた者を含
む。)で、その処分を受けた日から五年
を経過しない者

認可特定保険業者(第一項の認可を受
けて特定保険業を行う者をいう。以下同
じ。)が附則第四条第一項及び第二項
において読み替えて準用する保険業法第
百三十三条又は第二百七十二条の二十七
の規定により第一項の認可を取り消され
た場合において、その取消しの日前三十
日以内にその認可特定保険業者の理事又
は監事であった者

(5) 五年を経過しない者
　　保険業法第三百七条第一項の規定により同法第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消され、又は同法に相当する外国の法令の規定により当該国外において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された者で、その取消しの日から五年を経過しない者

(6) 五年を経過した後も、(5)の規定により解任を命ぜられ、又は解任後、執行役、会計監査人等の職務を充ててゐる者

(10) 平成二十二年改正法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有する」ととされる平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第一項の規定により謹み替えて適用する保険業法第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられた場合において、その廃止を命ぜられた日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、代表者又は管理人であった者（これらに類する役職にあつた者を含む。）

の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する保険業法第二百七十二条の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）

二、少額短期保険業者

三 申請者が特定保険業を的確に遂行するためには、必要な基準として主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有すること。

五 他に行う業務が特定保険業を適正かつ確実に運営するに足りる人的構成を有すること。

六 第三項第二号及び第三号に掲げる書類に記
められないものである」と。

載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

(8) 附則第四条第一項及び第二項において
読み替えて準用する保険業法第百三十三
条の規定により解任を命ぜられた理事又
は監事

第百三十九条	第二項	第三項	第百三十七条	第百三十三条	第一項	第百三十七条	二項	第百三十六条	第一項の契約書に係る契約書	公告	て「移転契約書」という。の作成日
どうか	どうか	公告	ば	公告するところに、移転対象契約者にこれら的事項を通知しなければ	官報に公告し、又は移転対象契約者に対して各別に通知しなければ	決議が決議をした	その営業時間	移転業者の営業時間	移転対象契約者	移転契約書	公告又は通知

第百四 十条第 一項	第一百四 十三条第 三項	公告	官報に公告
（認可特定保険業者等に対する保険業法の規定の準用）	この法律又は この法律若し くは 役員、会計参与 役、取締役、執行 役、監査 き社員、監査 職務を行うべき 若しくはその 事項を掲載する 方に掲載する方 ににより	公告が当該会 社の公告方法 として定める 時事に関する 事項を掲載する 日刊新聞紙	ると認められるもの であるかどうか）
第四条 保険業法第九十七条第二項、第一百条の二 第一項、第一百条の四、第一百十条（第二項を除く。）、第一百十一条（第二項を除く。）、第一百十三 条から第一百十六条（第二項を除く。）まで、第 十五号及び第 三号及 条第一 項第十 三号及 第 三 百 三 十三 条第一 項第六 号及び 第十号 十五号	この法律又は この法律若し くは 役員、会計参与 役、取締役、執行 役、監査 き社員、監査 職務を行うべき 若しくはその 事項を掲載する 日刊新聞紙	役員（法人でない社 団又は財團の代表者 又は管理人を含む。）	公告が

項第四	号及び第九	場合を含む
項第三	第三百三十三	項各号
外の部	第三百三十三	列記以
同項各号	第一百九十九条において 三百三十三条第一項第一号	役員
号	第一百八十八条第二項各号	役員

第一項」と、「登録を取り消された」とあるのは「登録を取り消され、若しくは保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)」以下「平成十七年改正法」という。附則第四条第一項において準用する第百三十三条若しくは第二百七十二条の二十七の規定により平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を取り消された」と、「その会社」とあるのは「その法人」と、「若しくは監査役」とあるのは「監査役、理事若しくは監事」と、同号亦中「第一百三十三条」とあるのは「第一百三十三条(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)」と、「若しくは監査役、二百五条」とあるのは「監査役、理事若しくは監事、第二百五条」と、同法第一百七十二条の三十三第一項第一号ハ(1)中「若しくは第三百七十七条第一項」とあるのは「第三百七十七条第一項第一号ハ(1)中「若しくは第三百七十七条第一項」とあるのは「第二百七十二条の二十七の規定により平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を取り消された」と、同号ハ(3)及び同項第七十二条ハ中「第二百七十二条の四第一項第十号イ」とあるのは「平成十七年改正法附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する第二百七十二条の四第一項第十号イ」と、同法第一百七十二条の三十七第七条第一項第三号中「第二百七十二条の三十三第一項第一号ハ」とあるのは「平成十七年改正法附則第四条第三項の規定により読み替えて適用する第二百七十二条の三十三第一項第一号ハ」とする。

4 認可特定保険業者は、子会社を保有してはならない。ただし、行政方が、認可特定保険業者による子会社の保有について、当該認可特定保険業者の行う特定保険業の健全かつ適切な運営又は保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者の他の関係者の保護に資するものと認め、これを承認したときは、この限りでない。

5 前項の「子会社」とは、法人がその総株主等の議決権(保険業法第二条第十一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この項において同じ。)の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の

6 当該法人の子会社とみなす。

認可特定保険業者は、特定保険業（これに附帯する業務及び保険代理業（第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第二百七十二条の十一第一項に規定する保険代理業をいう。）を含む。次項において同じ。）に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理しなければならない。

7 認可特定保険業者は、特定保険業に係る会計に関し次に掲げる行為をしてはならない。ただし、行政庁の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 特定保険業に係る会計から他の業務に係る会計へ資金を運用すること。

二 特定保険業に係る会計に属する資産を担保に供して他の業務に係る会計に属する資金を調達すること。

三 前二号に掲げるもののほか、特定保険業の健全かつ適切な運営に支障が生ずるおそれがある行為として主務省令で定める行為を行うこと。

8 認可特定保険業者の目的、事務所（特定保険業に係る業務を行うものに限る。）の所在地その他特定保険業に関する事項に係る定款の変更についての社員総会又は評議員会の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

9 行政庁は、前項の認可の申請があつた場合において、当該認可の申請に係る定款の変更後に進行する特定保険業が、当該定款の変更前に行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められないときは、当該認可をしてはならない。

10 行政庁は、認可特定保険業者に係る次に掲げる額を用いて、認可特定保険業者の経営の健全性を判断するための基準として保険金等（保険金、返戻金その他の給付金をいう。）の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準を定めることができる。

一 基金（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二百三十二条に規定する基金をいう。第十九項において同じ。）準備金その他の主務省令で定めるものの額の合計額

第百三 十六条	第百三 十六条	第百三 第三項	第百三 第二項	第百三 第六条	第百三 第一項	第百三 十六条	第百三 第一項	第百三 十五条	第百三 第一項	この法律
公告		含む。)	によらなければならぬ	又は第六 十二条第 二項	、第六十二 条第二項	又は社員 総会	、社員總 会	公告	会社等 保険業者	この法律及び保険業法 の一部を改正する法律 (平成十七年法律第三十 八号。以下「平成十七年 改正法」という。) 外国保険会社等、少額短 期保険業者及び認可特定 保険業者
公告又は通知 集の通知)	公告又は通知	含む。) 又は一般社団 法人及び一般財團法人に 関する法律第三十九条第一 項(社員総会の招集の通 知)若しくは第百八十二 条第一項(評議員会の招 集の通知)	又は一般社団法人及び一 般財團法人に関する法律 第四十九条第二項(社員 総会の決議)若しくは第 百八十九条第二項(評議 員会の決議)に定める決 議によらなければなら ない	又は第六 十二条第 二項	、第六十二 条第二項	又は評議員会 総代会)又は評 議員会 総代会)	又は社員 総会	公告又は通知	会社等 保険業者	この法律及び保険業法 の一部を改正する法律 (平成十七年法律第三十 八号。以下「平成十七年 改正法」という。) 外国保険会社等、少額短 期保険業者及び認可特定 保険業者

										第一項	第二項	第三項	
第二項	第十九条	第一百三	第一項	第一百三	第一項	第一百三	第四項	第一百三	第十七条	第一百三	第十七条	第一百三	内閣府令
どうか	大臣	内閣総理	大臣	内閣総理		内閣府令	内閣府令	内閣府令	公告	公告するとともに、移転対象契約者にこれら的事項を通知しなければ	公告し、又は移転対象契約者に各別に通知しなければならない。この場合において、当該移転業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による公告を同法第三百三十一条第一項第四号（公告方法）に掲げる方法により行う旨を定款で定めているときは、この項の規定による公告は、当該方法に加えて、官報に掲載する方法でしなければ	公告するとともに、移転対象契約者に各別に通知しなければならない。この場合において、当該移転業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による公告を同法第三百三十一条第一項第四号（公告方法）に掲げる方法により行う旨を定款で定めているときは、この項の規定による公告は、当該方法に加えて、官報に掲載する方法でしなければ	内閣府令
どうか	行政庁	行政庁	行政庁		主務省令	主務省令	主務省令	主務省令	公告又は通知	公告するとともに、移転対象契約者に各別に通知しなければならない。この場合において、当該移転業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による公告を同法第三百三十一条第一項第四号（公告方法）に掲げる方法により行う旨を定款で定めているときは、この項の規定による公告は、当該方法に加えて、官報に掲載する方法でしなければ	公告し、又は移転対象契約者に各別に通知しなければならない。この場合において、当該移転業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による公告を同法第三百三十一条第一項第四号（公告方法）に掲げる方法により行う旨を定款で定めているときは、この項の規定による公告は、当該方法に加えて、官報に掲載する方法でしなければ	内閣府令	

第三項	第十四条	第二項	第一百四十四条	第一百四十五条	この法律
二条第二項	又は第六十 四条	株主総会等 委託会社 く。)	外国保険会 社等（内閣 府令で定め るもの）を除 く。）	第一百四 十四条	の規定 （これら の規定に 係る罰則 を含む。） は、認可特定 保険業者 について準 用する。この 場合において、 次の表の上欄 に掲げる同法 の規定中同表 の上欄に掲 げる字句は、 それぞれ同表 の下欄に掲 げる字句と 読み替える ほか、必要な 技術的読み替 えは、政令で 定める。
人に関する 法律第四十 二条	、第六十二 条第二項に 定める決議 又は一般社 団法人及び一 般財団法 人に関する法 律第四十 二条	株主総会等 （株主總 會、社員總會 （總代會）又 は評議員會 を設けてい るときは、 總代會）又 は評議員會 をいう。以下 同じ。）	外国保険会 社等（主務 省令で定め るもの）を除 く。）、少額短期保 險業者及び認可特定保 險業者	第一百四 十四条	この法律及 び保険業法 等の一部を改 正する法律 （平成十七年法 律第三十八号。 以下「平成 十七年改正法」 といふ。）

五百六十五条の二十 会社法第七百四十八条		五百六十五条の二十 会社法第七百四十八条		五百六十五条の二十 会社法第七百四十八条		五百六十五条の二十 会社法第七百四十八条		五百六十五条の二十 会社法第七百四十八条		五百六十五条の二十 会社法第七百四十八条	
分外の部	列記以各号	五百六十五条の二十 会社法第七百四十八条	五百六十五条の二十 会社法第七百四十八条	五百六十五条の二十 会社法第七百四十八条	五百六十五条の二十 会社法第七百四十八条	五百六十五条の二十 会社法第七百四十八条	五百六十五条の二十 会社法第七百四十八条	五百六十五条の二十 会社法第七百四十八条	五百六十五条の二十 会社法第七百四十八条	五百六十五条の二十 会社法第七百四十八条	
けられれば	により公告しな	を官報及び	会社法合併会社	会社又は合併に より設立する会 社が保険業を営 む株式会社	会社法合併会社	一般社団法人又は 一般財団法人に關 する法律第二百四 条第一項及び第二 百五十条第一項 (吸收合併契約に 關する書面等の備 置き及び閲覧等)	主務省令	同法第七百八十 二条第一項、第 七百九十四条第 一項(吸收合併 契約等に関する 書面等の備置き 及び閲覧等)及 び第八百三条第 一項(新設合併 契約等に関する 書面等の備置き 及び閲覧等)	会社又は合併に より設立する会 社が保険業を営 む株式会社	一般社団法人又は 一般財団法人に關 する法律第二百四 条第一項及び第二 百五十条第一項 (吸收合併契約に 關する書面等の備 置き及び閲覧等)	
(公告方法)に掲	(一般社団法人及 び一般財団法人に 關する法律第三百 三十一条第一項第 二号又は第三号	について、官報に 公告するほか、		業者	合併認可特定保険	一般社団法人又は 一般財団法人に關 する法律第二百四 条第一項及び第二 百五十条第一項 (吸收合併契約に 關する書面等の備 置き及び閲覧等)			一般社団法人又は 一般財団法人に關 する法律第二百四 条第一項及び第二 百五十条第一項 (吸收合併契約に 關する書面等の備 置き及び閲覧等)	一般社団法人又は 一般財団法人に關 する法律第二百四 条第一項及び第二 百五十条第一項 (吸收合併契約に 關する書面等の備 置き及び閲覧等)	

人及び一般財團法人に関する法律第三百三十九条第一項第三号又は第四号に掲げる方法によりするとき 当該公告の開始後一月を経過する日

第十七項において読み替えて準用する保険業法第六十五条の二十四（第九項を除く。）の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

認可特定保険業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、附則第二条第一項の認可は、その効力を失う。

一 特定保険業を廃止したとき。

二 解散したとき（設立を無効とする判決が確定したときを含む。）。

三 保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたとき。

四 当該認可を受けた日から六月以内に特定保険業（引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理に係る業務を除く。）を開始しなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ行政庁の承認を受けたときを除く。）。

次に掲げる場合には、行政庁は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第三百三十二条第一項又は第三百三十三条の規定により附則第二条第一項の停止を命じたとき。

二 第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第三百三十三条又は第三百七十二条の二十七の規定により附則第二条第一項の認可を取り消したとき。

三 前項の規定により附則第二条第一項の認可がその効力を失つたとき。

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百三十四条（第二項を除く。）、第三百三十五条、第三百三十六条及び第三百三十七条第一項の規定並びにこれらの規定に係る同法第三百三十七条第三項、第三百三十八条第一項及び第三百三十九条の規定は認可特定保険業者の保険計理人について、同法第三百三十七条第二項の規定及び当該規定に係る同法第三百三十八条第一項の規定はこの項において読み替えて準用する同法第三百三十七条第一項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に

号第一条
二項第

	並びに監査役、監査等委員及び監査委員	いて同じ。)の
損害保険代理店	次条の登録を受けた	
媒介(損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用者にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府	媒介	一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)附則第四条第一項において準用する第二百七十二条の二十一第一項の届出がなされた保険代理店(認可特定保険業者の委託を受けて、当該認可特定保険業者のために保険募集を行う者(法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるもの)を含む。)であつて、当該認可特定保険業者の社員又は役員若しくは使用者でないものをいう。)
媒介	及び監事	

用する。この場合において、同法第二百八十三条第四項中「第一項の規定は」とあるのは、「第一項の規定は」と、「妨げない」と、同条第五項中「第一項及び第三項」とあるのは、「第一項」と、同法第三百条规定は、「保険募集再委託者から保険募集再受託者の等に対する求償権の行使を妨げない」とあるのは、「妨げない」と、同条第五項中「第一項及び第三項」とあるのは、「第一項」と、同法第三百条规定は、「保険募集再委託者から保険募集再受託者の等に対する求償権の行使を妨げない」とあるのは、「第一項中、「保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行つた団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは、「又は保険募集」と、「行為（自らが締結した又は保険募集を行つた団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させたための行為）」とあるのは、「第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限り、次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては同号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）」とあるのは、「行為」と、同項第一号中「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」とあるのは、「重要な事項」とする。

登記又は一般社団法人等移行登記（以下この条及び附則第三十四条の一第一項において「移行登記」と総称する。）をした日から起算して一年を経過する日までの間（次項の保険契約の施行並びに保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行うことができないことについて内閣総理大臣がやむを得ない事由があると認めるときは、内閣総理大臣の指定する日までの間）は、内閣総理大臣の指定期間にかかるらず、移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行なうことができる。

前項の場合において、当該移行法人は、同項に規定する一年を経過する日までの間に、その業務及び財産の管理を行なう保険契約について、保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）、少額短期保険業者若しくは認可特定保険業者との契約により当該保険契約を移転し、又は保険会社、少額短期保険業者若しくは認可特定保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならぬ。

第五項の規定により移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行なう移行法人は、少額短期保険業者とみなして、保険業法第二百七十二条の二十二、第二百七十二条の二十三、第一百七十二条の二十五第五項第一項、第二百七十二条の二十六及び第一百七十二条の二十七の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第二百七十二条の二十六第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び第三号から第五号まで」と、「第二百七十二条の四第一項第八号」及び消す」とあるのは「業務の廃止を命ずる」と、同項第一号中「第一百七十二条の四第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号」とあるのは「第二百七十二条の四第一項第八号」と、同項第三号中「小規模事業者でなくなつたとき、その他法令」とあるのは「法令」と、同項第四号中「第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「保険約款（これに相当するものを含む。）」と、同項第二項中「取締役、執行役、会計参与又は監査役」とあるのは「役員」と、「第二百七十二条の二十七中「第二百七十二条の四第一項第十号に掲げる書類」とあるのは「保険約款（これに相当するものを含む。）」と、同項第二項中「取締役、執行役、会計参与又は監査役」とあるのは「法令」と、同法第二百七十二条の二十七中「第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「業務の廃止」とあるのは「業務の廃止」とある。

「を命ずる」と、同法第三百三十三条第一項中「**「発起人、設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役」とあるのは、「役員」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。**

（登記簿に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に登記所に備えられて、**「外國相互保険会社登記簿とみなす」**。

一項又は第二項の規定により特定保険業を行っている相互保険会社登記簿は、新保険業法第六十四条の相互会社登記簿とみなす。

第八条 この法律の施行の際現に登記所に備えられて、**「外國相互保険会社登記簿は、新保険業法第二百四十四条の外國相互会社登記簿とみなす」**。

（業務の停止及び計画の承認に関する経過措置）

第九条 新保険業法第二百四十五条（新保険業法第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第二百四十七条第一項の規定は、平成十八年四月一日以後にされる新保険業法第二百四十二条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分について適用し、同日前にされた旧保険業法第二百四十二条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分については、なお従前の例による。

（保険契約の移転等における契約条件の変更に関する経過措置）

第十一条 新保険業法第二百五十一条（新保険業法第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百五十四条又は第二百五十五条の二の規定は、平成十八年四月一日以後に新保険業法第二百四十二条第一項の規定による合併等の協議の命令若しくは保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分がされる場合又は保険会社（外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。）が新保険業法第二百六十条第二項の規定による合併等の協議の命令若しくは保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分がされた場合又は保険会社が旧保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当する場合における保険契約の移転、合併契約又は株式の取得における契約条件の変更について適用し、同日前に旧保険業法第二百四十二条第一項の規定による破綻保険会社に該当することとなる場合における保険契約の移転、合併契約又は株式の取得における契約条件の変更について適用する場合は、新保険業法第二百四十二条第一項の規定による保険契約の変更について適用する。

第十一條 新保険業法第二編第十章第四節第二款の規定は、平成十八年四月一日以後に新保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当する者に係る保険契約者保護機構の行う新保険業法第二百六十五条の三十に規定する資金援助等業務について適用し、同前に旧保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当した者に係る保険契約者保護機構の行う旧保険業法第二百六十五条の三十に規定する資金援助等業務については、なお従前の例によることとなる場合における保険契約の移転、合併契約又は株式の取得における契約条件の変更については、なお従前の例による。

(資金援助等に関する経過措置)

第十二条 新保険業法第二百七十条の六の八第二項の規定は、平成十八年四月一日以後に新保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当する者に係る新保険業法第二百七十条の六の八第一項に規定する保険金請求権等の買取りについて適用し、同前に旧保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当した者に係る旧保険業法第二百七十条の六の八第一項に規定する保険金請求権等の買取りについては、なお従前の例による。

(保険議決権保有届出書に関する変更報告書の提出に関する経過措置)

第十三条 新保険業法第二百七十七条の四第一項の規定は、附則第一条第一号に定める日以後に新保険業法第二百七十七条の三第一項各号に掲げる事項の変更があった場合の新保険業法第二百七十七条の四第一項に規定する変更報告書の提出について適用し、同前に旧保険業法第二百七十七条の三第一項各号に掲げる事項の変更があつた場合の旧保険業法第二百七十七条の四第一項に規定する変更報告書の提出については、なお従前の例による。

(保険持株会社に係る業務報告書等に関する経過措置)

第十四条 新保険業法第二百七十七条の二十四の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する中間業務報告書及び業務報告書について適用し、施行日前に開始した營業年度に係る旧保険業法第二百七十七条の二十一第一項に規定する業務報告書については、なほ従前の例による。

(特定保険業を行う法人に関する経過措置)
第十五条 この法律の施行の際に特定保険業者を行つてゐる法人（株式会社及び認可特定保険業者となつた者を除く。以下この条において同じ）が保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした場合においては、同法第二百七十七条の二条の四第一項第一号の規定は適用しない。

前項の法人に対する保険業法第二百七十二条の二第一項及び第二百七十二条の四第一項の規定の適用については、同法第二百七十二条の二第一項第二号中「資本金の額又は基金の総額」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、同項第三号中「取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）」とあるのは「役員」と、同法第二百七十二条の四第一項第二号中「資本金の額又は基金の総額」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、「株式会社等」である場合は「出資の額又は基金の総額」と、「株式会社等」である場合は「法人」と、同項第三号から第八号までの規定中「株式会社等」とあるのは「法人」と、同項第九号中「他に行う業務が第二百七十二条の十一第二項ただし書に規定する内閣府令で定める業務以外の業務である株式会社等又は当該他に行う」とあるのは「他に行う」と、「認められる株式会社等」とあるのは「認められる法人」と、同項第十号中「取締役、執行役、会計参与又は監査役」とあるのは「役員」と、「株式会社等」とあるのは「法人」と、同項第十一号中「株式会社等」とあるのは「法人」とする。

第一項の法人で保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けた少額短期保険業者（以下この条において「特定少額短期保険業者」という。）の出資の権利を有する者（行政庁その他の政令で定められた者を除く。）は、内閣総理大臣の承認を受けなければ、当該権利を行使することができない。

特定少額短期保険業者に対する保険業法第二百七十二条の十一第二項及び第二百七十二条の二十六の規定の適用については、同項中「少額短期保険業に関連する業務として内閣府令で定める業務で、当該少額短期保険業者が」とあるい。

9 8 7 6 のは「当該少額短期保険業者が」と、同法第二百七十二条の二十六第一項第一号中「第二百七十二条の四第一項第一号から第四号まで」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第二百七十二条の四第一項第二号から第四号まで」と、同条第二項中「取締役・執行役・会計参与又は監査役」とあるのは「役員」とする。

特定少額短期保険業者は、保険業法第二百七十二条の二十九又は附則第四条第十一項の規定にかかわらず、同法第二百七十二条の二十九又是附則第四条第十一項において読み替えて準用する同法第二百三十五条第一項に規定する移転先会社となることができない。

特定少額短期保険業者が保険業法第二百七十二条の二十九において準用する同法第二百三十五条第三項に規定する移転会社である場合においては、同法第二百七十二条の二十九において準用する同法第二百三十六条の二第一項中「取締役(指名委員会等設置会社にあっては、「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転執行役」とあるのは「役員」と、「前条第一項の株主総会等の会日」の二週間前」とあるのは「第一百三十五条第一項の契約に係る契約書(以下この節において「移転契約書」という。)の作成日」と、「第一百三十五条第一項の契約に係る契約書その他の」とあるのは「移転契約書その他の」と、同条第二項中「移転会社の株主又は保険契約者」とあるのは「移転対象契約者」と、同法第二百七十二条の二十九において準用する同法第二百三十七条第一項中「決議をした」とあるのは「決議があつた」と、同法第二百七十二条の二十九において準用する同法第二百三十八条第一項中「第一百三十六条第一項の決議」とあるのは「移転契約書の作成」とする。

特定少額短期保険業者は、保険業法第二百七十二条の三十第二項又は附則第四条第十四項の規定にかかわらず、同法第二百七十二条の三十九第二項又は附則第四条第十四項において読み替えて準用する同法第二百四十四条第一項に規定する受託会社となることができない。

特定少額短期保険業者が保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する同法第二百四十四条第一項(見三)の規定にかかわらず、同法第二百七十二条の三十第二項又は附則第四条第十四項において読み替えて準用する同法第二百四十四条第一項に規定する受託会社となることができない。

においては、同項中「当該管理の委託をする保険会社（以下この節において「委託会社」といいう。）及び受託会社」とあるのは「受託会社」と、同法第二百七十二条の三十第二項において準用する同法第四十六条第三項中「商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第四十六条（添付書面の通則）（これらの規定を第六十七条において準用する場合を含む。）に定める書類のほか、次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類」と、同法第二百七十二条の三十第二項において準用する同法第四十六条第一項中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする。

特定少額短期保険業者は、他の法律の規定にかかわらず、定款に解散の事由を定めてはならない。

11 特定少額短期保険業者は、解散又は特定保険業を廃止しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

12 保険業法第五百五十三条第一項の規定は前項の認可の申請について、同条第三項の規定は前項の認可の申請をした特定少額短期保険業者について、同法第五百五十四条の規定は同項の認可を受けた特定少額短期保険業者について、それぞれ準用する。

13 特定少額短期保険業者の合併は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

14 保険業法第六百六十七条第二項の規定は、前項の認可の申請について準用する。

15 第十三項の認可を受けて合併により設立される法人は、当該設立の時に、保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けたものとみなす。

16 特定少額短期保険業者の会社分割は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

17 保険業法第七百七十三条の六第二項の規定は、前項の認可の申請について準用する。

18 特定少額短期保険業者に対する保険業法第二編第十章第二節の規定の適用については、同法第二百五十条第四項中「第一項の場合において、保険会社等」とあるのは「第一項の場合において、保険会社等（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者などを除く。）」と、「外国保険会社等」とあるのは「外国保険会社等（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者などを除く。）」とある。

規定する特定少額短期保険業者を含む。」と、同法第二百五十四条第三項中「第一項の保険会社等は」とあるのは、「第一項の場合において、特定少額短期保険業者（保険業法等の一部を改正する法律附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者をいう。以下この項において同じ。）を除く。」にあっては、「目的となつてゐる旨を、特定少額短期保険業者にあっては合併契約書の作成日において、当該契約条件の変更を含む合併契約書が作成された旨を、それぞれ」とする。

20 第二十九条 特定少額短期保険業者に対する保険業法第三百三十三条の規定の適用については、同第一条第一項中「発起人、設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役」とあるのは、「発起人、役員」とする。

（特定少額短期保険業者の公告方法は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法とする。）

（特定保険業者であつた少額短期保険業者等に関する経過措置）

第六十条 特定保険業者（平成二十二年改正による改正前の附則第二条第三項に規定する特定保険業者（認可特定保険業者となつた者を除く。））をいう。（以下この条において同じ。）であつた少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者（施行日から起算して二年を経過する日までの間に平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二条の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に限る。）は、令和五年三月三十一日までの間は、保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、保険金額が同法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超えるかつて、保険契約の締結の時点及び保険の種類に応じて政令で定める金額以下である保険の引受けを行ふことができる。

少額短期保険業者は、前項の規定により保険金額が保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超える保険の引受けを行ふときは、内閣府令で定めるところにより、当該超える金額以上の金額を再保険金額とする再保険を（外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。）二千六千六百六十円とする。

8 少額短期保険業者は、第一項の規定により保険金額が保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超える保険の引受けを行うときは、あらかじめ、再保険に付す保険会社の商号、名称又は氏名、再保険の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 二 再保険に付す保険会社の商号、名称又は氏名

三 内閣府令で定める事項

4 第一項の規定により保険金額が保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超える保険の引受けを行う場合において、その保険に係る再保険を外国保険業者（外国保険会社等）を除く。以下この条において同じ。）に付すこととが次に掲げる場合に該当するものとして内閣総理大臣の承認を受けた少額短期保険業者については、第二項の規定は適用しない。この場合において、当該少額短期保険業者は、内閣府令で定めるところにより、当該超える金額以上の金額を再保険金額とする再保険を当該外国保険業者に付さなければならない。

5 一 再保険の内容が法令に違反し、又は不公正なものでないこと。

6 二 当該再保険に代えて、当該再保険と同等又是有利な条件の再保険を保険会社に付すことが困難であること。

7 三 当該再保険を付すことにより、被保険者の他の関係者の利益が不当に侵害されるおそれがないこと。

8 前項の規定により再保険を外国保険業者に付す場合には、第四項第一号中「保険会社の商号、名称又は氏名」とあるのは、「外国保険業者の商号、名称又は氏名」とする。

9 内閣総理大臣は、第五項の承認を行ふ場合において、同項第二号に掲げる場合に該当するかどうかについて保険会社に確認することができる。

10 内閣総理大臣は、第五項の承認を行つた場合において、再保険と同様に付すべき事項を記載した届出書を内閣総理大臣に届け出なければならない。

四条第一項、第一百八十七条第一項、第一百九十九条第一項、第二百九十三条第一項、第二百九十六条第一項及び第二百九十八条第一項の規定により計算して二十八日を満過する日

第一百九十六条 第十八条の規定(第五十三条の二第一項第三号の改正規定)(「五百一十二条第二

第一項第三号の改正規定（第二百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項）を「第二百九十七条」に、「第二百九十九条第一号から第十号まで、第十八条号若しくは八条第一号から第十号まで若しくは第七号若しくは第二项」を「第二百九十七条」に、「第二百九十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第二百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）」に、「第二百九十九条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に改める部分に限る。による改正後の保険業法（以下この項において「新保険業法」という。）第五十三条の二第一項第三号（新保険業法第五十三条の五第一項、第五十三条の二十六第四項及び第一百八十条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一条の規定による改正前の証券取引法第二百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項又は第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八条号若しくは第十九号の規定（附則第二百八条の規定によりなほ從前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、第一条の規定による改正後の証券取引法第二百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号又は第一百九十八条第八号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

第百九十七条 保険会社等（第十八条の規定による改正後の保険業法（以下「改正保険業法」という。）第二条の二第一項に規定する保険会社等をいう。）、外国保険会社等（改正保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）又は保険仲立人（改正保険業法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）は、この法律の施行後最初に特定保険契約等（改正保険業法第三百条の二において読み替えて準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する特定保険契約等をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が改正保険業法第三百条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を改正保険業法第三百条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときは、当該顧客に対し、改正保険業法第三百条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二に規定する告知をしたものとみなす。

（権限の委任）

第二百六十六条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

（二百十九条）この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令等で定める。
（検討）
六号抄
この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。
附 則（平成一八年一二月一五日法律第六一〇九号抄）
この法律は、新信託法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九条（商法第七条の改正規定に限る。）、第二百五十五条（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条第二十四条の改正規定に限る。）、第三十七条（金融機関の合併及び転換に関する法律第七十六条第七号の改正規定に限る。）、第四十九条（保険業法第十七条の六第一項第七号、第五十三条の十二第八項、第五十三条の十五、第五十三条の二十五第二項、第五十三条の二十七第三項、第五十三条の三十二、第一百八十五条、第五十三条の二五第二項、第五十五条の第五項の改正規定に限る。）、第五十九条（資産の流動化に関する法律第七十六条第六項、第八十五条、第一百六十八条第五項、第一百七十二条第六項及び第三百六十六条第一項第二十三号の改正規定に限る。）、第五十九条、第七十五条及び第七十七条（会社法目次の改正規定、同法第一百三十二条に二項を加える改正規定、同法第二編第二章第三節中第一百五十四条の次に一款を加える規定、同法第二編第三章第四節中第一百七十二条の次に一款を加える改正規定、同法第六百九十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第九百四十三条第一号の改正規定を除く。）

いて同じ。」の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなほその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後二ヶ月以内に付

附 則（平成一九年六月一日法律第七四二号）抄
（施行期日）

第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）に改める部分に限る。）及び同法第五十二条の四十五の二の改正規定、第十一条中貸金業法第十二条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第四十一条の七に一項を加える改正規定、第十二条中保険業法目次の改正規定（「第一百五条」を「第一百五条の三」に改める部分に限る。）、同法第九十九条第八項の改正規定、同法第二编第三章中第一百五条の次に二条を加える改正規定、同法第一百九十九条の改正規定、同法第二百四十四条第一項第三号の次に二号を加える改正規定、同法第二百八十九条の十三に一条を加える改正規定、同法第二百九十九条の改正規定及び同法第三百条の二の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三の改正規定、同法第五十九条の七の改正規定（第三十七条の五、第三十七条の六）を「第三十七条の五から第三十一条の七まで」に改める部分に限る。）及び同法第九十五条の五の改正規定、第十四条中信託業法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条の二及び第五十条の二第二十二項の改正規定、第十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定（「第十九条」を「第十九条の二」に改める部分に限る。）及び同法第三章中第十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第九条及び第十六条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則の適用に関する経過措置）

第十九条 この法律（附則第一条の規定による廃止前）に掲げる規定については、なお従前の例による。

（政令への委任）

（施行期日）

第二十条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

（施行期日）

前項に定めるもののほか、この法律の施行に
関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

4 政府は、この法律の施行後五年を目途とし
て、この法律による改正後のそれぞれの法律
(以下この項において「改正後の各法律」とい
う。)の施行の状況等を勘案し、必要があると
認めるときは、改正後の各法律の規定について
検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を
講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年五月二十四日法律第三
(施行期日))
抄 (平成二十九年五月二十四日法律第三
(施行期日))
この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及
び第二十六条の規定は、公布の日から施行す
る。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及
び第二十六条の規定は、公布の日から施行す
る。この法律の施行前にした行為に対する
罰則に関する経過措置

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例によ
る。この他の経過措置の政令への委任)

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条
に定めるものほか、この法律の施行に関し必
要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)
は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年六月二日法律第四五
(号))

この法律は、民法改正法の施行の日から施行
する。ただし、第三十三条の一、第三十三条の二、
第三百六十七条の二、第三百六十七条の三及び
第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す
る。

附 則 (平成三十一年三月三一日法律第一
(号))
この法律は、平成三十年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成三十一年五月二十五日法律第二
(施行期日))
抄 (平成三十一年五月二十五日法律第二
(施行期日))
この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二
条の規定は、公布の日から施行する。

第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の
規定によりなお従前の例によることとされる場
(罰則に関する経過措置)

合における施行日以後にした行為に対する罰則
の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で
定める。

附 則 (令和元年六月七日法律第二八
(施行期日))
抄 (令和元年六月七日法律第二八
(施行期日))
この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、
公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、
公布の日から施行する。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十一条 この附則に規定するもののほか、こ
の他の経過措置の政令への委任)

第三十二条 政府は、この法律の施行後五年を目
途として、この法律による改正後のそれぞれの
法律(以下この条において「改正後の各法律」と
いう。)の施行の状況等を勘案し、必要があ
ると認めるときは、改正後の各法律の規定につ
いて検討を加え、その結果に基づいて所要の措
置を講ずるものとする。

第三十三条 政府は、この法律による改正後
の各法律の規定について検討を加え、その結果
に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。ただし、次の各号
に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行
する。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七
(号))
この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。ただし、次の各号
に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行
する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。ただし、次の各号
に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行
する。

附 則 (平成三十一年六月一四日法律第三
(号))
この法律は、平成三十一年四月一日から施行す
る。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二
条の規定は、公布の日から施行する。

、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地
方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定
を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、
第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十
条、第六十二条、第六十六条から第六十九条
まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の
二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七
十七条、第七十九条、第八十条、第八十二
条、第八十四条、第八十七条、第八十九条、
第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十
九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十
五条、第九十六条、第九十八条から第一百条ま
で、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百
二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六
条、第一百十九条、第一百二十一、第一百二十三
条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三
八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第百
六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九
条、第一百七十条、第一百七十二条(フロン類の
使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)
並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第
十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三
条から第二十九条までの規定、公布の日から
起算して六月を経過した日

第一号 行政府の行為等に関する経過措置

第二号 この法律(前条各号に掲げる規定にあつ
ては、当該規定。以下この条及び次条において
同じ。)の施行の日前に、この法律による改正
前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条
項その他の権利の制限に係る措置を定めるもの
に限る。)に基づき行われた行政府の处分その
他の行為及び当該規定により生じた失職の効力
については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八
六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に關
する法律(平成十八年法律第四十八号)におけ
る法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐
人であることを理由に制限する旨の規定につ
いて、この法律の公布後一年以内を目途として検
討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除
その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす
る。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七
(一号))

この法律は、会社法改正法の施行の日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

第一号 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第
二百六十九条の改正規定(第六十八条第二項)
を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。)
、第二十一条中民間資金等の活用による公共施
設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第
二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中
保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規
定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する
法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一
条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機
構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第
七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及
び特定農水産業協同組合等による信用事業の再
編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項
の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五
条の規定、公布の日

第二号 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の
登記に関する法律第四条の改正規定(次号に掲
げる部分を除く。)、第六条の規定(同条中商業
登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及
び同法第九十一条第二項の改正規定(前条
を「第九十条」に改める部分に限る。)並びに
同号に掲げる改正規定を除く。)、第七条の規
定、第十五条规定中一般社団法人及び一般財團法人
に関する法律第三百三十条の改正規定(同号に
掲げる部分を除く。)、第十六条第五項の規定
第十十七条中信託法第二百四十七条の改正規定
(同号に掲げる部分を除く。)、第十八条中職員
团体等に対する人格の付与に関する法律第五
十八条の改正規定(第十九条の二の下に「
第十九条の三、第二十二条」を加え、「第十五
号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」
に改める部分、「同法第二十七条中「本店」と
ある部分を除く。」を削る部分及び「事務所」
と「の下に「同法第十二条の二第五項中「營
業所(会社にあつては、本店)」とあり、並び
に同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第
一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」
と「遷任された者」との下に「同法
第百四十六条の二中「商業登記法」(とあるの
は「職員団体等に対する法人格の付与に関する
法律(昭和五十三年法律第八十号)第五十五条

「商業登記法第百四十五条」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法」と、第六十八条の規定、第六十九条中消費生活協同組合法第九十二条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法」）の規定、第六十九条中消費生活協同組合法第一百四十五条」とを加える部分に限る。）、第六十九条中消費生活協同組合法第一百四十五条とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分に限る。）、第七十三条第三項の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第八十条中漁船損害等補償法第八十三条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第八十三条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分に限る。）、第八十六条の規定、第九十三条中小企業等協同組合法第百四十五条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第九十四条第三項の規定、登記法第一百四十五条」とを加える部分に限る。）、第八十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。）、第九十七条、第九十九条及び第一百一条の規定、第一百二条中技術研究組合法第一百六十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第一百三条第三項の規定、第一百七条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定（「第十九条の二」の下に「、第

十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。）、第八百八条の規定、第一百十一条中有限責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定（（第十九条の二）の下に「第十九条の二、第二十一条」を加える部分に限る。）並びに第百十二条の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日登記に関する法律第四条の改正規定（（並びに第百三十二条）を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分に限る。）、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定（（本店の所在地における）を削る部分に限る。）、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（（本店の所在地における）を削る部分に限る。）並びに同法第九十五条、第百十一条、第百十八条及び第百三十八条の改正規定、第九条中社債、株式等の振替に関する法律第五百五十一條第二項第一号の改正規定、同法第五十五条第一項の改正規定（（以下この条）の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）同法第五百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条第五十五条第一項の改正規定（（以下この条）の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）同法第五百五十九条の二第二項第四号を加える部分に限る。）同法第二百三十一条第一項の改正規定（（まで）の下に「、第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）同条第二項の表第二百五十九条第一項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十九条第一項の改正規定（（まで）の下に「、第百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十一、十二条中会社更生法第二百六十二条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の目次の改正規定（（従たる事務所の所在地における登記（第三百二十二条第一項第三百四十四条）を「削除」に改める部分に限る。）、同法第四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第三百一条第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節

は「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」とを削る部分に限る)、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定(同法第七十八条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、第六十七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第六十九条中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、第七十一条中医療法(第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、第七十一条中農業協同組合法第三十六条第三項の改正規定(前号に掲げる部分に限る)、第八十一条中農村負債整理組合法第三十六条第七項の改正規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定(第十七条(第三項ヲ除ク)を「第十七条」に改める部分に限る)、第八十二条中農業協同組合法第三十六条第十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定(第一項の改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定(第一項の改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十七条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十七条から第七十三条までの改正規定及び同法第六十条の四第三項及び同法第八十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び同法第一百条第二項の改正規定並びに同法第一百十二条第一項第二十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、同法第二十二条第二項の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章規定期定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定並びに同法第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に規定期定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定並びに同法第一百条第二項の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章規定期定、同法第九十三条から第九十五条まで、第十九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定

並びに同法第百三十三条の改正規定（「第四十八条第二項各号」を「第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「第三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分及び「同法第四十八条第二項中〔会社法第九百三十三条第二項各号〕とあるのは〔中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号〕と」を削る部分に限る。）、「第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十九条第一項の改正規定を除く。）」、「第四十四条の十一第二項の改正規定を除く。」、「第十九十八条の中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（第八項）の下に「第三十八条の六」を加える部分を除く。」、「第一百条の規定（同条中小企業団体の組織に関する法律第百十三条第一項第十三号の改正規定を除く。）」、「第一百一条中の技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第六十八条の改正規定（「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「第三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中〔会社法第九百三十三条第二項各号〕とあるのは〔技術研究組合法第一百五十六条第二項各号〕と、同法第五十条第一項」を削る部分に限る。）」、「第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）」、「会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日」

(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における規定について同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年六月一二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十七条の規定 公布の日

(検討)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年三月三一日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の一十七の項の改正規定を除く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定、公布の日

(施行期日)抄
（令和三年五月二六日法律第四六）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中銀行法第五十二条の二の五の改正規定及び同法第五十二条の四十五の二の改正規定、第三条中金融商品取引法第三十七条の六（見出しを含む。）の改正規定、第七条中信用金庫法第八十九条の二の改正規定、第八条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定並びに第十二条中保険業法第四条第三項の改正規定、同法第三百条の二の改正規定及び同法第三百九条の改正規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 この法律の施行の際現に第十二条の規定による改正前の保険業法（以下「旧保険業法」という。）第一百六条第三項本文に規定する事由（保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はその子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）による旧保険業法第一百六条第一項第十三号に掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。）により当該子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）以外の外国の会社を子会社としている保険会社は、第十二条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第一百六条第十二項本文に規定する事由（保険会社又はその子会社による同条第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第十二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。）により当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている保険会社とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、旧保険業法第一百六条第三項ただし書に規定する事由の生じた日は、新保険業法第一百六条第十二項ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

二 この法律の施行の際現に旧保険業法第一百六条第四項本文に規定する場合に該当して子会社対

算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

部分を除く。)並びに同法第二十五条の二の四第三号及び第四号の改正規定、第十一一条中労働金庫法第九十四条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第一百条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十二条中銀行法第十三条の四の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の二の五の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の四十五の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の六十の十七の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)、四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項

を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第三百三十二条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示等」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第三百五十五条第四号及び第五号、第三百六十六条の二第二号、第三百七十七条の二第二号並びに第三百九十九条の二の第五号、第三百九十九条第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第九十九条の二の第五号及び第四号の改正規定、第十八条（信託業法第二十四条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条（第一項を除く。）、第二十四条规定から第三十三条まで、第三十五条、第三五六条及び第五十七条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

契約の解除について適用し、第四号施行日前に成立した第十四条の規定による改正前の保険業法（以下この条において「第四号旧保険業法」という。）第九十九条第八項において準用する第十八条の規定による改正前の信託業法（次項から第四項まで及び附則第三十一条において「第四号旧信託業法」という。）第二十四条の二において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の六第一項に規定する特定信託契約の解除については、なお従前の例による。

2 第四号新保険業法第九十九条第八項において準用する第四号新信託業法第二十六条の規定は、第四号施行日以後に同条第一項の信託契約が成立する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧保険業法第九十九条第八項において準用する第四号旧信託業法第二十六条第一項の信託契約が成立した場合については、なお従前の例による。

3 第四号新保険業法第九十九条第八項において準用する第四号新信託業法第二十七条の規定は、第四号施行日以後に終了する計算期間（同条に規定する計算期間をいう。）に係る同条の信託財産の状況その他の内閣府令で定める事項の情報の提供について適用し、第四号施行日前に終了する計算期間（第四号旧保険業法第九十九条第八項において準用する第四号旧信託業法第二十七条第一項に規定する計算期間をいう。）に係る第四号旧保険業法第九十九条第八項において準用する第四号旧信託業法第二十七条第一項の信託財産状況報告書の作成及び交付については、なお従前の例による。

4 第四号新保険業法第九十九条第八項において準用する第四号新信託業法第二十七条第一項の信託財産状況報告書の作成及び交付については、なお従前の例による。

5 第四号新保険業法第二十九条第三項の規定は、第四号新保険業法第九十九条第八項において準用する第四号新信託業法第二十九条第三項の規定は、第四号新保険業法第二十九条第三項において同条第二項各号の取引をする場合における同条第三項の取引の状況その他の内閣府令で定める事項の情報の提供について適用し、第四号施行日前に終了する第四号旧保険業法第九十九条第八項において準用する第四号旧信託業法第二十九条第三項の計算期間において同条第二項各号の取引をした場合における同条第三項の取引の状況を記載した書面の作成及び交付については、なお従前の例による。

第六十九条 第四号新保険業法第二百条の五の規定は、第四号施行日以後に終了する対象期間（同条第一項の規定により提供する同項に規定する運用実績

連動型保険契約に基づいて運用する財産の運用状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報に係り提供の対象となる期間をいう。）に係る当該情報の提供について適用し、第四号施行日前に終了する対象期間（第四号旧保険業法第二百条の五第一項の規定により作成する運用報告書に係り作成の対象となる期間をいう。）に係る同項の運用報告書の作成及び交付については、なお従前の例による。

6 第四号新保険業法第三百条の二において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定保険契約等が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第四号旧保険業法第三百条の二において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定保険契約等が成立したときその他内閣府令で定めるときが到来した場合には、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六十九条 政府は、この法律の施行後五年を用途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。